

那覇市情報公開および個人情報保護制度

運用状況報告書

平成 25 年度（2013 年度）

那 覇 市 総 務 部 総 務 課

市 政 情 報 セ ン タ ー

目 次

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 情報公開制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（表1）情報公開請求の処理状況内訳
（表2）非公開、部分公開の理由内訳
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (1) 情報公開請求の内容
①市政情報センター受付分・・・・・・・・・・・・・・ 4
②保健所受付分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
③上下水道局受付分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、
審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (3) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿・・・・・・・・ 46
- (4) 那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿・・・・・・・・ 47

II 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・・・・・ 49
（表1）個人情報開示等請求の処理状況内訳
（表2）開示請求に対する一部承認、拒否の理由内訳
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (1) 個人情報開示等請求の内容
①市政情報センター受付分・・・・・・・・・・・・・・ 51
②市立病院受付分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (2) 目的外利用・外部提供の状況・・・・・・・・・・・・ 59

III 審議会の答申

- 1 アクセスログ（接続記録）の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 87
- 2 特定健診及び特定保健指導支援システムに係る
個人情報の目的外利用について・・・・・・・・・・・・ 89
- 3 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報の外部提供について・・ 92
- 4 那覇市情報公開条例の改正について・・・・・・・・・・・・ 95
- 5 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金業務に係る
個人情報の目的外利用及び外部提供について・・・・・・・・ 96

Ⅳ 審査会の答申

- 1 「懲戒処分に関する文書」の
個人情報開示請求一部承認決定処分に対する異議申立て・・・１０３
- 2 「表面管理という法律用語が確認できる資料及び首里崎山線の路面の地下
管理範囲が確認できる資料」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・１０７
- 3 「城南小学校水泳プール工事場所について、公文書作成の要領について及
び文書取扱規程について」
の公文書公開請求に係る不作為に対する異議申立て・・・１１１
- 4 「那覇市議会開会中に係る維持管理等を含む毎議会の費用が分かる資料」
の公文書部分公開決定処分に対する異議申立て・・・１１３
- 5 「昭和４１年から昭和４６年までの期間、地籍併合図及び国土基本図等、
市が農道・首里崎山線を維持管理するために使用していることがわかる
図面」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・１１７
- 6 「審査会議事録」
の公文書部分公開決定処分に対する異議申立て・・・１１９
- 7 「那覇市市道路線認定図にある農道崎山線の道路台帳、農道現況台帳、道
路敷地の確認台帳、地積図面及び幅員別道路調査台帳の件」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・１２２
- 8 「那覇市道崎山９号の地籍図面、道路敷地の確認台帳及び市道境界承認
書並びに那覇市道金城８号の地籍図面及び道路敷地の確認台帳」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・１２５

Ⅳ 会議公開制度

- 1 会議公開制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
- (1) 会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９

I 情報公開制度

1 情報公開制度の目的

那覇市は、民主的な開かれた市政を実現するためには、行政の持つ情報を広く市民に公開する必要があると考えています。市民の「知る権利」を保障し、行政に対しては「原則公開」を義務付けるのが情報公開制度です。

次の3点を制度の柱として、ガラス張りの市民参加の市政をめざします。

- (1) 市の行政機関等のもっている情報は、原則としてすべて公開します。
- (2) 市民のプライバシーは最大限に保護します。
- (3) 非公開とする情報は、プライバシー保護や公的保護を図るための必要最小限とします。

情報公開制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面や磁気テープから採録したものです。

(3) 公文書の公開を請求できる者

住所、国籍、年齢、個人、法人の区別なく、どなたでも実施機関のもっている公文書の公開を請求できます。

(4) 非公開とすることができる公文書

実施機関のもっている公文書は公開が原則ですが、次のような情報が記録されている公文書は非公開とすることがあります。

- ①法令により、明らかに守秘義務が課されている情報
- ②個人に関する情報
- ③公開すると会社などの法人等に著しい不利益を与える情報
- ④公開すると行政の公正な執行に支障を及ぼす情報

(5) 公開の請求方法

公開請求は、請求書を窓口の市政情報センター（生活衛生課、上下水道局及び市立病院はそれぞれのコーナー）に提出して行います。

(6) 決定に対する不服申立

実施機関の決定に対して不服があるときは、不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

(7) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

2 情報公開制度の運用状況

- (1) この運用状況は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年分です。
- (2) 公開請求件数は758件で、内訳は下記の表のとおりとなっています。(表1参照)
- (3) 受付窓口別にみると、市政情報センター620件(うち監査委員0件、農業委員会0件、公平委員会0件、消防長22件、議会2件)、那覇市保健所129件、上下水道局市政情報コーナー9件、市立病院情報コーナー0件となっています。(表3参照)
- (4) 月平均の請求件数は、約63件となります。
- (5) 非公開、部分公開の理由内訳は下記の表のとおりです。(表2参照)
- (6) 処分に対する不服申立は7件でした。(表1参照)

(表1) 情報公開請求の処理状況内訳

年 度	請求件数	公 開	部分公開	非公開	取り下げ	不服申立て
平成24年度	582	122	425	31(27)	4	1
平成25年度	758	180	536	33(30)	9	7

※ 非公開欄のかっこ書きは文書不存在の件数です。

(表2) 非公開、部分公開の理由内訳

	非公開	部分公開	計
法 令 秘 情 報	0	0	0
個 人 情 報	2	501	503
法 人 情 報	0	35	35
行 政 執 行 情 報	1	3	4
(時 限 秘)	(0)	(0)	(0)
文 書 不 存 在	30	14	44
そ の 他	1	0	1
合 計	34	553	587

※ 複数の理由に該当する場合もあるので、各合計が必ずしも請求件数と一致するわけではありません。

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関		公 開 請 求 内 訳					不服申立て
		請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
市 長	総 務 部	17	7	4	5	1	3
	企画財務部	4	3	-	1	-	-
	経済観光部	3	3	-	-	-	-
	環 境 部	13	7	4	2	-	-
	市民文化部	11	5	4	1	1	-
	福 祉 部	22	7	8	4	3	-
	健 康 部	133	12	121	-	-	-
	こどもみらい部	7	3	4	-	-	-
	都市計画部	422	73	345	3	1	-
	建設管理部	46	27	11	8	-	5
	出 納 室	1	1	-	-	-	-
	小 計	679	148	501	24	6	8
教育委員会		46	20	16	8	2	1
選挙管理委員会		-	-	-	-	-	-
監査委員		-	-	-	-	-	-
農業委員会		-	-	-	-	-	-
公平委員会		-	-	-	-	-	-
固定資産評価委員会		-	-	-	-	-	-
消 防 長		22	1	19	1	1	-
上下水道事業管理者		9	9	-	-	-	-
議 会		2	2	-	-	-	-
地方独立行政法人 (市立病院)		-	-	-	-	-	-
合 計		758	180	536	33	9	9

(1) 情報公開請求の内容

① 市政情報センター受付分

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1	H25.4.1	借地契約書	部分公開	H25.4.2	・条例第6条第1項第2号(個人情報)及び第3号(法人情報)に該当(印影部分) ・文書不存在	総務部 管財課
2	2	H25.4.3	那覇市道崎山5号路線認定手続きの件	非公開	H25.4.25	文書不存在	建設管理部 道路管理課
3	3	H25.4.3	農道(私道)において道路上で作業する場合に届出する書式の件	公開	H25.4.25		建設管理部 道路管理課
4	4	H25.4.3	賃借物(借用校地)を公益上必要と賃借人(那覇市)が認めるものについては、賃貸人(学校用地の地権者)は転貸借等を承諾する件	非公開	H25.4.16	文書不存在	生涯学習部 施設課
5	5	H25.4.3	賃借物(借用校地)を公益上必要と賃借人(那覇市)が認めるものを転貸借等をしている件	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号(個人情報)及び第3号(法人情報)に該当(個人氏名、印影部分)	生涯学習部 施設課
6	6	H25.4.1	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
7	7	H25.4.1	建築計画概要書	部分公開	H25.4.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
8	8	H25.4.3	道路位置変更申請図	部分公開	H25.4.4	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
9	9	H25.4.3	建築計画概要書	部分公開	H25.4.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
10	10	H25.4.4	道路位置指定申請図 建築計画概要書	部分公開	H25.4.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
11	11	H25.4.11	平成20年度のこくばめーばる公園ワークショップについて作成された文書	公開	H25.4.15		企画財務部 企画調整課
12	12	H25.4.11	2012年、文科省・沖縄県教育委員会から依頼された「体罰に関する実態調査について」 ・各那覇市立小・中学校から那覇市教育委員会へ提出した実態調査個票全て ・沖縄県教育委員会へ提出した実態調査報告書全て	部分公開	H25.4.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	学校教育部 学校教育課
13	13	H25.4.11	2012年度、那覇市立小学校・中学校から那覇市教育委員会に提出された教職員による体罰に関する事故報告書・緊急第一報全て	部分公開	H25.4.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	学校教育部 学校教育課
14	14	H25.4.11	2012年、文科省・沖縄県教育委員会から依頼された「体罰に関する実態調査について」 ・各那覇市立小・中学校へ出した文書全て	部分公開	H25.4.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	学校教育部 学校教育課
15	15	H25.4.11	・平成24年度教育相談支援事業報告書 ・平成25年度教育相談支援事業実施計画・要項等 事業内容が分かるもの、教育相談支援員名簿	部分公開	H25.4.25	文書不存在(平成24年度教育相談支援事業報告書部分)	学校教育部 教育相談課
16	16	H25.4.11	那覇市教育委員会が行っている「WISCⅢ検査(WISC-Ⅳ)」について2012年度 ・検査使用目的 ・検査使用対象 ・検査を実施した職員名・役職・専門職名 ・検査回数(内訳も) ・児童生徒その保護者に対する通知文、又は検査同意書等	部分公開	H25.4.25	・条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(検査同意書、検査を実施した職員名・役職・専門職名のうち年齢部分) ・文書不存在(検査回数部分)	学校教育部 学校教育課
17	17	H25.4.8	建築計画概要書	公開	H25.4.11		都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
18	18	H25.4.8	建設リサイクル届受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.4.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
19	19	H25.4.9	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
20	20	H25.4.9	建築計画概要書	公開	H25.4.11		都市計画部 建築指導課
21	21	H25.4.10	建築計画概要書	部分公開	H25.4.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
22	22	H25.4.15	賃貸借地(学校用地)の土地賃貸借契約書・第2条の 規定・転貸借(又貸し)条項に基づいた土地賃貸借及 び使用貸借するための行政手続きの書式の件	公開	H25.4.25		生涯学習部 施設課
23	23	H25.4.15	平成25年1月1日から25年3月31日までに付定のあつ た住居表示実施地区の日付、新築物の住居番号、 町名地番が明記されている資料と当該の住居表示 台帳	公開	H25.4.17		都市計画部 市街地整備課
24	24	H25.4.10	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
25	25	H25.4.10	建築計画概要書	公開	H25.4.15		都市計画部 建築指導課
26	26	H25.4.12	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
27	27	H25.4.15	建築計画概要書	公開	H25.4.17		都市計画部 建築指導課
28	28	H25.4.15	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
29	29	H25.4.16	建築計画概要書	公開	H25.4.17		都市計画部 建築指導課
30	30	H25.4.11	建築計画概要書	部分公開	H25.4.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
31	31	H25.4.11	建築計画概要書	部分公開	H25.4.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
32	32	H25.4.17	建築計画概要書	公開	H25.4.18		都市計画部 建築指導課
33	33	H25.4.17	建築計画概要書	部分公開	H25.4.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
34	34	H25.4.19	平成25年1月1日から平成25年3月31日迄に設定の あつた住居番号地番、地名町名、設定された日付が 明記されている資料及びそれに対応する住居表示 台帳	公開	H25.4.24		都市計画部 市街地整備課
35	35	H25.4.19	那覇市内の小中学校における教職員の駐車場料金 に関して ①平成21年、平成22年、平成23年、平成24年の各 年度の駐車料金の総収入額 ②各年度の総収入の使途(何に、どのように、いくら 使ったのか)	部分公開	H25.5.16	文書不存在 (②の平成21年度部 分)	生涯学習部 施設課
36	36	H25.4.19	道路位置指定申請図 道路位置変更申請図	部分公開	H25.4.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
37	37	H25.4.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
38	38	H25.4.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
39	39	H25.4.18	建築計画概要書	部分公開	H25.4.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
40	40	H25.4.19	建築計画概要書	公開	H25.4.24		都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
41	41	H25.4.22	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
42	42	H25.4.25	建築計画概要書	部分公開	H25.4.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
43	43	H25.4.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.4.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
44	44	H25.4.24	建築計画概要書	部分公開	H25.4.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
45	45	H25.4.30	那覇市道として道路認定された「道路上での作業届 書」の件	公開	H25.5.10		建設管理部 道路管理課
46	46	H25.4.23	建築計画概要書 道路位置指定申請図 道路位置指定通知書	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
47	47	H25.4.26	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
48	48	H25.4.26	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
49	49	H25.4.26	建築計画概要書	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
50	50	H25.4.30	建築計画概要書	公開	H25.5.1		都市計画部 建築指導課
51	51	H25.4.26	建築計画概要書	部分公開	H25.5.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
52	52	H25.5.2	泊外人墓地について ①墓碑数 ②埋葬者数	公開	H25.5.9		市民文化部 文化財課
53	53	H25.5.2	建築計画概要書	公開	H25.5.9		都市計画部 建築指導課
54	54	H25.4.30	建築計画概要書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
55	55	H25.5.1	建築計画概要書	部分公開	H25.5.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
56	56	H25.5.8	道路位置申請図	部分公開	H25.5.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
57	57	H25.5.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
58	58	H25.5.7	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
59	59	H25.5.10	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
60	60	H25.4.24	建設リサイクル届受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.4.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
61	61	H25.5.9	建築計画概要書	部分公開	H25.5.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
62	62	H25.5.9	建築計画概要書	部分公開	H25.5.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
63	63	H25.5.9	建築計画概要書	部分公開	H25.5.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
64	64	H25.5.10	建築計画概要書	公開	H25.5.16		都市計画部 建築指導課
65	65	H25.5.13	道路位置指定図面 申請ヶ所見取図・道路位置指定図	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
66	66	H25.5.14	建築計画概要書	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
67	67	H25.5.14	道路位置申請図 道路位置指定通知書	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
68	68	H25.5.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
69	69	H25.5.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
70	70	H25.5.15	建築計画概要書	公開	H25.5.21		都市計画部 建築指導課
71	71	H25.5.13	確認台帳(建築物)	部分公開	H25.5.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
72	72	H25.5.14	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.5.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(届出者氏名及び担当者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
73	73	H25.5.14	建築計画概要書	部分公開	H25.5.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
74	74	H25.5.17	建築計画概要書	部分公開	H25.5.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
75	75	H25.5.17	建築計画概要書	部分公開	H25.5.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
76	76	H25.5.20	定期調査報告概要書 定期検査報告概要書	部分公開	H25.5.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
77	77	H25.5.28	①建物の使用開始届(新築等) ②消防用設備検査済証 ③消防用設備設置届 ④使用開始届(最新) ⑤消防用設備設置届(最新) ⑥消防用設備検査済証(最新) ⑦指導書	部分公開	H25.6.4	・条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(黒塗り部分) ・文書不存在(①部分) ・設備検査時に不適事項があったことにより交付保留(⑥部分)	消防本部 予防課
78	78	H25.5.24	建築計画概要書	公開	H25.5.28		都市計画部 建築指導課
79	79	H25.5.24	建築計画概要書	公開	H25.5.28		都市計画部 建築指導課
80	80	H25.5.24	建築計画概要書	部分公開	H25.5.28	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
81	81	H25.5.27	建築計画概要書	公開	H25.5.28		都市計画部 建築指導課
82	82	H25.5.20	建築計画概要書	部分公開	H25.5.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
83	83	H25.5.24	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.29	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
84	84	H25.5.24	道路位置指定申請図	部分公開	H25.5.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
85	85	H25.5.24	建築計画概要書	公開	H25.5.29		都市計画部 建築指導課
86	86	H25.5.27	建築計画概要書	部分公開	H25.5.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
87	87	H25.5.20	建築計画概要書	部分公開	H25.5.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
88	88	H25.5.30	道路位置変更申請図	部分公開	H25.6.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
89	89	H25.5.30	建築計画概要書	公開	H25.6.6		都市計画部 建築指導課
90	90	H25.6.4	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
91	91	H25.6.4	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
92	92	H25.6.3	建築計画概要書	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
93	93	H25.6.7	1、消防用設備等点検結果報告書(最新版) 2、防火対象物点検結果報告書(最新版)	部分公開	H25.6.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
94	94	H25.5.30	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)の み)	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
95	95	H25.5.31	建築計画概要書	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
96	96	H25.6.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
97	97	H25.6.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
98	98	H25.6.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
99	99	H25.6.6	定期調査報告概要書 定期検査報告概要書(昇降機) 建築計画概要書	部分公開	H25.6.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
100	100	H25.6.7	定期調査報告概要書 建築計画概要書 定期検査報告概要書(昇降機)	部分公開	H25.6.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
101	101	H25.6.7	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
102	102	H25.6.7	建築計画概要書	部分公開	H25.6.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
103	103	H25.6.12	1、行政財産目的外使用料のうち、職員駐車土地使 用料の徴収対象となっている施設名 2、職員駐車土地使用料を那覇市に払っているオート バイ数 3、職員駐車土地使用料の合計	公開	H25.6.14		消防本部 総務課
104	103	H25.6.12	1、「行政財産目的外使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の徴収対象となっている施設名、 那覇市内の小中学校以外の施設名を知りたい(平成 24年のみ) 2、「駐車土地使用料」(駐車料金)を那覇市に払って いる対象施設のうち、車両数およびオートバイ数、ま たそのうち学校職員の車両数とオートバイ数(平成23 年、平成24年) 3、「行政財産目的使用料」における「駐車土地使用 料」(駐車料金)の合計、またそのうち学校職員が払っ ている「駐車土地使用料」の合計と割合(平成23年、 平成24年)	公開	H25.6.21		市民文化部 市民課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
105	103	H25.6.12	1、「行政財産目的外使用料」における「駐車土地 使用料」(駐車料金)の徴収対象となっている施設名、 那覇市内の小中学校以外の施設名を知りたい(平成 24年のみ) 2、「駐車土地使用料」(駐車料金)を那覇市に払って いる対象施設のうち、車両数およびオートバイ数、ま たそのうち学校職員の車両数とオートバイ数(平成23 年、平成24年) 3、「行政財産目的使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の合計、またそのうち学校職員が払っ ている「駐車土地使用料」の合計と割合(平成23年、 平成24年)	公開	H25.6.25		生涯学習部 中央公民館
106	103	H25.6.12	1、「行政財産目的外使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の徴収対象となっている施設名、 那覇市内の小中学校以外の施設名を知りたい(平成 24年のみ) 2、「駐車土地使用料」(駐車料金)を那覇市に払って いる対象施設のうち、車両数およびオートバイ数、ま たそのうち学校職員の車両数とオートバイ数(平成23 年、平成24年) 3、「行政財産目的使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の合計、またそのうち学校職員が払っ ている「駐車土地使用料」の合計と割合(平成23年、 平成24年)	公開	H25.6.25		生涯学習部 中央図書館
107	103	H25.6.12	1、「行政財産目的外使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の徴収対象となっている施設名、 那覇市内の小中学校以外の施設名を知りたい(平成 24年のみ) 2、「駐車土地使用料」(駐車料金)を那覇市に払って いる対象施設のうち、車両数およびオートバイ数、ま たそのうち学校職員の車両数とオートバイ数(平成23 年、平成24年) 3、「行政財産目的使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の合計、またそのうち学校職員が払っ ている「駐車土地使用料」の合計と割合(平成23年、 平成24年)	公開	H25.6.26		学校教育部 学校給食セン ター
108	103	H25.6.12	1、「行政財産目的外使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の徴収対象となっている施設名、 那覇市内の小中学校以外の施設名を知りたい(平成 24年のみ) 2、「駐車土地使用料」(駐車料金)を那覇市に払って いる対象施設のうち、車両数およびオートバイ数、ま たそのうち学校職員の車両数とオートバイ数(平成23 年、平成24年) 3、「行政財産目的使用料」における「駐車土地使 用料」(駐車料金)の合計、またそのうち学校職員が払っ ている「駐車土地使用料」の合計と割合(平成23年、 平成24年)	公開	H25.6.26		生涯学習部 施設課
109	104	H25.6.10	建築計画概要書	部分公開	H25.6.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
110	105	H25.6.11	建築計画概要書	公開	H25.6.12		都市計画部 建築指導課
111	106	H25.6.13	平成9年6月定例会6月9日3号 別紙の個所の写しの交付	公開	H25.6.14		議会事務局 議事管理課
112	107	H25.6.11	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
113	108	H25.6.17	上記記載の物件取得に際し、直近の防火対象物立 入検査調査の開示及び消防設備等(最新)点検結果 報告書の写しの交付	部分公開	H25.6.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
114	109	H25.6.17	①土地売買契約書 ②支出負担行為書	部分公開	H25.6.25	・条例第6条第1項第2 号(個人情報)に該当 (①の個人名・所在・印 影部分) ・文書不存在(②部分)	建設管理部 市営住宅課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
115	110	H25.6.14	建築計画概要書	部分公開	H25.6.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
116	111	H25.6.14	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)の み)	部分公開	H25.6.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者部分)	都市計画部 建築指導課
117	112	H25.6.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
118	113	H25.6.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
119	114	H25.6.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
120	115	H25.6.19	1962年7月に那覇市建設部都市計画課が調査した 墓統計(約6600墓)の文書の有無について	公開	H25.7.1		都市計画部 都市計画課
121	116	H25.6.19	日本復帰前(～1972年)における那覇市建設部都市 計画課が関わる墓についての公文書(リスト)の有無 について(墓の撤去や規則等)	非公開	H25.7.1	文書不存在	都市計画部 都市計画課
122	117	H25.6.19	那覇市教育委員会が2012年に作成した不登校対策 のリーフレット	公開	H25.7.3		学校教育部 教育相談課
123	118	H25.6.19	那覇市教育委員会が2012年に作成した不登校対策 のリーフレットについて ・リーフレット作成時に参考にした文科省指針等 ・リーフレット作成時に参考にした全国の取組等	公開	H25.7.3		学校教育部 教育相談課
124	119	H25.6.19	那覇市教育委員会が2012年に作成した不登校対策 のリーフレットについて 作成に関わった全ての担当者の役職・氏名	公開	H25.7.3		学校教育部 教育相談課
125	120	H25.6.19	2011年から2013年5月まで那覇市教育委員会が 行った研修会・講座等の中で、不登校対策に関して 那覇市立石嶺中学校の取組を参考にした研修会・ 講座等について ・配布資料全て ・内容がわかるもの ・後日に報告が記載されている文書全て	公開	H25.7.3		学校教育部 教育相談課
126	121	H25.6.19	2013年6月15日、「那覇市立小中学校 不登校が大 幅減 12年度、26%減」琉球新報記事について、那 覇市教育委員会が提供した資料・報道発表全て	公開	H25.7.3		学校教育部 教育相談課
127	122	H25.6.19	2011年度・2012年度、那覇市立小中学校の児童・生 徒のうち保健室登校・別室登校・相談室登校・その 他学校内施設・適応指導教室に登校した児童・生徒 の人数(学年 内記し)	非公開	H25.7.3	文書不存在	学校教育部 教育相談課
128	123	H25.6.19	建築計画概要書	公開	H25.6.20		都市計画部 建築指導課
129	124	H25.6.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
130	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.6.26	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	消防本部 予防課
131	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.6.28	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	こどもみらい部 子育て応援課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
132	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.6.28	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	都市計画部 区画整理課
133	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の名称など部 分)	消防本部 総務課
134	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.2	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	環境部 環境保全課
135	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.3		経済観光部 商工農水課
136	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.4		建設管理部 道路管理課
137	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	生涯学習部 中央図書館
138	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	建設管理部 市営住宅課
139	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.5		こどもみらい部 こどもみらい課
140	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(契 約会社の代表者印影 部分)	生涯学習部 中央公民館
141	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	学校教育部 学校教育課
142	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.5		市民文化部 文化振興課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
143	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	学校教育部 青少年育成課
144	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印 影、口座番号部分)	健康部 保健所 健康増進課
145	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	福祉部 障がい福祉課
146	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	学校教育部 教育相談課
147	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(個 人の氏名部分)	環境部 クリーン推進 課
148	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.8		建設管理部 公園管理課
149	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	環境部 環境衛生課
150	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	市民文化部 まちづくり協働推 進課
151	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	公開	H25.7.8		生涯学習部 市民スポーツ 課
152	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	総務部 平和交流・男女参 画課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
153	125	H25.6.24	平成24年度損害保険証券の写し及び明細の写しを すべて (民間損害保険会社の契約で、傷害保険・火災保 険・賠償責任保険(自賠責保険及び共済は除く))	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	こどもみらい部 こども政策課
154	126	H25.6.20	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
155	127	H25.6.20	建築計画概要書	部分公開	H25.6.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
156	128	H25.6.21	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
157	129	H25.6.21	建築計画概要書	公開	H25.6.26		都市計画部 建築指導課
158	130	H25.6.24	建築計画概要書	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
159	131	H25.6.24	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
160	132	H25.6.24	建築計画概要書	公開	H25.6.27		都市計画部 建築指導課
161	133	H25.6.24	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
162	134	H25.6.25	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
163	135	H25.6.25	建築計画概要書	公開	H25.6.27		都市計画部 建築指導課
164	136	H25.6.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
165	137	H25.6.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.6.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
166	138	H25.6.28	建物の検査済の有無が確認できる文書	取り下げ	H25.7.1		消防本部 予防課
167	139	H25.7.2	昭和39年(1964年)度の出納簿の件	非公開	H25.7.12	文書不存在	建設管理部 道路管理課
168	140	H25.6.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
169	141	H25.6.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
170	142	H25.6.28	道路位置申請図 道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
171	143	H25.6.28	建築計画概要書	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
172	144	H25.7.1	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
173	145	H25.7.1	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
174	146	H25.7.5	平成23年度末吉公園整備工事(施工:企投建設)に おいて、平成24年1月31日付変更契約で行われた 工事の内容およびその工事が現になされていること を確認した書類等(協議文書、工事確認文書等)	公開	H25.7.9		建設管理部 花とみどり課
175	147	H25.6.28	建築計画概要書	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
176	148	H25.7.2	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
177	149	H25.7.2	建築計画概要書	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
178	150	H25.7.4	建築計画概要書	公開	H25.7.5		都市計画部 建築指導課
179	151	H25.7.2	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
180	152	H25.7.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
181	153	H25.7.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
182	154	H25.7.4	建築計画概要書	部分公開	H25.7.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
183	155	H25.7.5	建築計画概要書	公開	H25.7.5		都市計画部 建築指導課
184	156	H25.7.8	市道拡張工事の計画平面図 石嶺交番前交差点(南北100m)	公開	H25.7.19		建設管理部 道路建設課
185	157	H25.7.8	建築計画概要書	公開	H25.7.9		都市計画部 建築指導課
186	158	H25.7.9	建築計画概要書	部分公開	H25.7.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
187	159	H25.7.11	平成25年4月1日から平成25年6月30日迄に設定の あった住居番号地番、地名町名、設定された日付が 明記されている資料及びそれに対応する住居表示 台帳	公開	H25.7.19		都市計画部 市街地整備課
188	160	H25.7.10	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
189	161	H25.7.9	建築計画概要書	部分公開	H25.7.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
190	162	H25.7.9	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
191	163	H25.7.10	建築計画概要書	公開	H25.7.11		都市計画部 建築指導課
192	164	H25.7.9	建築計画概要書	公開	H25.7.12		都市計画部 建築指導課
193	165	H25.7.17	1 業務名:平成25年度那覇市環境基本計画策定事 業(観光振興に資する亜熱帯・島嶼地域型環境保 全・創造事業) 2 内容:上記業務のプロポーザル結果の参加者(企 業)別、評価項目別評定点(優先交渉者、弊社の評 価項目別評定点が確認できる資料)	公開	H25.7.18		環境部 環境政策課
194	166	H25.7.18	モノレール石嶺線の事業地を表示する平面図	公開	H25.7.26		建設管理部 道路建設課
195	167	H25.7.17	建築計画概要書	部分公開	H25.7.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
196	168	H25.7.18	建築計画概要書	公開	H25.7.19		都市計画部 建築指導課
197	169	H25.7.18	建築計画概要書	公開	H25.7.19		都市計画部 建築指導課
198	170	H25.7.16	建築計画概要書	公開	H25.7.22		都市計画部 建築指導課
199	171	H25.7.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
200	172	H25.7.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
201	173	H25.7.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.23	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
202	174	H25.7.19	建築計画概要書	部分公開	H25.7.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
203	175	H25.7.23	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.7.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
204	176	H25.7.23	建築計画概要書	部分公開	H25.7.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
205	177	H25.7.26	〇〇保育所に勤務していた(退職)〇〇の就労期間	取り下げ	H25.7.29		総務部 人事課
206	178	H25.7.18	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
207	179	H25.7.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
208	180	H25.7.22	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
209	181	H25.7.22	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
210	182	H25.7.25	建築計画概要書	部分公開	H25.7.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
211	183	H25.7.29	退職した〇〇の〇〇保育所に勤務していた期間及 びその当時の役職	非公開	H25.8.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当	総務部 人事課
212	184	H25.7.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
213	185	H25.7.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
214	186	H25.7.26	道路位置指定申請図	部分公開	H25.7.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
215	187	H25.7.30	建築計画概要書	部分公開	H25.7.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
216	188	H25.7.30	建築計画概要書	部分公開	H25.7.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
217	189	H25.8.5	パスカルの農道崎山線那覇市・市道路線認定図の 件	公開	H25.8.15		建設管理部 道路管理課
218	190	H25.8.6	平成24年9月20日総務常任委員会の委員会議事録	公開	H25.8.15		議会事務局 議事管理課
219	191	H25.7.29	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
220	192	H25.8.1	道路位置申請図 道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
221	193	H25.8.1	建築計画概要書	公開	H25.8.6		都市計画部 建築指導課
222	194	H25.8.2	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
223	195	H25.7.31	建築計画概要書	部分公開	H25.8.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
224	196	H25.8.5	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)の み)	部分公開	H25.8.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
225	197	H25.8.7	1/500・地形図・那覇4・道路台帳平面図(測定基図) の件	公開	H25.8.15		建設管理部 道路管理課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
226	198	H25.8.8	崎山9号道路台帳の件	公開	H25.8.15		建設管理部 道路管理課
227	199	H25.8.8	金城8号道路台帳の件	公開	H25.8.15		建設管理部 道路管理課
228	200	H25.8.6	建築計画概要書	部分公開	H25.8.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
229	201	H25.8.6	建築計画概要書	公開	H25.8.7		都市計画部 建築指導課
230	202	H25.8.12	1.平成24年度那覇市障害福祉センター管理運営業 務決算書 2.平成24年度地域生活支援事業費補助金及び障 害程度区分認定等事業費補助金の交付申請につ いて(添付書類一式) 3.平成25年度那覇市障害福祉センター管理運営業 務見積書 4.平成25年度那覇市障害福祉センター年度協定書	公開	H25.8.26		福祉部 障がい福祉課
231	203	H25.8.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
232	204	H25.8.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
233	205	H25.8.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
234	206	H25.8.14	1.平成21年度地域活動支援センターⅡ型事業決算 書 2.平成22年度地域活動支援センターⅡ型事業決算 書 3.平成23年度地域活動支援センターⅡ型事業決算 書 4.平成24年度地域活動支援センターⅡ型事業決算 書 5.那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項 一式(平成21年4月から平成26年3月) 6.那覇市障害者福祉センター指定管理者応募書類	部分公開	H25.8.27	文書不存在 (1・2・3部分)	福祉部 障がい福祉課
235	207	H25.8.13	建築計画概要書	部分公開	H25.8.14	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
236	208	H25.8.15	別紙に定める付則及び訓令の全文又那覇市職員服 務規程の付則及び訓令の全部	公開	H25.8.29		総務部 総務課
237	209	H25.8.13	道路位置指定申請書 道路位置申請図	部分公開	H25.8.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
238	210	H25.8.19	1.那覇市障がい者福祉センター条例に規定する (事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (2)法第5条1項に規定する障害福祉サービス事業 (3)障がい者に関する各種の相談事業 (4)障がい者に対する機能訓練事業 (5)その他市長が必要と認める事業 の平成21年度、22年度、23年度、24年度の予算書と 決算書又、平成25年度の予算書	部分公開	H25.9.20	文書不存在 ((2)・(4)・(5)及び(3)の平 成24年度の見積書、決 算書及び平成25年度 の見積書)	福祉部 障がい福祉課
239	211	H25.8.14	建築計画概要書	部分公開	H25.8.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
240	212	H25.8.15	建築計画概要書	部分公開	H25.8.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
241	213	H25.8.16	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書 道路位置指定廃止申請図 道路位置指定廃止申請書	部分公開	H25.8.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
242	214	H25.8.16	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.8.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
243	215	H25.8.19	建築計画概要書	部分公開	H25.8.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
244	216	H25.8.21	1.那覇市指定管理者指定申請書(一式) 施設名称 那覇市障害者福祉センター 指定管理者 社団法人那覇市身体障害者福祉協会 指定期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日 2.那覇市障害者福祉センターの指定管理者選定結 果について 3.那覇市障害者福祉センター基本協定書 4.那覇市障害者福祉センター年度協定書 (平成18、19、20年度) 5.那覇市障害者福祉センター基本協定書の変更協 定書 6.那覇市障害者福祉センター年度協定書の変更協 定書	公開	H25.9.4		福祉部 障がい福祉課
245	217	H25.8.19	建築計画概要書	部分公開	H25.8.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
246	218	H25.8.22	上記対象物の下記点検結果報告書(最新のみ) ①消防用設備点検 ②防火対象物点検	部分公開	H25.8.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
247	219	H25.8.22	那覇市で所管されている社会福祉法人の現況報告 書(直近) 1.貸借対照表 2.事業活動収支計算書	公開	H25.8.28		福祉部 障がい福祉課
248	219	H25.8.22	那覇市で所管されている社会福祉法人の現況報告 書(直近) 1.貸借対照表 2.事業活動収支計算書 (福祉協議会)	公開	H25.8.28		福祉部 福祉政策課
249	219	H25.8.22	那覇市で所管されている社会福祉法人の現況報告 書(直近) 1.貸借対照表 2.事業活動収支計算書 (保育園)	公開	H25.9.2		こどもみらい部 こどもみらい課
250	219	H25.8.22	那覇市で所管されている社会福祉法人の現況報告 書(直近) 1.貸借対照表 2.事業活動収支計算書	公開	H25.9.2		福祉部 ちやーがんじゅう 課
251	220	H25.8.22	<若狭の龍柱の件> 1. 沖縄タイムス(平成25年6月25日)によると、中国に 製作を発注する予定で、材料費と制作費に計1億 6000万円、...とあります。中国の業者に対して「何 を」(設計図、現場説明書等)「どれだけ頼むのか」(金 額)がわかる書類 2.自治会長に「龍柱」に関する文書を回しているとの ことですが、その説明会のコピー	非公開	H25.8.30	・条例第6条第1項第4 号(行政執行情報)に 該当(1部分) ・文書不存在(2部分)	建設管理部 花とみどり課
252	220	H25.8.22	<若狭の龍柱の件> 2. 説明会を呼びかけた自治会名	公開	H25.8.30		建設管理部 花とみどり課
253	221	H25.8.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
254	222	H25.8.22	建築計画概要書	部分公開	H25.8.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
255	223	H25.8.23	建築計画概要書	部分公開	H25.8.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
256	224	H25.8.22	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.8.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
257	225	H25.8.22	建築計画概要書	部分公開	H25.8.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
258	226	H25.8.20	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
259	227	H25.8.26	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.8.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
260	228	H25.8.26	建築計画概要書	部分公開	H25.8.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
261	229	H25.8.26	建築計画概要書	部分公開	H25.8.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
262	230	H25.8.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
263	231	H25.8.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.8.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
264	232	H25.8.30	平成25年5月現在、那覇市・市道路線認定図にある 農道崎山線の地籍図面の件	非公開	H25.9.25	文書不存在	建設管理部 道路管理課
265	233	H25.8.30	平成25年5月現在、那覇市・市道路線認定図にある 農道崎山線の幅員別道路調査台帳の件	非公開	H25.9.25	文書不存在	建設管理部 道路管理課
266	234	H25.8.30	平成25年5月現在、那覇市・市道路線認定図にある 農道崎山線の道路台帳の件	非公開	H25.9.25	文書不存在	建設管理部 道路管理課
267	235	H25.8.30	平成25年5月現在、那覇市・市道路線認定図にある 農道崎山線の道路敷地の確認台帳の件	非公開	H25.9.25	文書不存在	建設管理部 道路管理課
268	236	H25.9.2	平成24年度地域生活支援事業費補助金及び障害 程度区分認定等事業費補助金交付決定通知書 平成24年度地域生活支援事業費補助金及び障害 程度区分認定等事業費補助金に係る事業実績報 告について(添付書類一式)	公開	H25.9.6		福祉部 障がい福祉課
269	237	H25.8.27	道路位置指定申請図 建築計画概要書	部分公開	H25.9.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
270	238	H25.8.29	建築計画概要書	部分公開	H25.9.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
271	239	H25.8.29	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
272	240	H25.8.29	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
273	241	H25.8.29	建築計画概要書	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
274	242	H25.8.30	道路位置指定申請図 建築計画概要書	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
275	243	H25.8.30	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
276	244	H25.8.30	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
277	245	H25.9.2	建築計画概要書	公開	H25.9.3		都市計画部 建築指導課
278	246	H25.9.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
279	247	H25.9.4	那覇市障害者福祉センターに係る(平成17年10月31日提出)指定管理者指定申請書数類の(第54号文書) ①平成19年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 ②平成20年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書	非公開	H25.9.13	文書不存在	福祉部 障がい福祉課
280	248	H25.8.28	建築計画概要書	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
281	249	H25.8.29	建築計画概要書	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
282	250	H25.9.4	建築確認申請書一式	部分公開	H25.9.4	条例第6条第1項第4号(行政執行に関する情報)に該当(事務処理)	都市計画部 建築指導課
283	251	H25.9.5	建築計画概要書	部分公開	H25.9.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
284	252	H25.9.5	建築計画概要書	部分公開	H25.9.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
285	253	H25.9.5	道路位置指定通知書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
286	254	H25.9.5	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
287	255	H25.9.5	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)のみ)	部分公開	H25.9.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(届出者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
288	256	H25.9.13	那覇市公設市場(雑貨部)の23年度の家賃収入及び雑貨部の収入について	公開	H25.9.25		経済観光部 なはまちなか振興課
289	257	H25.9.17	1.平成24年度那覇市障害者福祉センター管理運営業務の年度協定書の締結についての「起案用紙」 2.平成25年度那覇市障害者福祉センター管理運営業務の年度協定書の締結についての「起案用紙」 3.公報号外第700号に記載されている平成19年度那覇市障害者福祉センター年度協定書4,154万円とその起案文書	部分公開	H25.9.24	文書不存在 (3部分)	福祉部 障がい福祉課
290	258	H25.9.10	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
291	259	H25.9.10	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
292	260	H25.9.11	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
293	261	H25.9.12	建築計画概要書	公開	H25.9.17		都市計画部 建築指導課
294	262	H25.9.12	定期報告概要書	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
295	263	H25.9.12	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
296	264	H25.9.12	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
297	265	H25.9.18	真嘉比小学校(幼稚園)用地の取得に係る(真嘉比前原204) 1.起案 2.取得金額	非公開	H25.9.30	文書不存在	都市計画部 区画整理課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
298	266	H25.9.13	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
299	267	H25.9.19	久米2丁目30の松山公園と財務省(国)の契約内容が 分かるコピー	公開	H25.10.3		建設管理部 花とみどり課
300	267	H25.9.19	那覇市が出した許可書	公開	H25.10.3		建設管理部 公園管理課
301	268	H25.9.13	建築計画概要書	部分公開	H25.9.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
302	269	H25.9.13	建築計画概要書	部分公開	H25.9.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
303	270	H25.9.13	建築計画概要書	公開	H25.9.18		都市計画部 建築指導課
304	271	H25.9.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
305	272	H25.9.18	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.9.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
306	273	H25.9.11	上記対象物の下記点検結果報告書(最新のみ) ①消防用設備点検 ②防火対象物点検	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
307	274	H25.9.19	建築計画概要書	部分公開	H25.9.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
308	275	H25.9.24	消防法令適合通知書に関するもの(下記のものが確 認できる書類) 1.名称 2.所在地 3.申請者 4.立入検査実施日 5.申請理由区分	部分公開	H25.10.8	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
309	276	H25.9.24	消防法令適合通知書に関するもの(下記のものが確 認できる書類) 1.名称 2.所在地 3.申請者 4.立入検査実施日 6.申請理由区分	非公開	H25.10.8	文書不存在	消防本部 予防課
310	277	H25.9.24	平成25年9月24日現在の水質汚濁防止法に基づく 特定施設の事業所及び事業所在地のエクセルデー タの資料	公開	H25.10.1		環境部 環境保全課
311	278	H25.9.24	平成25年9月24日現在のばい煙発生施設の事業所 及び事業所在地のエクセルデータの資料	公開	H25.10.1		環境部 環境保全課
312	279	H25.9.24	昭和34～35年ころ、下記所有者が下記那覇市内の 20筆の軍用地につき米国民政府との間で賃貸借契 約を締結し、「地代一括前払申請」を行った際の関 係資料一切 「記」以下詳細 別紙参照	非公開	H25.10.2	・条例第6条第1項第2 号(個人情報)に該当 ・文書不存在	総務部 平和交流・男女参 画課
313	280	H25.9.19	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)の み)	部分公開	H25.9.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
314	281	H25.9.20	建築計画概要書	部分公開	H25.9.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
315	282	H25.9.17	道路位置指定通知書	公開	H25.9.19		都市計画部 建築指導課
316	283	H25.9.25	現在稼働している法人(休業および郵送停止の法人を除く)の設立・設置届書の一覧より、法人名及び所在地の一覧	公開	H25.10.9		企画財務部 市民税課
317	284	H25.9.25	那覇市役所職員採用試験を用いる際に依頼する過去5年間依頼した会社名とその連絡先(住所、電話番号)	公開	H25.10.9		総務部 人事課
318	285	H25.9.24	建築計画概要書	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
319	286	H25.9.25	平成19年12月定例会で久高友弘議員の質問に対する生涯学習部長の答弁の中で祖慶家の骨壺は2号墓(前東原450)付近から出土したとあったが、付近という標記のやりかたはない。付近というのが座標でわかる書類	公開	H25.10.8		市民文化部 文化財課
320	286	H25.9.25	昭和28年に米軍により移転補償され、現在県の所有となっている2号墓(前東原450)から祖慶の骨壺が出土した理由がわかる書類	非公開	H25.10.8	文書不存在	市民文化部 文化財課
321	287	H25.9.19	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
322	288	H25.9.20	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
323	289	H25.9.20	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
324	290	H25.9.24	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
325	291	H25.9.25	建築計画概要書	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
326	292	H25.9.26	消防法令適合通知書に関するもの(下記のものが確認できる書類) 1.名称 2.所在地 3.申請者 4.立入検査実施日 6.申請理由区分	部分公開	H25.10.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(黒塗り部分)	消防本部 予防課
327	293	H25.9.25	建築計画概要書	部分公開	H25.9.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
328	294	H25.9.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.9.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
329	295	H25.9.27	消防法令適合通知書に関するもの(下記のものが確認できる書類) 1.名称 2.所在地 3.申請者 4.交付年月日 6.申請理由区分	部分公開	H25.10.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(黒塗り部分)	消防本部 予防課
330	296	H25.9.27	建築計画概要書	部分公開	H25.9.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
331	297	H25.10.1	貴市が社会福祉施設及び社会福祉法人に対して実施した「特別監査」の指摘の中身、法人の改善状況等がわかる文書。2011年度、2012年度及び2013年4月1日から同9月28日までに実施された特別監査の分で市が所有している文書に限る。	非公開	H25.10.2	文書不存在	福祉部 福祉政策課
332	298	H25.9.27	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.1	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
333	299	H25.9.30	建築計画概要書	部分公開	H25.10.1	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
334	300	H25.10.2	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
335	301	H25.10.4	汚水処理場の都市計画決定に関する書類	取り下げ	H25.10.24		都市計画部 都市計画課
336	301	H25.10.4	与儀映画館	非公開	H25.10.10	文書不存在	都市計画課 建築指導課
337	301	H25.10.4	ガープ川下流改修工事に伴う用地買収関係書類 (1963年・1964年)	部分公開	H25.10.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第4号 (行政執行情報)に該 当(土地所有者等の住 所・氏名及び印鑑、土 地単価決定の根拠とな る鑑定評価部分)	建設管理部 道路建設課
338	302	H25.10.4	・東公設市場の写真及び図面 ・第二牧志公設市場の写真及び図面	公開	H25.10.15		経済観光部 なはまちなか振興 課
339	303	H25.10.10	若狭の龍柱の材料費(石代)と制作費(彫刻代)で市が 調査基準価格、最低制限価格を112,320,000円を割 出された根拠となったデータに関するもの(工事費内 訳表)	公開	H25.10.23		建設管理部 花とみどり課
340	304	H25.10.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
341	305	H25.10.8	建築計画概要書	部分公開	H25.10.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
342	306	H25.10.8	建築計画概要書	部分公開	H25.10.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
343	307	H25.10.9	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
344	308	H25.9.30	建築計画概要書	部分公開	H25.10.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
345	309	H25.10.4	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別Iのみ)	部分公開	H25.10.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
346	310	H25.10.9	建築計画概要書	部分公開	H25.10.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
347	311	H25.10.10	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H25.10.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
348	312	H25.10.11	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
349	313	H25.10.15	平成25年7月1日から平成25年9月30日迄に設定の あった住居番号地番、地名町名、設定された日付が 明記されている資料及びそれに対応する住居表示 台帳	公開	H25.10.23		都市計画部 市街地整備課
350	314	H25.10.15	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
351	315	H25.10.15	建築計画概要書	部分公開	H25.10.16	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
352	316	H25.10.17	平成25年6月定例会で新垣昌秀建設管理部長が 「…概算ではありますが、材料制作費で約9,000万 円」と答弁された根拠となる資料(工事費内訳表等)	公開	H25.10.31		建設管理部 花とみどり課
353	317	H25.10.22	消防用設備点検結果報告書(直近)	部分公開	H25.11.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
354	318	H25.10.22	防火対象物点検結果報告書(直近)	部分公開	H25.11.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
355	319	H25.10.10	建築計画概要書	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
356	320	H25.10.10	建築計画概要書	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
357	321	H25.10.15	建築計画概要書	公開	H25.10.22		都市計画部 建築指導課
358	322	H25.10.16	建築計画概要書	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
359	323	H25.10.16	建築計画概要書	公開	H25.10.22		都市計画部 建築指導課
360	324	H25.10.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
361	325	H25.10.17	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
362	326	H25.10.18	建築計画概要書	公開	H25.10.22		都市計画部 建築指導課
363	327	H25.10.18	建築計画概要書	公開	H25.10.22		都市計画部 建築指導課
364	328	H25.10.18	建築計画概要書	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
365	329	H25.10.22	疏米文化会館から譲渡を受けた図書、書類またそれ に付随するもの	公開	H25.11.5		生涯学習部 中央図書館
366	330	H25.10.23	那覇市道路管理課の下記用地(道路)の土地境界確 認書の筆界確認書	部分公開	H25.10.29	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(印 影部分)	建設管理部 道路管理課
367	331	H25.10.17	建築計画概要書	部分公開	H25.10.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
368	332	H25.10.21	建築計画概要書	公開	H25.10.24		都市計画部 建築指導課
369	333	H25.10.22	建築計画概要書	部分公開	H25.10.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
370	334	H25.10.22	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
371	335	H25.10.22	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
372	336	H25.10.23	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
373	337	H25.10.23	建築計画概要書	公開	H25.10.25		都市計画部 建築指導課
374	338	H25.10.24	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
375	339	H25.10.22	特殊建築物等定期調査報告概要書(最新分) 建築設備等定期検査報告概要書 定期検査報告概要書(昇降機)	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
376	340	H25.10.22	建築計画概要書	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
377	341	H25.10.24	建築計画概要書	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
378	342	H25.10.25	建築計画概要書	部分公開	H25.10.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
379	343	H25.10.29	1.那覇市障がい者就労支援事業実施要綱 2.那覇市障がい者就労支援センター事業の運営業務に関する協定書 ・平成23年4月1日から平成24年3月31日 ・平成24年4月1日から平成25年3月31日 ・平成25年4月1日から平成26年3月31日	取り下げ	H25.11.11		福祉部 障がい福祉課
380	344	H25.10.24	建設リサイクル届受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.10.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
381	345	H25.10.24	建築計画概要書	公開	H25.10.28		都市計画部 建築指導課
382	346	H25.10.25	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
383	347	H25.10.28	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
384	348	H25.10.30	1.就労移行支援事業者 募集要項 平成19年6月那覇市 2.就労移行支援事業者応募書類 様式集 平成19年6月 那覇市 3.就労移行支援事業者応募申請書 一式 平成19年7月27日 団体名 社団法人那覇市身体障害者福祉協会 4.那覇市障がい者就労支援事業を運営する就労移行 支援事業者の選定結果について(通知) 那健障第221号 平成19年10月19日	取り下げ	H25.11.11		福祉部 障がい福祉課
385	349	H25.10.28	道路位置変更申請図	部分公開	H25.10.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
386	350	H25.10.28	建築計画概要書	部分公開	H25.10.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
387	351	H25.10.31	平成24年度 PCBの処理および保管状況 PCB廃棄物の種類、濃度、保管事業者等の詳細	公開	H25.11.11		環境部 廃棄物対策課
388	352	H25.10.28	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
389	353	H25.10.29	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
390	354	H25.10.30	道路位置指定申請図	部分公開	H25.10.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
391	355	H25.11.5	那覇市市道金城8号の道路に関する書類の件	部分公開	H25.11.29	・条例第6条第1項第2 号(個人情報)に該当 (個人名、住所電話番 号及び印影部分) ・文書不存在	建設管理部 道路管理課
392	356	H25.11.5	那覇市市道崎山9号の道路に関する書類の件	部分公開	H25.11.29	文書不存在	建設管理部 道路管理課
393	357	H25.10.30	建築計画概要書	部分公開	H25.11.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
394	358	H25.10.31	建築計画概要書	部分公開	H25.11.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
395	359	H25.11.5	建築計画概要書	部分公開	H25.11.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
396	360	H25.11.6	建築計画概要書	部分公開	H25.11.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
397	361	H25.11.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
398	362	H25.11.8	建設リサイクル届受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H25.11.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
399	363	H25.11.8	建築計画概要書	公開	H25.11.11		都市計画部 建築指導課
400	364	H25.11.8	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
401	365	H25.11.11	建築計画概要書	部分公開	H25.11.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
402	366	H25.11.14	那覇市障がい福祉センター指定管理者指定申請書 一式	取り下げ	H25.11.15		福祉部 障がい福祉課
403	367	H25.11.14	石嶺福祉センター線地盤データ(前田付近)	公開	H25.11.28		建設管理部 道路建設課
404	368	H25.11.14	・道路境界杭設置平面図(公図) ・道路管理境界杭(観測手簿・計算簿) ・道路管理境界杭点の記	公開	H25.11.22		建設管理部 道路管理課
405	369	H25.11.14	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
406	370	H25.11.14	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.15	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
407	371	H25.11.19	1.那覇市精神障害者地域生活支援センター基本協 定書 (平成23年4月1日から平成28年3月31日) 2.平成23年度那覇市精神障害者地域生活支援セン ター年度協定書 3.平成23年度那覇市精神障害者地域生活支援セン ターなんくる決算書 4.平成23年度決算書(地域活動支援センターなんく る) 5.平成23年度決算書(相談支援事業所なんくる) 6.平成24年度那覇市精神障害者地域生活支援セ ンター年度協定書 7.平成24年度那覇市精神障害者地域生活支援セン ターなんくる決算書 8.平成24年度決算書(地域活動支援センターなんく る) 9.平成24年度決算書(相談支援事業所なんくる) 10.平成25年度那覇市精神障害者地域生活支援セ ンター年度協定書	公開	H25.12.3		福祉部 障がい福祉課
408	372	H25.11.19	1.那覇市障がい者就労支援事業実施要綱 2.那覇市障がい者就労支援センター事業の運営業 務に関する協定書 ・平成23年4月1日から平成24年3月31日 ・平成24年4月1日から平成25年3月31日 ・平成25年4月1日から平成26年3月31日	部分公開	H25.12.3	文書不存在	福祉部 障がい福祉課
409	373	H25.11.19	那覇市障がい者福祉センター指定管理者指定申請 書一式 (平成26年度から平成30年度)	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当	福祉部 障がい福祉課
410	374	H25.11.19	1.就労移行支援事業者 募集要項 平成19年6月 那覇市 2.就労移行支援事業者応募書類 様式集 平成19年6月 那覇市 3.就労移行支援事業者応募申請書 一式 平成19年7月27日 団体名 社団法人那覇市身体障害者福祉協会 4.那覇市障がい者就労支援事業を運営する就労移 行支援事業者の選定結果について(通知) 那健第221号 平成19年10月19日	非公開	H25.12.3	文書不存在	福祉部 障がい福祉課
411	375	H25.11.14	建築計画概要書	部分公開	H25.11.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
412	376	H25.11.14	建築計画概要書	部分公開	H25.11.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
413	377	H25.11.15	建築計画概要書	公開	H25.11.19		都市計画部 建築指導課
414	378	H25.11.18	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
415	379	H25.11.19	「那覇市情報公開条例の一部改正について、その他」 ・平成25年度第1回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て ・平成25年度第2回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て ・平成25年度第3回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て ・平成25年度第4回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て ・平成25年度第5回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て ・平成25年度第6回那覇市情報公開・個人情報保護 運営審議会議事録全て	公開	H25.11.26		総務部 総務課
416	380	H25.11.19	那覇市立小学校の児童・生徒に配付する教科書(副 教材・補助機材含む)について 那覇市が取り決めている教科書(副教材・補助機材 含む)の配付方法・教科書代金徴収方法に関する文 書	非公開	H26.1.9	文書不存在	学校教育部 学校教育課
417	380	H25.11.19	那覇市立中学校の児童・生徒に配付する教科書(副 教材・補助機材含む)について 那覇市が取り決めている教科書(副教材・補助機材 含む)の配付方法・教科書代金徴収方法に関する文 書	公開	H26.1.9		学校教育部 学校教育課
418	381	H25.11.19	那覇市立小学校・中学校の児童・生徒に配付する教 科書について ・平成24年度に配付された教科書一覧(副教材・補 助機材含む)	公開	H25.12.3		学校教育部 学校教育課
419	382	H25.11.19	那覇市立小学校・中学校の児童・生徒に配付する教 科書について ・平成24年度に配付された教科書一覧(副教材・補 助機材含む)	公開	H25.12.3		学校教育部 学校教育課
420	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.26		生涯学習部 施設課
421	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の氏名、保険会社の 代表者の印影部分)	市民文化部 まちづくり協働推 進課
422	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.26		建設管理部 建築工事課
423	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.27		生涯学習部 生涯学習課
424	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(自 動車登録番号部分)	健康部 国民健康保険 課
425	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.28		生涯学習部 総務課
426	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.28	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	こども未来部 こども政策課
427	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.29	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	福祉部 障がい福祉課
428	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.29		会計管理者 出納室

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
429	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.29	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	環境部 グリーン推進 課
430	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.11.29		学校教育部 学務課
431	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.29	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	こどもみらい部 子育て応援課
432	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.11.29	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	健康部 地域保健課
433	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.2		総務部 管財課
434	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.2		学校教育部 教育研究所
435	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.2	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	市民文化部 文化振興課
436	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	建設管理部 市営住宅課
437	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.3		建設管理部 公園管理課
438	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.4		市民文化部 文化財課
439	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.4	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	健康部 健康増進課
440	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.4		建設管理部 道路管理課
441	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.4	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	学校教育部 教育相談課
442	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.5	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	学校教育部 青少年育成課
443	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.5	条例第6条第1項第3号 (法人情報)に該当(保 険会社の代表者の印影 部分)	都市計画部 区画整理課
444	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	部分公開	H25.12.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)及び第3号 (法人情報)に該当(個 人の住所・氏名、保険 会社の代表者の印影部 分)	学校教育部 学校教育課
445	383	H25.11.21	市長と教育長の名義の損害保険証書の写し	公開	H25.12.5		こどもみらい部 こどもみらい課
446	384	H25.11.19	建築計画概要書	公開	H25.12.2		都市計画部 建築指導課
447	385	H25.11.19	建築計画概要書	部分公開	H25.11.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
448	386	H25.11.20	建築計画概要書	部分公開	H25.11.22	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
449	387	H25.11.25	消防法令適合通知書の交付の有無	部分公開	H25.11.28		消防本部 予防課
450	388	H25.11.26	平成20年度のこくばめーばる公園ワークショップに ついて作成された文書	公開	H25.11.28		企画財務部 企画調整課
451	389	H25.11.21	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
452	390	H25.11.21	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
453	391	H25.11.21	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
454	392	H25.11.21	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
455	393	H25.11.22	道路位置指定申請図 建築計画概要書	部分公開	H25.11.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
456	394	H25.11.27	平成25年度 騒音・振動測定結果	公開	H25.12.9		環境部 環境保全課
457	395	H25.11.25	建築計画概要書	部分公開	H25.11.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
458	396	H25.11.26	建築計画概要書	部分公開	H25.11.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
459	397	H25.11.29	消防法令適合通知書	部分公開	H25.12.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
460	398	H25.11.26	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
461	399	H25.11.26	道路位置指定申請図	部分公開	H25.11.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
462	400	H25.11.26	建設リサイクル届受付簿(工事種別Iのみ)	部分公開	H25.11.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
463	401	H25.11.29	買主を那覇市とする、不動産の売買契約(売買契約 締結日:昭和44年11月28日)に係る以下の書類 土地売買契約書	部分公開	H25.12.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(個 人名・所在・印影部分)	建設管理部 市営住宅課
464	401	H25.11.29	買主を那覇市とする、不動産の売買契約(売買契約 締結日:昭和44年11月28日)に係る以下の書類 支出負担行為書	非公開	H25.12.10	文書不存在	建設管理部 市営住宅課
465	402	H25.11.27	建築計画概要書	公開	H25.11.29		都市計画部 建築指導課
466	403	H25.11.28	建築計画概要書	公開	H25.11.29		都市計画部 建築指導課
467	404	H25.11.27	建築計画概要書	部分公開	H25.12.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
468	405	H25.11.28	建築計画概要書	公開	H25.12.2		都市計画部 建築指導課
469	406	H25.11.28	建築計画概要書	部分公開	H25.12.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
470	407	H25.11.28	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.2	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
471	408	H25.12.3	久米二丁目松山公園の土地購入にかかった4億8千 万円の内訳である ①工事費 ②用地費(民有地と建物補償費) の明細	部分公開	H25.12.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(契 約相手方の氏名、住 所、印影部分)	建設管理部 花とみどり課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
472	409	H25.12.3	PCB届出一覧(会社名、TEL等)	公開	H25.12.9		環境部 廃棄物対策課
473	410	H25.12.3	那覇市における土地の現況把握	非公開	H25.12.27	条例第15条第1項に該 当	企画財務部 資産税課
474	411	H25.12.2	建築計画概要書	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
475	412	H25.12.2	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
476	413	H25.12.2	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
477	414	H25.12.4	上記記載の物件取得に際し、直近の防火対象物立 入検査調査の開示及び消防設備等(最新)点検結果 報告書の写しの交付	部分公開	H25.12.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(黒 塗り部分)	消防本部 予防課
478	415	H25.12.3	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
479	416	H25.12.5	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
480	417	H25.11.29	建築計画概要書	部分公開	H25.12.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
481	418	H25.12.11	12月10日の消防ホースの入札結果	公開	H25.12.12		総務部 管財課
482	419	H25.12.9	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
483	420	H25.12.11	都市計画道路石嶺センター線の道路平面図を 1/2000の縮図でA3の用紙	公開	H25.12.18		建設管理部 道路建設課
484	421	H25.12.5	建築計画概要書	部分公開	H25.12.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
485	422	H25.12.10	道路位置指定申請図 道路位置変更及び廃止申請図	部分公開	H25.12.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
486	423	H25.12.16	平成25年度連合会長・自治会長名簿	部分公開	H25.12.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(個 人の住所・氏名、連絡 先部分)	市民文化部 まちづくり協働推 進課
487	424	H25.12.16	住所の ・旧新対照表(一覧できるもの) ・新旧対照表(一覧できるもの)	公開	H25.12.26		都市計画部 市街地整備課
488	425	H25.12.13	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1(解体)の み)	部分公開	H25.12.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
489	426	H25.12.13	建築計画概要書	部分公開	H25.12.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
490	427	H25.12.16	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
491	428	H25.12.16	建築計画概要書	部分公開	H25.12.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
493	430	H25.12.13	建築計画概要書	公開	H25.12.18		都市計画部 建築指導課
494	431	H25.12.18	以下の工事内容の分かる 工-83-20、工-81-29、工-182-29、工-200-23、工- 62-31、工-63-20、工-208-20、工-64-30、工-43- 29、工-42-30	公開	H26.1.6		建設管理部 花とみどり課
495	432	H25.12.18	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
496	433	H25.12.18	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
497	434	H25.12.18	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
498	435	H25.12.20	小学校・中学校・高等学校を対象にしている文科省「学校基本調査」に関して 学校→各市町村教育委員会→沖縄県教育庁→文部科学省という流れで調査・集計される際の ・学校基本調査の際の児童・生徒・保護者(法定代理人、他)本人に対する調査依頼文書(協力依頼)等 ・学校基本調査項目について児童・生徒・保護者本人が直接記入する個別調査票又はそれに準ずるものの様式	非公開	H25.12.25	文書不存在	学校教育部 学務課
499	436	H25.12.20	小学校・中学校・高等学校を対象にしている文科省「学校基本調査」に関して 学校→各市町村教育委員会→沖縄県教育庁→文部科学省という流れで調査・集計される際の ・学校基本調査の際の児童・生徒・保護者(法定代理人、他)本人への調査の説明を行う文書等 ・児童・生徒・保護者への面談・聞き取り調査等の際に記入する個別調査票又はそれに準ずるものの様式	非公開	H25.12.25	文書不存在	学校教育部 学務課
500	437	H25.12.20	小学校・中学校・高等学校を対象にしている文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関して 学校→各市町村教育委員会→沖縄県教育庁→文部科学省という流れで調査・集計される際の ・学校基本調査の際の児童・生徒・保護者(法定代理人、他)本人に対する調査依頼文書(協力依頼)等 ・学校基本調査項目について児童・生徒・保護者本人が直接記入する個別調査票又はそれに準ずるものの様式	非公開	H25.12.27	文書不存在	学校教育部 教育相談課
501	438	H25.12.20	小学校・中学校・高等学校を対象にしている文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関して 学校→各市町村教育委員会→沖縄県教育庁→文部科学省という流れで調査・集計される際の ・学校基本調査の際の児童・生徒・保護者(法定代理人、他)本人への調査内容等の説明を行う文書等 ・児童・生徒・保護者への面談・聞き取り調査等の際に記入する個別調査票又はそれに準ずるものの様式	非公開	H25.12.27	文書不存在	学校教育部 教育相談課
502	439	H25.12.24	道路位置指定申請図	部分公開	H25.12.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
503	440	H26.1.7	・平成7年及び平成14年の地主会会則 ・特定地域特別振興事業補助金交付要綱 ・複合施設に決まった経緯がわかる文書(地主要望・市の回答)	部分公開	H26.1.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)及び第3号(法人情報)に該当	総務部 平和交流・男女参画課
504	441	H25.12.26	建築計画概要書	公開	H26.1.8		都市計画部 建築指導課
505	442	H25.12.26	建築計画概要書	部分公開	H26.1.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
506	443	H26.1.6	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H26.1.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(届出者氏名及び担当者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
507	444	H26.1.7	建築計画概要書	公開	H26.1.8		都市計画部 建築指導課
508	445	H26.1.6	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
509	446	H26.1.9	平成25年10月1日から平成25年12月31日迄に設定のあった住居番号地番、地名町名、設定された日付が明記されている資料及びそれに対応する住居表示台帳	公開	H26.1.23		都市計画部 市街地整備課
510	447	H25.12.26	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
511	448	H26.1.9	建築計画概要書	公開	H26.1.10		都市計画部 建築指導課
512	449	H26.1.14	昭和34～35年ころ、下記所有者が下記那覇市内の20筆の軍用地につき米国民政府との間で賃貸借契約を締結し、「地代一括前払」を申請した際の関係	非公開	H26.1.22	文書不存在	総務部 平和交流・男女参画課
513	450	H26.1.14	仮ナンバーが分かるもの	取り下げ	H26.1.15		市民文化部 市民課
514	451	H26.1.15	建築計画概要書	公開	H26.1.16		都市計画部 建築指導課
515	452	H26.1.15	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.16	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
516	453	H26.1.17	①平成25年4月1日から25年12月31日までに付定のあった住居表示実施地区の日付、新築物の住居番号、町名地番が明記されている資料と当該の住居表示台帳 ②住居表示実施地区について平成25年1月1日から25年12月31日までの新規実施・街区変更・街区廃止の該当地区の有無(街区単位での動き)	公開	H26.1.28		都市計画部 市街地整備課
517	454	H26.1.20	久米2丁目の松山公園の整備に関わった各業者の担当した箇所が分かる公文書	公開	H26.1.31		建設管理部 花とみどり課
518	455	H26.1.16	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
519	456	H26.1.17	建築計画概要書	部分公開	H26.1.21	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
520	457	H26.1.15	建築計画概要書	部分公開	H26.1.22	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
521	458	H26.1.21	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.22	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
522	459	H26.1.20	建設リサイクル法届出受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H26.1.23	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(届出者氏名及び担当者氏名部分)	都市計画部 建築指導課
523	460	H26.1.22	建築計画概要書	部分公開	H26.1.23	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
524	461	H26.1.24	ともかぜ振興会の平成23年度総会資料一式	非公開	H26.1.31	文書不存在	総務部 平和交流・男女参画課
525	462	H26.1.22	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.24	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
526	463	H26.1.24	①住居表示台帳図 ②住居表示等で住所や地番が変更されたことが分かる資料	部分公開	H26.2.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 市街地整備課
527	464	H26.1.23	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
528	465	H26.1.24	建築計画概要書	公開	H26.1.27		都市計画部 建築指導課
529	466	H26.1.27	建築計画概要書	部分公開	H26.1.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
530	467	H26.1.27	道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.28	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課
531	468	H26.1.27	建築計画概要書	部分公開	H26.1.28	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(印影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
532	469	H26.1.28	建築計画概要書	部分公開	H26.1.29	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
533	470	H26.1.29	建築計画概要書	部分公開	H26.1.30	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
534	471	H26.1.31	①〇〇小学校で平成26年1月に行われたいじめに 対するアンケートのすべて(回答用紙)	部分公開	H26.2.14	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(ク ラス名、個人名部分)	学校教育部 学校教育課
535	471	H26.1.31	②〇〇小学校のいじめ防止対策方針の記載された 文書(平成25年)	非公開	H26.2.14	文書不存在	学校教育部 学校教育課
536	472	H26.1.28	道路位置指定申請書 道路位置指定申請図	部分公開	H26.1.31	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
537	473	H26.2.3	平成26年2月3日現在の水質汚濁防止法に基づく特 定施設の事業所及び事業所在地の書類	非公開	H26.2.5	文書不存在	環境部 環境保全課
538	474	H26.2.3	土地建物の移転費用に関する公文書	部分公開	H26.2.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(契 約相手方の氏名、住 所、印影部分)	建設管理部 花とみどり課
539	475	H26.1.29	建築計画概要書	部分公開	H26.2.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
540	476	H26.1.31	建築計画概要書	公開	H26.2.4		都市計画部 建築指導課
541	477	H26.1.31	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
542	478	H26.2.3	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.4	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
543	479	H26.2.6	平成23年度末吉公園整備工事において ①平成23年9月12日付工事請負契約書の締結前に 施工請負者の企投建設から提出された「見積り」又 は契約書の請負代金を定めるにあたり、企投建設が 那覇市に提出した工事費の内訳資料 ②平成24年1月23日付工事変更請負契約書の締結 前に、同じく請負増額を定めるために企投建設が提 出した「見積り」又は工事費内訳の書かれた資料	公開	H26.2.12		建設管理部 花とみどり課
544	480	H26.2.4	建築計画概要書	公開	H26.2.6		都市計画部 建築指導課
545	481	H26.2.6	建築計画概要書	部分公開	H26.2.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
546	482	H26.2.6	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
547	483	H26.2.3	建築計画概要書	部分公開	H26.2.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
548	484	H26.2.6	建築計画概要書	部分公開	H26.2.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
549	485	H26.2.7	建築計画概要書	部分公開	H26.2.12	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
550	486	H26.2.13	消防用設備等点検結果報告書 防火対象物立入検査結果通知書	部分公開	H26.2.17	・条例第6条第1項第2 号(個人情報)に該当 (印影黒塗り部分) ・文書不存在(消防用 設備等点検結果報告	消防本部 予防課
551	487	H26.2.4	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
552	488	H26.2.14	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H26.2.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
553	489	H26.2.14	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.17	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
554	490	H26.2.12	建築計画概要書 道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
555	491	H26.2.13	建築計画概要書	公開	H26.2.18		都市計画部 建築指導課
556	492	H26.2.14	建築計画概要書	公開	H26.2.18		都市計画部 建築指導課
557	493	H26.2.12	建築計画概要書	部分公開	H26.2.18	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
558	494	H26.2.14	定期調査報告概要書	公開	H26.2.19		都市計画部 建築指導課
559	495	H26.2.19	建築計画概要書	公開	H26.2.19		都市計画部 建築指導課
560	496	H26.2.17	建築計画概要書	部分公開	H26.2.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
561	497	H26.2.17	建築計画概要書	公開	H26.2.19		都市計画部 建築指導課
562	498	H26.2.21	・(委託料)¥4,515,000が支払われた文書が分かる資 料 ・(委託料)¥7,056,000が支払われた文書が分かる資 料	部分公開	H26.2.27	条例第6条第1項第3号 (口座情報)に該当	建設管理部 道路管理課
563	499	H26.2.18	建築計画概要書	部分公開	H26.2.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
564	500	H26.2.18	建設リサイクル届受付簿(工事種別1のみ)	部分公開	H26.2.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(届 出者氏名及び担当者 氏名部分)	都市計画部 建築指導課
565	501	H26.2.20	建築計画概要書	部分公開	H26.2.21	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
566	502	H26.2.24	消防法適合通知書の写しが交付されているかが分 る資料	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)	消防本部 予防課
567	503	H26.2.24	平成25年度の「特別養護老人ホーム整備法人の公 募について(平成26年度整備分)」について作成され た文書の中で、下記の文書一式 ・法人選定の審査委員会の委員選定に関する文書 又は福祉審議会委員の選定に関する文書 ・法人選定の採点結果	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第4号 (行政執行情報)に該 当(臨時委員の個人情 報、審査項目部分)	福祉部 ちやーがん じゅう課
568	503	H26.2.24	平成25年度の「特別養護老人ホーム整備法人の公 募について(平成26年度整備分)」について作成され た文書の中で、下記の文書一式 法人選定審査委員会の議事録	非公開	H26.3.7	条例第6条第1項第4号 (行政執行情報)に該 当	福祉部 ちやーがん じゅう課
569	504	H26.2.21	建築計画概要書	公開	H26.2.25		都市計画部 建築指導課
570	505	H26.2.24	建築計画概要書	部分公開	H26.2.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
571	506	H26.2.24	建築計画概要書	部分公開	H26.2.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
572	507	H26.2.24	道路位置指定申請図	部分公開	H26.2.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
573	508	H26.2.24	・道路位置指定廃止通知書 ・道路位置建築基準法42条2項の廃止申請図 ・誓約書	部分公開	H26.2.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
574	509	H26.2.27	道路位置指定申請図 道路位置指定申請書	部分公開	H26.2.27	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
575	510	H26.2.25	建築計画概要書	部分公開	H26.2.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
576	511	H26.2.26	建築計画概要書	部分公開	H26.2.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
577	512	H26.2.27	建築計画概要書	部分公開	H26.2.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
578	513	H26.3.3	建築計画概要書	部分公開	H26.3.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
579	514	H26.3.3	建築計画概要書	部分公開	H26.3.5	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
580	515	H26.3.4	建築計画概要書	公開	H26.3.5		都市計画部 建築指導課
581	516	H26.3.4	建築計画概要書	公開	H26.3.5		都市計画部 建築指導課
582	517	H26.2.28	建築計画概要書	部分公開	H26.3.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
583	518	H26.3.3	建築計画概要書 定期調査報告概要書 定期検査報告概要書(建築設備等) 定期検査報告概要書(昇降機)	部分公開	H26.3.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
584	519	H26.3.4	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.6	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
585	520	H26.3.10	那覇市管内の防火対象物一覧 [必要項目] 所在(住所)、対象物の名称、用途、建築面積、高さ、 階数、更新日(情報を入手した日付)	部分公開	H26.4.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	消防本部 予防課
586	521	H26.3.10	平成25年度に提出されたPCB届出書のうち、事業場 及び届出者に係る情報(氏名又は、名称、所在地、 電話番号、責任者氏名、責任者役職名)並びにPCB 廃棄物の種類、数量が事業所ごとに分かるデータ	公開	H26.3.18		環境部 廃棄物対策課
587	522	H26.3.6	建築計画概要書	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
588	523	H26.3.6	建築計画概要書	部分公開	H26.3.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
589	524	H26.3.7	建築計画概要書	公開	H26.3.10		都市計画部 建築指導課
590	525	H26.3.6	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
591	526	H26.3.6	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
592	527	H26.3.7	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
593	528	H26.3.7	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.10	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
594	529	H26.3.10	建築計画概要書	部分公開	H26.3.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
595	530	H26.3.10	建築計画概要書	部分公開	H26.3.11	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
596	531	H26.3.12	那覇市若狭に建設予定の龍柱について 中国に発注した企業名、設置工事と基礎工事を行う 企業名、 設計を行った企業名	公開	H26.3.24		建設管理部 花とみどり課
597	532	H26.3.11	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
598	533	H26.3.11	建築計画概要書	部分公開	H26.3.14	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
599	534	H26.3.12	建築計画概要書	部分公開	H26.3.14	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
600	535	H26.3.12	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.13	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
601	536	H26.3.14	建築計画概要書	部分公開	H26.3.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
602	537	H26.3.19	試験委員会の委員の名前が分かるもの	部分公開	H26.4.2	委員の名前については 文書廃棄による不存在	総務部 人事課
603	538	H26.3.17	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.19	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
604	539	H26.3.19	火災事故の出火原因について	部分公開	H26.3.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当	消防本部 予防課
605	540	H26.3.20	平成25年度 件名:こんにちは赤ちゃん事業 赤ちゃん用おしりふきについて、指名業者名・落札 金額(すべての入札業者・入札金額)・落札業者名	公開	H26.3.20		総務部 管財課
606	541	H26.3.18	建築計画概要書	部分公開	H26.3.20	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
607	542	H26.3.14	建築計画概要書	部分公開	H26.3.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
608	543	H26.3.19	定期調査報告書 定期調査報告書(建築設備等)	部分公開	H26.3.24	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
609	544	H26.3.24	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.25	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
610	545	H26.3.25	建築計画概要書	部分公開	H26.3.26	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
611	546	H26.3.24	改善指示書(様式第5号)	部分公開	H26.3.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
612	547	H26.3.27	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
613	548	H26.3.27	道路位置指定申請図	部分公開	H26.3.28	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課
614	549	H26.3.31	1.福州園の維持管理費用がわかる資料(年間)直近1 年分のもの 2.福州園の来場者数 年間 内訳(日本国内(日本人)、中国人、台湾人、その他 外国人) 直近1年分のもの(可能であれば、過去3年分)	公開	H26.4.7		建設管理部 公園管理課
615	550	H26.3.31	沖縄県教職員組合、全日本自治団体労働組合との 団体交渉の記録。団体の要望が分かる記録。	取り下げ			教育委員会総 務課
616	550	H26.3.31	沖縄県教職員組合、全日本自治団体労働組合との 団体交渉の記録。	非公開	H26.4.8	文書不存在のため(全 日本自治団体労働組 合と団体交渉を行った	人事課
617	550	H26.3.31	沖縄県教職員組合、全日本自治団体労働組合の団 体の要望が分かる記録。	公開	H26.4.8		総務部 人事課
618	550	H26.3.31	部落解放同盟、全日本同和会、全国地域人権運動 総連合、全国人権教育研究協議会への団体補助 金。及び事業報告書、証憑書類。 朝鮮総連関連施設に対する減免措置。実施してい ればその類。	取り下げ			生涯学習部 総務課
619	551	H26.3.28	建築計画概要書	部分公開	H26.4.3	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	建築指導課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
620	552	H26.3.27	建築計画概要書	部分公開	H26.4.9	条例第6条第1項第2号 (個人情報)に該当(印 影部分)	都市計画部 建築指導課

②保健所受付分

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1	H25.4.1	食品営業台帳	部分公開	H25.4.10	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	健康部 生活衛生課
2	2	H25.4.1	理容所・美容所確認台帳	公開	H25.4.10		〃
3	3	H25.4.5	食品営業台帳	公開	H25.4.15		〃
4	4	H25.4.5	食品営業台帳	部分公開	H25.4.15	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
5	5	H25.4.10	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.4.15	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
6	6	H25.4.11	食品営業台帳	部分公開	H25.4.15	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
7	7	H25.4.11	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.4.16	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
8	8	H25.4.12	理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.4.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
9	9	H25.4.12	食品営業台帳	部分公開	H25.4.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
10	10	H25.4.19	食品営業台帳	部分公開	H25.4.19	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
11	11	H25.5.1	食品営業台帳	部分公開	H25.5.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
12	12	H25.5.1	理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.5.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
13	13	H25.5.7	食品営業台帳	部分公開	H25.5.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
14	14	H25.5.7	理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.5.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
15	15	H25.5.8	食品営業台帳	部分公開	H25.5.10	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
16	16	H25.5.9	簡易専用水道届出台帳	部分公開	H25.5.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
17	17	H25.5.10	食品営業台帳	部分公開	H25.5.14	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	健康部 生活衛生課
18	18	H25.5.10	食品営業台帳	部分公開	H25.5.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
19	19	H25.5.13	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
20	20	H25.5.14	病院・診療所台帳	公開	H25.5.23		〃
21	21	H25.5.16	食品営業台帳	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
22	22	H25.5.16	理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.5.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
23	23	H25.5.20	理容所・美容所確認台帳	公開	H25.5.23		〃
24	24	H25.5.27	旅館業台帳及び旅館業廃業台帳	部分公開	H25.6.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(廃業台帳の申請者氏名及び申請者住所の)	〃
25	25	H25.6.3	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.6.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
26	26	H25.6.4	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.6.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
27	27	H25.6.5	理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.6.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
28	28	H25.6.7	食品営業台帳	部分公開	H25.6.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
29	29	H25.6.7	食品営業台帳	部分公開	H25.6.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
30	30	H25.3.27	食品営業台帳	部分公開	H25.7.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
31	31	H25.6.28	食品営業台帳及び理容所・美容所確認台帳	部分公開	H25.7.1	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
32	32	H25.6.28	食品営業台帳	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
33	33	H25.7.1	病院・診療所台帳	公開	H25.7.5		〃

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
34	34	H25.7.1	食品営業台帳	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	健康部 生活衛生課
35	35	H25.7.5	食品営業台帳	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
36	36	H25.7.5	食品営業台帳	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
37	37	H25.7.5	食品営業台帳	部分公開	H25.7.8	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
38	38	H25.7.8	食品営業台帳	部分公開	H25.7.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
39	39	H25.7.8	食品営業台帳	部分公開	H25.7.16	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
40	40	H25.7.8	美容所確認台帳	部分公開	H25.7.19	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
41	41	H25.7.8	高度管理医療機器販売業・賃貸業台帳	公開	H25.7.18		"
42	42	H25.7.16	薬局台帳、医薬品販売業台帳、高度管理医療機器販売業台帳、管理医療機器販売業台帳、医療用具販売業台帳、毒劇物販売業台帳	部分公開	H25.7.31	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(薬局以外の電話番号)	"
43	43	H25.7.19	薬局台帳、医薬品販売業台帳	公開	H25.7.31		"
44	44	H25.7.25	食品営業台帳	部分公開	H25.7.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
45	45	H25.5.22	食品営業台帳	部分公開	H25.5.29	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
46	46	H25.8.23	食品営業台帳	部分公開	H25.8.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
47	47	H25.8.9	食品営業台帳	部分公開	H25.8.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
48	48	H25.8.6	食品営業台帳	部分公開	H25.8.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
49	49	H25.8.8	食品営業台帳	部分公開	H25.8.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"
50	50	H25.8.8	食品営業台帳	部分公開	H25.8.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	"

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
51	51	H25.9.2	食品営業台帳	部分公開	H25.9.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	健康部 生活衛生課
52	52	H25.9.2	食品営業台帳	部分公開	H25.9.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
53	53	H25.9.4	食品営業台帳	部分公開	H25.9.11	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話、申請者電話番号)	〃
54	54	H25.9.9	食品営業台帳	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
55	55	H25.9.11	食品営業台帳	部分公開	H25.9.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
56	56	H25.9.19	食品営業台帳、理容・美容営業台帳	部分公開	H25.9.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
57	57	H25.9.24	食品営業台帳、理容・美容営業台帳	部分公開	H25.9.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
58	58	H25.9.24	食品営業台帳	部分公開	H25.9.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
59	59	H25.9.24	公衆浴場営業台帳	部分公開	2013/9/30 ・ 2013/10/3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
60	60	H25.9.26	公衆浴場営業台帳	部分公開	H25.9.30	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
61	61	H25.9.27	公衆浴場営業台帳	部分公開	H25.10.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
62	62	H25.9.24	理容・美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場 営業台帳	部分公開	H25.9.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
63	63	H25.9.25	食品営業台帳	部分公開	H25.10.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
64	64	H25.9.30	食品営業台帳、理容・美容営業台帳	部分公開	H25.10.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
65	65	H25.10.4	食品営業台帳	部分公開	H25.10.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
66	66	H25.10.4	〃	公開	H25.10.7		〃
67	67	H25.10.4	〃	部分公開	H25.10.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
68	68	H25.10.4	食品営業台帳	部分公開	H25.10.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	健康部 生活衛生課
69	69	H25.10.4	生活衛生営業台帳	部分公開	H25.10.4	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
70	70	H25.10.29	生活衛生営業台帳	部分公開	H25.10.31	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
71	71	H25.10.16	食品営業台帳	部分公開	H25.10.28	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
72	72	H25.11.1	食品衛生台帳及び生衛業台帳	部分公開	H25.11.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
73	73	H25.11.12	生衛業台帳	部分公開	H25.11.14	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
74	74	H25.11.14	生衛業台帳	公開	H25.11.20		〃
75	75	H25.11.1	食品衛生台帳	部分公開	H25.11.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
76	76	H25.11.5	食品衛生台帳	部分公開	H25.11.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
77	77	H25.11.5	食品衛生台帳	部分公開	H25.11.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
78	78	H25.11.20	飲食店営業許可証記載事項	部分公開	H25.11.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	〃
79	79	H25.11.18	食品衛生台帳	部分公開	H25.11.20	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
80	80	H25.11.18	食品衛生台帳及び生衛業台帳	部分公開	H25.11.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
81	81	H25.11.25	食品衛生台帳	部分公開	H25.11.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
82	82	H25.12.2	生衛業台帳	部分公開	H25.12.4	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
83	83	H25.12.2	食品営業台帳	部分公開	H25.12.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
84	84	H25.12.4	食品営業台帳	部分公開	H25.12.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
85	85	H25.12.2	食品衛生台帳及び生衛業台帳	部分公開	H25.12.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	健康部 生活衛生課
86	86	H25.12.2	食品衛生台帳及び生衛業台帳	部分公開	H25.12.3	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
87	87	H25.12.3	生衛業台帳	部分公開	H25.12.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
88	88	H25.12.4	食品営業台帳	部分公開	H25.12.6	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
89	89	H25.12.6	食品営業台帳	部分公開	H25.12.11	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
90	90	H25.12.16	食品衛生台帳及び生衛業台帳	部分公開	H25.12.19	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
91	91	H25.12.24	生衛業台帳	部分公開	H25.12.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
92	92	H25.12.10	食品営業台帳	部分公開	H25.12.19	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
93	93	H25.12.12	高度管理医療機器販売業台帳	部分公開	H25.12.9	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
94	94	H26.1.6	食品営業台帳	部分公開	H26.1.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
95	95	H26.1.6	食品営業台帳及び美容・理容営業台帳	部分公開	H26.1.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
96	96	H26.1.8	食品営業台帳	部分公開	H26.1.14	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
97	97	H26.1.8	食品営業台帳	部分公開	H26.1.14	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
98	98	H26.1.15	食品営業台帳	部分公開	H26.1.16	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
99	99	H26.1.17	美容営業台帳	部分公開	H26.1.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
100	100	H26.1.14	食品営業台帳及び美容・理容営業台帳	部分公開	H26.1.15	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"
101	101	H26.1.15	食品営業台帳	部分公開	H26.1.22	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	"

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
102	102	H26.1.27	旧薬種商販売業台帳	部分公開	H26.1.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	健康部 生活衛生課
103	103	H26.1.31	食品営業台帳及び美容・理容営業台帳	部分公開	H26.2.4	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
104	104	H26.2.6	食品営業台帳	部分公開	H26.2.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
105	105	H26.2.5	食品営業台帳	部分公開	H26.2.5	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
106	106	H26.2.12	食品営業台帳	部分公開	H26.2.12	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
107	107	H26.2.14	食品営業台帳及び理・美容所営業台帳	部分公開	H26.2.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
108	108	H26.2.21	公衆浴場営業台帳	公開	H26.2.25		〃
109	109	H26.2.25	公衆浴場営業台帳	公開	H26.2.25		〃
110	110	H26.2.10	あはき台帳	公開	H26.2.24		〃
111	111	H26.2.17	食品営業台帳	部分公開	H26.2.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
112	112	H26.2.14	食品営業台帳	部分公開	H26.2.24	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
113	113	H26.2.17	食品営業台帳	部分公開	H26.2.24	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
114	114	H26.2.5	食品営業台帳及び理・美容所営業台帳	部分公開	H26.2.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
115	115	H26.2.17	食品営業台帳	部分公開	H26.2.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
116	116	H26.3.3	美容・理容営業台帳	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
117	117	H26.3.7	食品営業台帳、美容及び理容営業台帳	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
118	118	H26.3.7	食品営業台帳	部分公開	H26.3.7	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
119	119	H26.3.4	食品営業台帳	部分公開	H26.3.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	健康部 生活衛生課
120	120	H26.3.7	食品営業台帳	部分公開	H26.3.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
121	121	H26.3.7	美容・理容営業台帳	部分公開	H26.3.13	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
122	122	H26.3.7	食品営業台帳	部分公開	H26.3.17	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
123	123	H26.3.17	食品営業台帳、美容及び理容営業台帳	部分公開	H26.3.18	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
124	124	H26.3.10	食品営業台帳	部分公開	H26.3.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
125	125	H26.3.10	美容・理容営業台帳	部分公開	H26.3.25	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
126	126	H26.3.18	食品営業台帳	部分公開	H26.3.26	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
127	127	H26.3.18	食品営業台帳	部分公開	H26.3.27	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
128	128	H26.3.20	食品営業台帳	部分公開	H26.3.31	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃
129	129	H26.3.26	旅館営業台帳	部分公開	H26.3.28	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(携帯電話)	〃

③上下水道局受付分

通し 番号	受付 番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1	H25.4.8	アパートの下水道料金支払い状況の確認	公開	H25.4.11		上下水道局 料金サービス課
2	2	H25.4.9	アパートの平成23年11月分～平成24年12月分水 道料金の資料提供	公開	H25.4.11		上下水道局 料金サービス課
3	3	H25.4.19	アパートの平成24年3月分～平成25年3月分までの 水道料金と使用量	公開	H25.4.22		上下水道局 料金サービス課
4	4	H25.5.9	マンション管理組合法人との契約にもとづく水道料 金の支払い内容(平成24年度分の水道料金支払 内容、明細の確認)	公開	H25.5.10		上下水道局 料金サービス課
5	5	H25.6.26	平成25年度貯蔵品(蛍光灯類その1)の購入に関 する落札業者、落札金額	公開	H25.6.28		上下水道局 総務課
6	6	H25.6.27	水道料金等の未納による給水停止履歴情報の請 求(2011年1月～2013年5月末)	公開	H25.7.1		上下水道局 料金サービス課
7	7	H25.8.26	平平成17年2月分から直近の水道料金の内訳	公開	H25.8.27		上下水道局 料金サービス課
8	8	H25.9.4	平成25年度効率的な下水道事業のための計画策 定業務委託に係る二次審査結果の開示 (1)弊社の項目別点数票 (2)順位及び総合点数	公開	H25.9.4		上下水道局 下水道課
9	9	H25.11.29	テナントビル全体にかかる平成22年1月～平成25 年11月分までの水道使用量及び水道料金	公開	H25.12.5		上下水道局 料金サービス課

(2)那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、審査会の開催状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
審議会	0	0	0	0	3	8
審査会	1	5	7	9	12	9

(3)那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

名前	職業
朝 崎 咩	(会 長) 大学准教授
新 城 将 孝	(副会長) 大学教授
新 嘉 喜 嘉 枝 子	保険代理店
大 城 幸 子	行政評価事務所
崎 濱 秀 光	新聞社論説副委員長
畠 中 優 子	税理士
普 久 原 均	新聞社論説副委員長
宮 里 由 紀 子	会社代表
山 城 志 津	薬剤師

(4)那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

名前	職業
前 津 榮 健	(会 長) 大学教授
新 城 将 孝	(副会長) 大学教授
中 村 照 美	弁護士
上 原 義 信	弁護士
当 山 恵 子	税理士

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

高度情報通信社会といわれる今日、個人情報がインターネットを通して迅速に処理できるようになり、市民生活に便利さと豊かさをもたらした反面、プライバシー侵害の危険が高まっています。

那覇市の個人情報保護制度は一人一人の人権を尊重し、保護することを目的として、次の4点を柱に適正な運営をめざします。

(1) 市が個人情報を扱うときのルールを定めています。

- ① 個人の思想、信条などに関する情報は収集しません。
- ② 個人情報は原則として直接、本人から収集します。
- ③ 収集した個人情報は原則として目的外に利用したり、外部には提供しません。

(2) 自分の情報は自分でコントロールできます。

市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、削除、中止の請求ができます。

(3) 苦情も受け付けます。

自分の個人情報が保護に欠けていると思うときは、市や民間業者にその是正を求めることができます。

(4) 民間業者の協力義務を定めています。

民間業者の個人情報の取扱いに不適正があると認められるときは、市長はその業者に対して指導、勧告することができます。

個人情報保護制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 個人情報の開示（閲覧、写しの交付）等を請求できる者

どなたでも市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、削除、目的外利用・外部提供の中止を請求できます。

(3) 開示（閲覧、写しの交付）等の請求方法

開示（閲覧、写しの交付）等の請求は、本人であることを確認することができる書類（例えば運転免許証）を窓口の市政情報センター（教育委員会、上下水道局又は市立病院それぞれのコーナー）に示して、請求書を提出して行います。

(4) 決定に対する不服申立て

実施機関の決定に対して不服があるときは、不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

(5) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

2 個人情報保護制度の運用状況

- (1) この運用状況は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年分です。
- (2) 個人情報の開示請求については、承認が91件でした。(表1参照)
- (3) 実施機関別では市長が66件で、教育委員会が1件、市立病院が39件、消防長が2件となっています。(表3参照)
- (4) 不服申立ては0件でした。(表1参照)
- (5) 個人情報の目的外利用等届出は140件で、その内訳は目的外利用16件、外部提供124件となっています。

(表1) 個人情報請求の処理状況内訳

年 度	開 示 請 求 内 訳						不服 申立	訂正 請求	削除 請求	中 止 請 求
	請求 件数	承認	一部 承認	拒 否	取下げ	却 下				
平成24年度	89	62	17	10	0	0	0	0	0	0
平成25年度	108	91	11	5	1	0	0	0	0	0

(表2) 開示請求に対する一部承認、拒否の理由内訳

	一部承認	拒否
法令秘情報	0	0
個人の評価等情報	2	0
第三者の個人情報	6	0
職務執行情報	1	0
審議会の意見	0	0
文書不存在	3	5
合 計	12	5

※ 複数の理由に該当する場合もあるので、各合計が必ずしも請求件数と一致するわけではありません。

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関		開 示 請 求 内 訳						不服 申立	訂正 請求	削除 請求	中 止 請 求
		請求 件数	承認	一部 承認	拒 否	取下げ	却 下				
市 長	総 務 部	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	企画財務部	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	経済観光部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	環 境 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市民文化部	19	9	6	4	-	-	-	-	-	-
	福祉部	14	11	2	1	-	-	-	-	-	-
	健康部	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-
	こどもみらい部	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画部	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設管理部	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	出 納 室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計		66	49	11	5	1	0	0	0	0	0
教育委員会		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 長		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
上下水道事業管理者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議 会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方独立行政法人 (市立病院)		39	39	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		108	91	11	5	1	0	0	0	0	0

(1) 個人情報請求の内容

① 市政情報センター受付分

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1	H25.4.5	開示	印鑑証明の発行履歴	一部承認	H25.4.16	自動交付機発行 については文書不 存在	市民文化部 市民課
2	2	H25.4.17	開示	売買契約書	承認	H25.4.18		総務部 管財課
3	3	H25.4.19	訂正	那都区第601号平成25年3月8日(別紙)「仮換 地の使用収益開始日の通知」に記載されてい る事項	承認	H25.5.1		都市計画部 区画整理課
4	4	H25.5.8	開示	実印を変更した時期 過去の実印印影	承認	H25.5.9		市民文化部 市民課
5	5	H25.5.15	開示	・通院費を否定する理由 ・請求した通院費未だ清算されない理由 ・通院、通院費を否定する理由及び眼科手術 の際の必要経費タクシー代の否定理由	拒否	H25.5.28	文書不存在	福祉部 保護管理課
6	6	H25.5.21	開示	医療費	承認	H25.5.24		健康部 国保健康保険課
7	7	H25.6.11	開示	印鑑登録申請書(写)、委任状 印鑑証亡失届出書(写)、委任状	承認	H25.6.12		市民文化部 市民課
8	8	H25.6.11	開示	介護保健事業者事故報告書	承認	H25.6.12		福祉部 ちやーがんじゅう課
9	9	H25.6.20	開示	介護認定情報の写し	承認	H25.6.21		福祉部 ちやーがんじゅう課
10	10	H25.6.21	開示	医療費証明(いつ病院に行ったか、医療費の 詳細)	承認	H25.6.27		福祉部 保護管理課
11	11	H25.6.24	開示	印鑑証明の発行履歴	一部承認	H25.7.5	自動交付機発行 については文書不 存在	市民文化部 市民課
12	12	H25.6.24	開示	健康保険の給付記録(レセプトも含む)	承認	H25.6.25		健康部 国保健康保険課
13	13	H25.6.27	開示	市有地賃貸借契約書の写し	承認	H25.6.28		総務部 管財課
14	14	H25.7.17	開示	印鑑証明の発行履歴(申請書)	拒否	H25.7.18	文書不存在	市民文化部 市民課
15	15	H25.7.23	開示	窓口での印鑑登録証明交付申請書の写し (過去保存分)	承認	H25.8.2		市民文化部 市民課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
16	16	H25.7.24	開示	印鑑証明の発行履歴(申請書)	拒否	H25.7.25	文書不存在	市民文化部 市民課
17	17	H25.7.30	開示	国保加入時の医療機関での受診記録 (病院名、受診日、医療費(歯科、調剤は除く))	承認	H25.7.31		健康部 国保健康保険課
18	18	H25.7.31	開示	病院受診歴の確認ができる書類	承認	H25.7.31		健康部 国保健康保険課
19	19	H25.8.1	開示	医療機関、薬局名の利用状況 (受診年月、受診区分、日数、医療費総額、自己負担額)	承認	H25.8.8		健康部 国保健康保険課
20	20	H25.8.15	開示	レセプト	承認	H25.8.15		健康部 国保健康保険課
21	21	H25.8.22	開示	要介護認定の申請から認定に関する書類一式全て	承認	H25.8.27		福祉部 ちやーがんじゅう課
22	22	H25.8.29	開示	介護認定情報全般	承認	H25.9.3		福祉部 ちやーがんじゅう課
23	23	H25.8.29	開示	児童扶養手当の手続きに関して役所が記入した文書すべて(記録)	一部承認	H25.9.11	文書不存在 (平成19年の記録なし)	こどもみらい部 子育て応援課
24	24	H25.9.4	開示	介護給付情報全般	承認	H25.9.10		福祉部 ちやーがんじゅう課
25	25	H25.9.10	開示	救急活動報告書(母子)	承認	H25.9.11		消防本部 救急課
26	26	H25.9.10	開示	支払いを受けていた介護給付に関する情報	承認	H25.9.17		福祉部 ちやーがんじゅう課
27	27	H25.9.30	開示	市有地賃貸契約書	承認	H25.10.1		総務部 管財課
28	28	H25.10.3	開示	土地及び物件の補償契約書類一式	承認	H25.10.8		建設管理部 花とみどり課
29	29	H25.10.4	開示	福事障第21号平成25年9月5日付、那福事障第3号平成25年9月12日付、福事障第5号平成25年9月12日付の以上の那覇市福祉事務所障がい福祉課の関係の電子文書、紙面文書、録音録画の収録した光ディスクなどすべて(申請から決裁までの文書など。審査会も含む。)	一部承認	H25.10.17	条例第12条の2第1項第4号(第三者情報)及び第6号(行政執行情報)に該当(印影部分)	福祉部 障がい福祉課
30	30	H25.10.8	開示	救急活動報告書	承認	H25.10.16		消防本部 救急課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
31	31	H25.10.23	開示	印鑑登録に関わる手続き(申請書) (印影が確認できるもの)	承認	H25.10.25		市民文化部 市民課
32	32	H25.10.25	開示	住民票のかかる申請書及び委任状	一部承認	H25.10.30	条例第12条の2 第1項第5号(法人 情報)に該当(印 影部分)	市民文化部 市民課
33	33	H25.10.28	開示	医療費の受診状況	承認	H25.10.30		健康部 国民健康保険課
34	34	H25.10.28	開示	医療費の受診状況	承認	H25.10.30		健康部 国民健康保険課
35	35	H25.10.28	開示	医療費の受診状況	承認	H25.10.30		健康部 国民健康保険課
36	36	H25.10.31	開示	印鑑登録(変更)申請書	承認	H25.11.1		市民文化部 市民課
37	37	H25.10.31	開示	医療費の受診状況	承認	H25.11.5		健康部 国民健康保険課
38	38	H25.11.14	開示	・石嶺福祉センター線工事と建物の損傷に関 する調査報告書 ・経緯に関する書類 ・会議録(市内部) ・最終報告書(建物調査)	一部承認	H25.11.28	条例第12条の2 第1項第4号(第三 者情報)に該当	建設管理部 道路建設課
39	39	H25.11.15	開示	診療報酬明細書(レセプト)	承認	H25.11.18		健康部 国民健康保険課
40	40	H25.11.19	開示	印鑑証明書発行履歴が分かる書類	承認	H25.11.21		市民文化部 市民課
41	41	H25.12.4	開示	所得証明書の発行履歴	取り下げ	H25.12.4		企画財務部 税制課
42	42	H25.12.5	開示	住民票交付申請書	承認	H25.12.6		市民文化部 市民課
43	43	H25.12.5	開示	介護サービス業に係る自己負担分	承認	H25.12.6		福祉部 ちやーがんじゅう課
44	44	H25.12.6	開示	印鑑証明の発行履歴	承認	H25.12.13		市民文化部 市民課
45	45	H25.12.9	開示	医療費の額	承認	H25.12.11		健康部 国民健康保険課
46	46	H25.12.12	開示	介護保険給付費	承認	H25.12.13		福祉部 ちやーがんじゅう課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
47	47	H25.12.25	開示	印鑑証明書の発行又は印鑑の変更が行われていれば、それが分かる書類	承認	H25.12.26		市民文化部 市民課
48	48	H25.12.27	開示	レセプト	承認	H26.1.24		健康部 国民健康保険課
49	49	H26.1.14	開示	料金の内訳が分かるもの	承認	H26.1.21		健康部 国民健康保険課
50	50	H26.1.16	開示	印鑑登録証明書の発行履歴(交付機含む)	拒否	H26.1.20	文書不存在	市民文化部 市民課
51	51	H26.1.22	開示	土地売買の支払い明細について	承認	H26.2.5		建設管理部 道路建設課
52	52	H26.1.23	開示	受理証明書(結婚)の申請書の写し	一部承認	H26.1.24	条例第12条の2 第1項第4号(第三者情報)に該当	市民文化部 市民課
53	53	H26.1.24	開示	住民票の発行履歴から分かるもの(申請書の写し)	拒否	H26.1.28	文書不存在	市民文化部 市民課
54	54	H26.1.24	開示	レセプト	承認	H26.2.18		健康部 国民健康保険課
55	55	H26.1.28	開示	・戸籍証明書(謄本・抄本)の発行履歴が分かるもの(申請書等) ・住民票の申請書の写し	一部承認	H26.2.3	条例第12条の2 第1項第4号(第三者情報)に該当	市民文化部 市民課
56	56	H26.1.31	開示	・採用試験の合否についての文書・書類の写し(成績・順位等が分かるもの)	一部承認	H26.2.12	条例第12条の2 第1項第2号(評価、診断情報)及び第4号(第三者)	総務部 人事課
57	57	H26.2.18	開示	墳墓補償契約書(写真等)の写し	承認	H26.2.20		都市計画部 区画整理課
58	58	H26.2.20	開示	レセプト	承認	H26.3.12		福祉部 保護第2課
59	59	H26.2.20	開示	レセプト	承認	H26.3.4		健康部 国民健康保険課
60	60	H26.2.20	開示	医師から受けた病状に関する書類(説明)	一部承認	H26.2.27	条例第12条の2 第1項第2号(評価、診断情報)に 該当	福祉部 保護第2課
61	61	H26.2.25	開示	医療費が分かる書類	承認	H26.3.5		健康部 国民健康保険課
62	62	H26.3.4	開示	支援記録簿	承認	H26.3.18		学校教育部 教育相談課

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
63	63	H26.3.6	開示	医療費	承認	H26.3.13		健康部 国民健康保険課
64	64	H26.3.10	開示	所得証明書、納税証明書、資産証明書の交付申請書	承認	H26.3.24		企画財務部 税制課
65	65	H26.3.12	開示	印鑑証明書の発行ができなかった理由が分かる書類	一部承認	H26.3.13	条例第12条の2 第1項第4号(第三者情報)に該当	市民文化部 市民課
66	66	H26.3.14	開示	医療費が分かる書類	承認	H26.3.18		健康部 国民健康保険課
67	67	H26.3.17	開示	レセプト(初診時のレセ)	承認	H26.3.18		健康部 国民健康保険課
68	68	H26.3.20	開示	医療費がわかるもの(薬も含む)	承認	H26.3.27		健康部 国民健康保険課
69	69	H26.3.25	開示	・レセプト ・医師の診断書	承認	2014/4/7		福祉部 保護第2課

②市立病院受付分

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分 と理由	担当部課名
1	1	H25.4.8	開示	診療録・レントゲンフィルムの写し	承認	H25.4.10		市立病院 診療情報管理室
2	2	H25.4.10	開示	手術同意書の写し	承認	H25.4.10		市立病院 診療情報管理室
3	3	H25.4.22	開示	診療録の写し	承認	H25.4.23		市立病院 診療情報管理室
4	4	H25.5.1	開示	手術同意書の写し	承認	H25.5.2		市立病院 診療情報管理室
5	5	H25.5.2	開示	診療録・レントゲンフィルムの写し	承認	H25.5.7		市立病院 診療情報管理室
6	6	H25.5.8	開示	B型肝炎ウィルスの感染、もしくは肝疾患に 関して受診したもののカルテの写し	承認	H25.5.10		市立病院 診療情報管理室
7	7	H25.5.21	開示	B型肝炎ウィルスの感染、もしくは肝疾患に 関して受診したもののカルテの写し	承認	H25.5.24		市立病院 診療情報管理室
8	8	H25.6.20	開示	診療録の写し(レントゲン含む)	承認	H25.6.23		市立病院 診療情報管理室
9	9	H25.6.24	開示	レントゲンフィルムの写し	承認	H25.6.27		市立病院 診療情報管理室
10	10	H25.7.1	開示	B型肝炎ウィルスの感染、もしくは肝疾患に 関して受診したもののカルテの写し	承認	H25.7.4		市立病院 診療情報管理室
11	11	H25.7.8	開示	精神科のカルテ、検査結果	承認	H25.7.10		市立病院 診療情報管理室
12	12	H25.7.31	開示	通院カルテ、レントゲン	承認	H25.8.12		市立病院 診療情報管理室
13	13	H25.8.8	開示	第の診療録の写し	承認	H25.8.12		市立病院 診療情報管理室
14	14	H25.8.16	開示	急病センター受診時の診療録の写し	承認	H25.8.19		市立病院 診療情報管理室
15	15	H25.8.23	開示	手術同意書の写し	承認	H25.8.26		市立病院 診療情報管理室
16	16	H25.9.2	開示	手術時のDVDの写し	承認	H25.9.4		市立病院 診療情報管理室
17	17	H25.9.3	開示	急病センター受診時の診療録の写し	承認	H25.9.3		市立病院 診療情報管理室

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分 と理由	担当部課名
18	18	H25.9.3	開示	急病センター受診時の診療録の写し	承認	H25.9.3		市立病院 診療情報管理室
19	19	H25.9.19	開示	カルテ写し	承認	H25.9.25		市立病院 診療情報管理室
20	20	H25.9.26	開示	カルテの写し	承認	H25.10.1		市立病院 診療情報管理室
21	21	H25.10.29	開示	死亡診断書の写し	承認	H25.10.30		市立病院 診療情報管理室
22	22	H25.10.2	開示	診療録の写し	承認	H25.10.7		市立病院 診療情報管理室
23	23	H25.10.8	開示	診断書の写し	承認	H25.10.10		市立病院 診療情報管理室
24	24	H25.11.8	開示	カルテ、レントゲンフィルムの写し	承認	H25.11.11		市立病院 診療情報管理室
25	25	H25.12.9	開示	・診療録の写し ・診療録の写し	承認	H25.12.16		市立病院 診療情報管理室
26	26	H25.12.9	開示	診療録の写し	承認	H25.12.16		市立病院 診療情報管理室
27	27	H25.12.17	開示	診療録の写し(レントゲン含む)	承認	H25.12.20		市立病院 診療情報管理室
28	28	H26.1.6	開示	紹介状の写し	承認	H26.1.8		市立病院 診療情報管理室
29	29	H26.1.17	開示	外来カルテの写し	承認	H26.1.20		市立病院 診療情報管理室
30	30	H26.1.27	開示	外来カルテの写し	承認	H26.1.31		市立病院 診療情報管理室
31	31	H26.2.10	開示	診療録の写し	承認	H26.2.13		市立病院 診療情報管理室
32	32	H26.2.17	開示	手術同意書の写し	承認	H26.2.18		市立病院 診療情報管理室
33	33	H26.2.24	開示	診療録の写し (レントゲン不要)	承認	H26.2.28		市立病院 診療情報管理室
34	34	H26.2.26	開示	診療録	承認	H26.2.28		市立病院 診療情報管理室
35	35	H26.2.25	開示	急病センター受診時の電子カルテとレントゲンのコピー	承認	H26.2.28		市立病院 診療情報管理室

通し 番号	受付 番号	受付日	請求の 種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分 と理由	担当部課名
36	36	H26.3.17	開示	カルテの写し	承認	H26.3.19		市立病院 診療情報管理室
37	37	H26.3.20	開示	B型肝炎ウィルスの感染、もしくは肝疾患に 関して受診したもののカルテの写し	承認	H26.3.21		市立病院 診療情報管理室
38	38	H26.3.25	開示	カルテ(レントゲン含む)の写し	承認	H26.3.31		市立病院 診療情報管理室
39	39	H26.3.20	開示	外来カルテ・入院カルテ・看護日誌・画像 (CT,レントゲン、MRI等)の各写し	承認	H26.3.31		市立病院 診療情報管理室

(2) 個人情報の目的外利用・外部提供の状況

届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
1	H25.4.1	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		救急搬送の記録照会		別紙「救急活動報告書」の写し	
				条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)	
2	H25.4.3	外部提供	消防本部 救急課	スミセイ保険サービス株式会社	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		救急搬送の記録照会		・別紙(救急隊確認)のとおりに ・搬送日 ・該当者氏名、住所、実際の居宅	
				条例第9条第1項第1号	
3	H25.4.3	外部提供	生活衛生課	沖縄弁護士会	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 営業許可名義人 2 上記名義人の自宅住所 3 最初の許可年月日 4 廃業の場合その年月日 5 名義人に交代のある場合は該当する許可全ての①から④ 6 食品衛生責任者の氏名及び住所	
				条例第9条第1項第2号(弁護士法第23条の2)	
4	H25.4.4	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		救急搬送の記録照会		「救急活動報告書」の写し	
				条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)	
5	H25.4.5	外部提供	市立病院 診療情報管理室	沖縄県知事	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		診療業務		患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 187件	
				条例第9条第1項第5号 (審議会の意見)	
6	H25.4.9	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		契約者名、水栓所在地(契約場所)、開栓日(契約日)、支払方法等	
				刑事訴訟法第197条第2項	

届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
7	H25.4.10	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		救急搬送者名簿 113件		平成25年2月1日から平成25年3月31日に覚知した救急活動記録のうち 75歳未満の傷病者で 1 事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関	条例第9条第1項第5号
8	H25.4.12	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		契約者名、水栓所在地（契約場所）、開栓日（契約日）、使用者住所、使用者名、支払方法等（口座振替であればその金融機関、口座番号、口座名義人）	刑事訴訟法第197条第2項
9	H25.4.18	外部提供	生活衛生課	名古屋国税局	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		食品衛生法に基づく許可の有無		営業許可を受けているかどうか	条例第9条第1項第2号（国税犯則取締法第一条第三項）
10	H25.4.19	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者氏名、住所、生年月日、連絡先等 3 料金支払い方法等 4 料金滞納の有無 5 契約廃止年月日 6 その他参考事項	刑事訴訟法第197条第2項
11	H25.4.23	目的外利用	こどもみらい部 子育て応援課	保護第一課	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		生活保護業務		○○について、平成22年7月以降に支給された子ども医療費助成金について、支給決定のために提出された書類の写し。	条例第9条第1項及び第2項
12	H25.4.23	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄弁護士会	承認
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目	
		診療業務		1 貴院に同人が救急搬送されてきた際、同人对し、アルコール血中濃度又は呼気含有量の検査（以下、「アルコール検査」という。）を行いましたか 2 上記1のアルコール検査を行っていた場合、同検査の検査数値をご教示下さい	条例第9条第1項第2号

届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
13	H25.4.30	外部提供	市立病院 医事課	那覇地方検察庁	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		診療業務		通院治療中のカルテの写し(同意書あり)	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
14	H25.5.1	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく 許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
15	H25.5.1	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県浦添警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金支払人 4 料金支払い方法(支払い方法、使用金融機関、口座番号、口座名義人) 5 料金請求等の送付先 6 その他参考事項	刑事訴訟法第197条第2項
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
16	H25.5.1	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		別紙「捜査関係事項照会書」のとおり	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
17	H25.5.2	外部提供	健康部 国民健康保険課	沖縄県那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		1 国民健康保険者証の発行履歴 2 廃止・返還・紛失等の手続き	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
18	H25.5.2	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	利用及び提供の根拠
		診療業務		1 入院、通院の有無及びその期間 2 初診及び最終通院日 3 病名及び病状並びに投薬の名称とその効能 4 治療状況及びその経過 5 責任能力及び是非弁別の有無等 6 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

19	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.5.7	外部提供	生活衛生課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
20	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.5.7	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
21	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.5.8	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 患者氏名 2 回答事項 (1) 傷病名 (2) 上記傷病の原因 (3) 加療期間 (4) 後遺障害について (5) その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
22	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.5.10	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	嘉手納警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 初診年月日 2 最終診察年月日 3 入院の有無、あればその期間 4 病名 5 病状 6 投薬の有無、あればその効能 7 主治医 8 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
23	H25.5.10	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 傷病名及びその具体的症状 2 全治期間 3 実際に2の傷病名で入院・通院した日数、治療内容 4 後遺障害の有無、後遺障害がある場合は、その部位及び具体的内容 5 転院の有無、転院している場合は、転院日及び転院先 6 その他捜査・公判上の参考となると思われる事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
24	H25.5.13	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
25	H25.5.21	外部提供	建設管理部 市営住宅課	沖縄県警察本部交通指導課長	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		捜査関係事項照会		1 上記、○●の住所登録のあった当時の賃貸契約者等について ○契約者、家族構成、同居人 ○連絡先携帯電話等 ○勤務先と勤務先電話番号 ○契約時の保証人 ○●の勤務先と勤務先電話番号 2 その他、参考となる事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
26	H25.5.23	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
27	H25. 5. 27	外部提供	教育委員会 学校教育課	福岡地方裁判所第3刑事部の裁判長裁判官	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		福岡地方裁判所の照会書について		○那覇市立○○中学校に在籍中の指導要録その他、同人の生活歴及び学籍に関して作成された一切の資料に記載された内容 上記に関する次の事項について 1 指導要録（様式1）のコピー 2 その他の生活歴記録のコピー		刑事訴訟法279条
28	H25. 5. 29	外部提供	こどもみらい部 子育て応援課	神奈川県神奈川警察署長	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		家庭児童相談事業		DV避難に伴う母子からの相談内容等を記載した取扱経過記録		刑事訴訟法第197条第2項
29	H25. 5. 28	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
30	H25. 5. 28	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
31	H25. 5. 30	外部提供	福祉部 保護管理課	神奈川県神奈川警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		女性相談業務		○○に関する女性相談記録等の写し		刑事訴訟法第197条第2項

32	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.5.30	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部警備部外事課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 申請者の欠格事項の有無 8 営業者の身元特定にかかる身分証		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
33	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.5	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
34	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.5	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 営業所の構造設備		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
35	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.5	目的外利用	消防本部救急課	那覇市国民健康保険課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 115件		平成25年4月1日から平成25年5月31日に覚知した救急活動記録のうち75歳未満の傷病者で 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号
36	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.10	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 通院の有無、病名、病状 2 入院の有無、あればその期間		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

37	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.11	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者情報（住所、氏名、生年月日、連絡先等） 3 料金の支払人 4 水道番号 5 支払方法 6 料金請求等の送付先 7 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項
38	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.12	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
39	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.13	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 初営業許可日付		条例第9条第1項第2号（国税通則法74条の12第6項）
40	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.13	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 初営業許可日付		条例第9条第1項第2号（国税通則法74条の12第6項）
41	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.6.13	外部提供	消防本部 救急課	スミセイ保険サービス株式会社	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		・別紙（救急隊確認）のとおりに搬送日		条例第9条第1項第1号

42	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25. 6. 13	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 初営業許可日付	条例第9条第1項第2号（国税通則法74条の12第6項）	
43	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25. 6. 13	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 初営業許可日付	条例第9条第1項第2号（国税通則法74条の12第6項）	
44	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25. 6. 14	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限 7 初営業許可日付	条例第9条第1項第2号（国税通則法74条の12第6項）	
45	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25. 6. 20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県国税事務所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 照会期間 （平成18年1月から平成25年4月にかかる） 2 契約名義人 3 連絡先 4 振替口座 5 供給開始年月日 6 水道使用量 7 請求金額	国税通則法74条の12第6項	
46	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25. 6. 20	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）	

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
47	H25.6.21	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方裁判所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		診療録（カルテ）、麻酔記録、手術記録、レントゲン写真、CT画像、MRI画像及び各種検査票その他診療録上作成された資料一切（電磁的記録を含む）		条例第9条第1項第2号 （民事訴訟法第226条）
48	H25.6.27	外部提供	こどもみらい部 子育て応援課	沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課	承認	
		目的外利用	企画財務部 市民税課		承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		児童扶養手当（沖児）・特別児童扶養手当受給者本人及び配偶者、扶養義務者の所得情報の提供		受給者（配偶者及び扶養義務者含む） 2,310件 児童扶養手当（沖児）・特別児童扶養手当受給者の所得情報入力フロッピーディスク（平成24年1月1日～同年12月31日）2部 （正・副）：3.5インチ（2HD）		条例第9条第1項第2号 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条）
49	H25.6.27	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
50	H25.6.27	外部提供	生活衛生課	那覇労働基準監督署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 有効期限		条例第9条第1項第2号（労働基準法）
51	H25.7.1	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 支払方法 6 料金請求書等の送付（住所、宛名） 7 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項

52	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.7.3	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 営業所の構造設備		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
53	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.7.3	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 営業所の構造設備		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
54	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.7.3	外部提供	生活衛生課	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、連絡先 5 申請書の写し 6 店内平面図の写し		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
55	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.7.5	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者情報(契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等) 3 料金の支払人 4 支払方法 5 料金請求等の送付先 6 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項
56	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.7.30	外部提供	生活衛生課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種類 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 有効期限		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
57	H25.8.1	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	第十一管区海上保安本部刑事課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号 2 契約日(使用開始年月日) 3 過去6ヶ月の使用状況 4 料金支払い方法 5 料金請求書の送付先住所、氏名、連絡先電話番号 6 料金滞納の有無 7 契約を解除している場合、前契約者の住所、氏名、連絡先電話番号		刑事訴訟法第197条第2項
58	H25.8.7	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部警備部外事課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者の住所、氏名、連絡先 2 契約年月日 3 料金請求書送付先 4 料金支払方法、口座振替であれば、振替金融機関名、種別、口座番号、口座名義人 5 契約解除、休止、あればその年月日、理由 6 料金滞納の有無、あればその状況 7 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項
59	H25.8.8	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国民健康保険課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 158件		平成25年6月1日から平成25年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号
60	H25.8.8	外部提供	上下水道局 料金サービス課	香川県税事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 料金自動振替納入の有無 有の場合 名義人、金融機関、支店名等、口座番号 2 連絡先(TEL等)		地方税法第20条の11
61	H25.8.14	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部警備部外事課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者の住所、氏名、連絡先 2 契約年月日 3 料金請求書送付先 4 料金支払方法、口座振替であれば、振替金融機関名、種別、口座番号、口座名義人 5 契約解除、休止、あればその年月日、理由 6 料金滞納の有無、あればその状況 7 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
62	H25.8.14	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業種別 3 営業所の名称、所在地 4 営業者の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 有効期限 6 営業所の構造、設備概要 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
63	H25.8.14	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業種別 3 営業所の名称、所在地 4 営業者の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 有効期限 6 営業所の構造、設備概要 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
64	H25.8.14	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
65	H25.8.16	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		別紙「捜査関係事項照会書」のとおり		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
66	H25.8.21	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	警視庁東京空港警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、連絡先 3 使用料金支払い方法（金融機関、口座名など） 4 契約時から現在までの使用量 5 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項

67	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.8.26	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県浦添警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 使用供給契約者(住所、氏名、生年月日、連絡先) 2 使用供給契約年月日 3 使用料金請求送付先 4 使用料金支払い方法(口座振替であれば、金融機関及び口座番号) 5 その他参考事項		刑事訴訟法第197条第2項
68	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.8.28	外部提供	消防本部 救急課	衛生保リサーチセンター生保業務部	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		1 出動搬送経緯 2 到着時の被保険者の状態 3 飲酒の有無		条例第9条第1項第1号
69	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.8.30	外部提供	上下水道局 料金サービス課	那覇地方裁判所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 給水開始日及び給水停止日 2 需要家の名義		刑事訴訟法第197条第2項
70	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.9.5	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	北那覇税務署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 水道契約の有無 2 契約者住所 3 契約日 4 水道料金支払い方法		所得税法第235条
71	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.9.11	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項 6 営業所の構造、設備の概要		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
72	H25.9.11	外部提供	健康部 国民健康保険課	年金記録確認沖縄地方第三者委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		国民健康保険加入期間		条例第9条第1項第1号
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
73	H25.9.13	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく 許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
74	H25.9.17	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく 許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
75	H25.9.18	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県国税事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		平成21年10月1日から平成24年9月30日にかかる取引年月日、品名、数量、単価、金額、消費税、入金(年月日、金額、現金形小切手手形)、残高、摘要		国税通則法第74条の12第6項
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
76	H25.9.20	外部提供	福祉部 障がい福祉課	北那覇税務署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		所得税等調査(身障手帳情報)		身体障害者手帳情報		国税通則法第74条の12

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
77	H25.9.30	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業の種別 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 営業所の構造設備 6 許可条件 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
78	H25.10.2	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 支払方法 6 料金請求書等の送付（住所、宛名） 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
79	H25.10.4	外部提供	消防本部 救急課	株式会社データキャリ	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		救急搬送内容		条例第9条第1項第1号
80	H25.10.7	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国民健康保険課	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 145件		平成25年8月1日から、平成25年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1 事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号

81	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.10.9	外部提供	生活衛生課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項 6 営業所の構造、設備の概要 7 有効期限		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
82	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.10.10	外部提供	建設管理部 市営住宅課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		捜査関係事項照会		入居者等の関する情報		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
83	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.10.11	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄国税事務所長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		・振替口座 ・供給開始年月日 ・使用者名称 ・水道使用料 ・請求金額		条例第9条第1項第2号(国税通則法74条の12第6項)
84	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.10.24	外部提供	生活衛生課	日本年金機構 浦添年金事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		食品営業許可に係る営業所の名称及び所在地		条例第9条第1項第2号(厚生年金保険法第100条の2第1項)
85	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.10.25	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日及び許可番号 2 営業所の種別 3 営業所の名称及び所在地 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可条件 6 申請時の提出書類の写し 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
86	H25.10.28	外部提供	消防本部 救急課	那覇労働基準監督署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		救急活動報告書の開示		救急活動報告書の写し	
					条例第9条第1項第1号及び第2号
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
87	H25.10.30	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		診療業務		1 受診時間 2 受診理由 3 病名、病状、病気の程度 4 主治医(担当医) 5 その他、参考事項(問診内容など)	
					条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
88	H25.11.1	外部提供	上下水道局 料金サービス課	神奈川県相模原南警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		1 供給場所の登録住所及び名称 2 契約者の住所、氏名、生年月日、電話番号 3 契約年月日及び現在の使用状況(平成25年10月中) 4 料金支払い方法(口座振替の場合は取引金融機関名、口座番号、名義人) 5 請求書等送付先(請求書送付先の住所、氏名、連絡先電話番号等) 6 既に契約を解除している場合は、前契約者について、上記1～5の事項	
					条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
89	H25.11.5	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県浦添警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金支払人 4 料金支払い方法(支払方法、使用金融機関、口座番号、口座名義人) 5 料金請求等の送付先 6 その他参照事項	
					条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
90	H25.11.8	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県豊見城警察署	承認
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目	
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 解約しているのであれば、転居先情報など 3 使用契約名義人 4 料金支払い状況(支払方法、使用金融機関名、口座番号、名義人) 5 その他、参考事項	
					条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

91	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.11	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		別紙「捜査関係事項照会書」のとおり		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
92	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.13	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇区検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		受診記録		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
93	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.14	外部提供	こどもみらい部 子育て応援課	沖縄県青少年・児童家庭課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査		住所、氏名、世帯数、児童扶養手当受給の有無		条例第9条第1項第5号
94	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.15	外部提供	消防本部 救急課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送の記録照会		別紙「捜査関係事項照会書」のとおり		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
95	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.18	外部提供	建設管理部 市営住宅課	警視庁刑事部捜査第三課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		捜査関係事項照会		入居者等に関する事項等		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
96	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.25	外部提供	生活衛生課	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 営業所の名称及び所在地 2 申請者の住所、氏名、連絡先 3 申請書の写し 4 店内平面図の写し		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

97	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.11.27	外部提供	生活衛生課	那覇労働基準監督署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先		条例第9条第1項第2号(賃金の支払いの確保等に関する法律第12条の2第1項)
98	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.12.3	外部提供	生活衛生課	浦和税務署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項 6 営業所の構造、設備の概要		条例第9条第1項第2号(国税通則法74条の12)
99	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.12.6	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国民健康保険課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 126件		平成25年10月1日から、平成25年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号
100	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.12.6	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 診断名 2 受傷日(平成24年11月7日)からの全治日数 3 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
101	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H25.12.13	外部提供	上下水道局 料金サービス課	金沢国税局	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 水栓所在地 3 取引内容		国税犯則取締法第1条第3項

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
102	H25.12.17	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 初診年月日 2 入院期間及び通院期間 3 病名、病状、治療経過 4 担当医氏名 5 処方薬の有無、あれば名称・効用 6 最終診断年月日 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
103	H25.12.26	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署 暴力団対策課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく 許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 申請時の提出書類 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟 法第197条第2項)
104	H26.1.6	外部提供	上下水道局 料金サービス課	那覇地方裁判所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 平成11年4月から平成22年3月 までの納付状況確認 2 各月別の上下水道料金の額		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
105	H26.1.10	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
106	H26.1.10	外部提供	上下水道局 料金サービス課	那覇地方検察庁沖縄支部	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者名 2 料金支払い方法(金融機関名、口座名、口座番号) 3 最近における各月の使用量、使用料金等		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
107	H26.1.10	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
108	H26.1.14	外部提供	上下水道局 料金サービス課	大阪府南警察署長	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約開始日 2 物件所在地 3 使用者氏名・住所、所有者氏名・住所 4 納付書の送付先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
109	H26.1.15	外部提供	市立病院 診療情報管理室	沖縄県知事	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 899件		条例第9条第1項第5号
110	H26.1.15	外部提供	生活衛生課	麻布警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 営業者の住所・氏名・連絡先 2 業種及び屋号 3 初回許可年月日・許可番号・許可期間（更新・変更があれば履歴事項） 4 衛生管理責任者の住所・氏名・生年月日・連絡先等 5 許可申請書類の一式 6 その他参考事項（店舗見取り図等）		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）

111	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H26.1.20	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
112	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H26.1.23	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 傷病名及びその具体的症状 2 全治療期間 3 実際に1の傷病名で入院・通院した日数、治療内容 4 後遺障害の有無、後遺障害がある場合は、その部位及び具体的内容 5 傷害の状態 6 転院の有無、転院している場合は、転院日及び転院先 7 その他参考となると思われる事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
113	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H26.1.23	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
114	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H26.1.30	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 既往歴病名 2 病状等 3 通院歴(初診日～最終通院日等) 4 入院歴の有無(あれば入院期間) 5 処方箋の有無(あれば処方箋名及び効能) 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
115	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H26.1.31	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		食品衛生法第52条第1項の営業許可		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
116	H26.2.6	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国民健康保険課	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 136件		平成25年12月1日から、平成26年1月31日に 覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者 で、 1 事故種別（交通事故・労働災害・加 害） 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号
117	H26.2.7	外部提供	生活衛生課	神奈川税務署長	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく 許可の有無		1 飲食店許認可関係資料		条例第9条第1項第2号（国税通則 法第74条の12）
118	H26.2.7	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者名・住所 2 契約年月日 3 過去3ヶ月分の上下水道使用量、使 用料金 4 使用料金支払い方法、請求書送付先 住所、氏名		条例第9条第1項第2号 （刑事訴訟法第197条第2項）
119	H26.2.7	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄国税事務所査察課	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 使用者名 2 使用期間 3 使用開始から現在までの水道料金等 4 3の支払い者及び支払い方法 5 未納の有無		条例第9条第1項第2号 （国税犯則取締法第1条第3項）
120	H26.2.14	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連 絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関 名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参照事項		条例第9条第1項第2号 （刑事訴訟法第197条第2項）

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
121	H26.2.18	外部提供	福祉部 ちやーがんじゅう課	沖縄国税事務所長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		介護認定情報		介護認定情報(これまで認定を受けた介護度及び有効期間)		国税通則法第74条の12第6項
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
122	H26.2.19	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
123	H26.2.19	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 診断傷病名 2 他覚的所見の有無(有の場合はその内容等) 3 通院期間・回数 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
124	H26.2.19	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 診断傷病名 2 他覚的所見の有無(有の場合はその内容等) 3 通院期間・回数 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
125	H26.2.20	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 初診の日付及び愁訴の具体的内容 2 別紙診断書記載傷病の具体的症状 3 通院(見込み)期間、通院回数 4 治療内容(処方薬等) 5 全治期間又は加療期間(平成25年1月19日の受傷日を起算として) 6 後遺症ないし後遺障害が残る見込みがあれば、その内容 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
126	H26.2.26	外部提供	上下水道局 料金サービス課	長野県茅野警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者の住所、氏名 2 契約年月日及び供給開始年月日 3 契約日から現在までの使用量、料金支払い状況 4 料金の支払い方法、請求書送付先 5 契約解除であれば、解除年月日等 6 その他参照事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
127	H26.3.3	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 届出申請の有無、関係書類の閲覧		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
128	H26.3.3	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 営業所の名称及び所在地 2 申請者の氏名、住所、連絡先 3 申請書の写し 4 店内平面図の写し		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
129	H26.3.4	外部提供	消防本部 救急課	那覇労働基準監督署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急活動報告書の開示		【救急活動報告書】の写し		条例第9条第1項第1号及び第2号
130	H26.3.5	外部提供	生活衛生課	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		食品衛生法に基づく許可の有無		1 営業所の名称及び所在地 2 申請者の氏名、住所、連絡先 3 申請書の写し 4 店内平面図の写し		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
131	H26.3.6	外部提供	消防本部 救急課	那覇労働基準監督署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急活動報告書の開示		【救急活動報告書】の写し		条例第9条第1項第1号及び第2号

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
		外部提供	上下水道局 料金サービス課	調布市長	承認	
132	H26.3.6	個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 水道供給契約の有無 2 契約者氏名 3 契約者の連絡先及び勤務先 4 料金払込方法 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (国税徴収法第141)
133	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
		外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
133	H26.3.6	給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参照事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
134	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
		外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
134	H26.3.7	食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項 6 営業所の構造、設備の概要		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
135	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
		外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
135	H26.3.7	食品衛生法に基づく許可の有無		1 許可年月日 2 営業所の名称及び所在地 3 営業許可年月日、許可番号 4 営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項 6 営業所の構造、設備の概要		条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
136	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
		外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
136	H26.3.13	給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払人 4 支払方法 5 契約年月日から現在までの支払い状況 5 料金請求等の送付 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
137	H26. 3. 13	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払人 4 支払方法 5 契約年月日から現在までの支払い状況 5 料金請求等の送付 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
138	H26. 3. 17	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 4 料金滞納の有無 5 契約廃止であれば、廃止年月日 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
139	H26. 3. 26	外部提供	上下水道局 料金サービス課	熊本国税局長	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		契約者名 契約場所 料金の受領方法 振替口座名 預金種別 口座番号 顧客コード番号（水道番号） 契約年月日		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
140	H26. 3. 17	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 主治医名 2 病名及び病状 3 手術予定日及び手術後における留置判断の是非、手術後の入院日数等 4 通院状況（初診年月日～最終年月日）及び治療経過		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)

Ⅲ 審議会の答申

答 申 第 1 号
平成25年4月16日

那覇市長 翁長 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護推進委員会
会 長 朝 崎 伸

アクセスログ（接続記録）の取扱いについて（答申）

平成25年2月21日付け諮問第3号で、諮問のあったことについて、次のとおり答申する。

当審議会においては、実施機関の諮問に基づき、自己情報コントロール権の内容及び、社内ネットワークの管理のために用いられている利用状況の履歴（以下「アクセスログ」という。）を個人情報利用状況の履歴として扱うこととは異なる。個人情報保護の重要性と本市の個人情報保護制度及び情報処理システムの技術的側面に鑑み、審議を行ったところである。

これまでも本市においては、情報処理において一定の措置を採っており、個人情報の目的外保護を図っているところであるが、近年における情報処理システム及びIT技術の進展に伴い、電磁的記録の管理を含めた本市の個人情報保護制度の運用のあり方について考え方を明確化することが必要となっており、また、個人情報の管理運営の信頼性を確保することが求められている。

上記の要求について御案した結果として、当審議会は、下記のとおり意見を述べた。

記

個人情報の適正な取扱いを目的とする本市の個人情報保護条例の趣旨からは、市民が自己情報の適正な取扱いについて確認できることが必要である。アクセスログは、社内ネットワークの利用状況の履歴としての側面があるが、同時に自己情報コントロール権の内容として、個人情報をどのように利用したかを知り得る情報のひとつであり、個人情報としての側面をも併せ持つ。

よって、個人情報の適正な管理のために個人情報として取り扱うべきであり、アクセスログを個人情報利用状況の履歴として開示できるよう、所定の整備を行うことが適当である。

なお、システム改修に必要な期間が長期に及ぶ場合の対応については、諮問のとおり対応することが適当である。

《別紙》

江華日報

本市におけるアークセロスダ（同じネットワーク内の他のコンピュータとの接続状況の記録をいう。以下同じ。）について、本市の個人情報保護制度の適用のあり方としてどのように取り扱うべきか。

また、本市の個人情報保護制度の運用のあり方として、当該アクシスログを個人情報開示請求への対応として整備すべきとした場合に、システム改修に必要な期間が早期に及ぶ場合の対応についてはどうあるべきか。

2 環時点での対応

ある購求者が自分の住所などの個人情報などが外部に漏れていることから本市において漏洩していないかを確認したいとの請求があつた。

これについて、住民票の請求の窓口が、国分以外に拡大した
指がいなかつた。

その他の際においても確認できないかとの開示請求に対しては、空想的な情報処理を担当する情報政策課へ確認したところ、委託業者ブログは、個人情報とは定まらず、本市における、アクセララボは、個人情報利用状況の履歴として主としてネットワークの不具合や不正利用等を確認するためのものであり、個人を特定するには別途追加が必要となることから、那覇市個人情報保護条例上では個人情報開示請求の対象となる「公文書」は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録」に限定して、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保管しているもの（第2条第5号）としているため、個人情報開示請求によつて当該アクセララボを「加工」して個人を特定させることは、組織的に利用するものとして処理できないと答え、実施機関が保有する個人情報としては扱わないこととして「不開示」とした。

3 關係法律の解釋

(1) 個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項でいう「個人情報」では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とのこととされている。

→ 内閣組織閣でもシステムの違いのため技術的に照合が困難な場合、照合のため特別のソフトを購入してインストールをする必要がある場合には「容易に」の要件を満たさないであろう。個人識別の可否は、当該情報を取り扱う者ごとに異なりうる相対的なものである。（個人情報保護法の解釈と資料：宇野浩吉氏著（有斐閣）より）

(2) 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項でいう「個人情報」では「他の情報と照合することによって」との整理

↑ 本法は、行政機関情報公開法と同様、照合の容易性を要件としない立場をとっている。

(個人識別性の有無が争点になった興味深い事例) 個人を特定する情報(個人識別性の有無が争点になった興味深い事例) 個人を特定する情報を保有してはならないだけでなく、個人を特定する情報を協力病院から入

アクセスロダ（接続記録）の取扱いについて（質問）

個人情報が驚愕の記録として保管・利用されているとき、その情報がどう取り扱われたかの記録としてのアクセスログ（接続記録）については、自己情報コントロール権の内容として、個人情報等をどのように利用したかを知りうる情報のひとつであり、個人情報 の適正な管理のために個人情報として取り扱う方がよいと思われる。

しかし、本市におけるアクセスログ（接続記録）は、個人情報保護法の利用状況の取扱いに準拠して利用しているものではなく、市内ネットワークの利用状況の履歴として主にアクセスログの不具合や不正利用等を確認するためのものであり、当該アクセスログを個人情報保護法の利用状況として扱うには、別途のシステム改修が必要となる。

本市としては、このような状況を踏まえ、本市の個人情報保護制度の運用のあり方、開示のルールについて考え方を明確化することが必要であると考へ、那覇市個人情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3号の規定により、別紙のとおり諮問します。

手することでもできず、他の情報と照合することができないため、個人を識別できず、これらは個人情報に該当するとは認められないとされている（不開示決定は妥当）。（個人情報保護法の逐条解説：宇賀克也著（有斐閣）より）

(3) (1)と(2)の比較

個人情報保護法においては、容易性を要件としているにもかかわらず、行政機関個人情報保護法において異なる立場がとられているのは、前者は、民間部門にも適用されるため、民間の営業の自由への配慮から個人情報がある程度限定することが必要であるのに対して、後者においては、より厳格な個人情報保護が必要であると考えられるし、また、行政機関個人情報保護法の個人情報の範囲と平仄を合わせることが行政機関が保有する個人情報の開示・不開示の判断の統一を図る観点からも望ましいからである。（個人情報保護法の逐条解説：宇賀克也著（有斐閣）より）

4 本市の考え方

那覇市個人情報保護条例においても、要請が行政機関個人情報保護法と同じく、「容易」性を要件としていないことから、上記3(3)にもあるとおり、厳格な個人情報保護の観点並びに同(1)及び同(2)の解釈を総合すると、アクセスログについて、「技術的」なシステム改修で個人が特定できるのであれば、費用がかかったとしても個人情報開示請求に対応できるように取り扱いを改める必要があるように思われる（個人情報開示の範囲を広げることにより、行政機関、独立行政法人等に広範な個人情報保護の義務等を課すためという解釈もある）。

ただ、一方で、上記2の「現時点での対応」での解釈も取りうるのではないかとこのところであり、また、このような解釈を取りうるのであれば、「組織的に利用するもの」として取り扱うかは予算などの関係で政策的判断が必要との取り扱いもありうることも考えられる（この場合でも行政機関の裁量の余地があるのみで、自己情報コントロールの必要性から市民の個人情報が多分図られるよう、早期に整備が必要であると思われる）。

いずれにせよ、早期に整備が必要か否かは、那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申を踏まえて判断したい。

また、当該アクセスログを個人情報開示請求の対象として整備すべきとした場合は、個人情報開示請求に対応できるようにシステム改修するまでの間、那覇市個人情報保護条例及び同条例施行規則では、「写しの作成に要する費用の額」は、「日本工業規格A列3番若しくは4番又はB列4番若しくは5番の用紙を用いた場合」以外の場合は「実費相当額」としているため、個人情報として加工する費用（委託業者へ支払う費用）を開示請求者に負担していただく方法で対応することとしたい。

那覇市長 翁 受 雄 志 様

答申第 2 号
平成25年 6月25日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 朝 崎 伸

特定施設及び特定保健指導支援システムに係る
個人情報開示の目的外利用について（答申）

平成25年6月14日付け審問第1号で、審問のあったことについて、下記のとおり答申いたします。

記

審問のとおり答申する。

総務部長 様

平成25年6月7日

健康部長
(特定健診課)

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への付議について (依頼)

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 朝 崎 幸 律

諮問 第 1 号
平成25年6月14日

那覇市長 翁 長 雄 志

特定健診及び特定保健指導支援システムに係る
個人情報保護の目的外利用について (諮問)

みだしのことについて、別紙のとおり健康部長から那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問の付議依頼があるため、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 根 拠 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号
- 2 案件名 特定健診及び特定保健指導支援システム稼動に係る個人情報の目的外利用について
- 3 諮問内容 別紙のとおり

記

- 1 案件名：特定健診及び特定保健指導支援システムに係る個人情報の目的外利用について
- 2 付議理由：国保特定健診対象者への受診勧奨及び保健指導各業務の効率化を図ることで、受診率向上に伴う医療費低減に繋げるため、当該者の個人情報を利用したい。
- 3 目的外利用情報：別紙のとおり

特定健診課においては、新たに「特定健診及び特定保健指導支援システム」を構築中であり、今年9月1日の稼働をめざしております。

当該システムは40歳から74歳の那覇市国保対象者約6万人を対象に、特定健診受診勧奨業務管理及び受診後の特定保健指導業務管理を行うシステムであります。

システムの基本となるデータは、受診者の特定健診データですが、業務の効率化のためには、画面上にその他の住基情報や国保等の情報が必要であります。

このような主旨から、那覇市個人情報保護条例第7条第1項第2号に規定する目的を超えて、他県個人情報の目的外利用を行いたいと考えております。

つきましては、同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、審議会の意見を聴くため、下記案件を付議いただきますようお願いいたします。

【別紙】

担当部課名 特定健診課

業務名	特定健診及び特定保健指導支援システム導入
業務の目的 (根拠法令)	特定健診及び特定保健指導支援システム導入事業は、特定健診の受診勧奨に意を置いた業務と特定保健指導の個人管理に意を置いた業務をそれぞれに置き、その支援を可能とするコンピュータシステムを導入することにより、業務の効率性、特定健診受診率、特定保健指導実施率、市民の健康予防意識等の向上を図り、将来の医療費適正化に資することを目的とする。 (高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条に基づく事務)
個人情報の対象者	本人及び同一世帯の者
業務の内容	特定健診受診対象者に対し、受診者の受診情報管理及び未受診者への受診勧奨を行う。その後、保健指導対象者に対し、保健指導利用者の保健指導情報管理及び保健指導未利用者への利用勧奨を行う。なお、特定健診受診対象者以外の一部の若年者(20,30代)に対しても同様な業務を行っている。
業務の系統 (事務処理フロー等)	特定健診受診対象者(40歳～74歳の郡市国保者)及び若年者(20代・30代の郡市国保者) ↓ 特定健診受診 ↓ 受診情報管理 ↓ 保健指導対象者 ↓ 特定健診未受診 ↓ 受診勧奨* ↓ 保健指導 ↓ 利用* ↓ 保健指導 ↓ 未利用 ↓ 保健指導 ↓ 利用勧奨* ↓ 保健指導 ↓ 利用勧奨* *は個人情報確認
利用する個人情報	市民課基本情報①、方書、郵便番号、住民票開示制限 国保基本情報①、国保証有効期限、証番号、国保世帯コード 介護基本情報①、サービス種類、サービス事業所名 障がい者福祉基本情報①、障がい部位 障がい者福祉基本情報②
業務の開始年月日	平成25年9月1日
業務の開始年月日	個人情報の利用頻度・未受診者約4万人へ勧奨・業務開始から随時
外部提供の有無と	外部提供なし。

提供先

個人情報保管方法

- ① データ閲覧及び帳票出力について
システム自体はセキュリティ管理されている。他、個人情報情報は閲覧のみとし、帳票出力は行わない。
- ② 基幹系システムを利用する必要性
受診勧奨に際し、事前に国保や障がい等の情報を得ておくことで、未受診者との接触機会の創出や未受診者の都合に配慮した受診案内が可能となる。
- ③ 利用できない場合のデメリット等
随時、情報提供の依頼に費やす時間と労力の発生。
受診勧奨タイミミングの遅れ。

根拠条文

○高齢者の医療の確保に関する法律

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

(保険者の責務)

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定健康診査に関する記録の保存)

第二十条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。関係たし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付

を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定健康診断若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、特定健康診断等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

(特定保健指導に関する記録の保存)

第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

○健康増進法

(市町村による生活習慣病相談等の実施)

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の栄養指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

記

諮問のとおり答申する。

答申第 3 号
平成25年12月10日

那覇市長 翁 長 雄 志 様

那覇市情報公開・個人情報保護推進審議会
会 長 朝 崎 時

避難行動要支援者名簿に記載する
個人情報提供の外部提供について(答申)

平成25年12月10日付け諮問第2号で、諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申いたします。

平成 25 年 11 月 29 日

総務部長 様

諮問 第 2 号
平成25年12月10日

福祉部長
(福祉政策課)

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 朝 崎 博 様

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への付議について (依頼)

那覇市長 翁 長 雄 志

みだしのことについて、この度、災害時の避難行動要支援者について、災害対策基本法が平成 25 年 6 月に一部改正され、市町村に対して、避難行動要支援者の名簿を作成するよう義務付けられました。避難行動要支援者名簿情報は平常時より、避難を支援する関係機関へ提供することができるとされているものの、提供の際には本人の同意を得なければならぬとなっています。しかし、本市の条例に特別の定めがある場合や「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めた時」は本人の同意がなくとも提供可能であるとされています。

福祉政策課では、平成 22 年に那覇市災害時要援護者名簿取扱要綱を策定し、災害に備えた地域の協力体制を強化と、災害時に避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うことを目的として、名簿を作成しています。当該名簿については、審議会承認の類型事項にあたりと判断し、本市の関係部署において共有するとともに、民生委員児童委員連合会へ提供し日頃の見守り活動に活用して頂くよう取り組んでいるところでありますが、今後、精神障がい者情報等提供する個人情報が増えることから、改めて那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、外部提供について審議会の意見を聴くため、下記案件を付議いただきますようよろしくお願い致します。

福祉政策課では、平成 22 年に那覇市災害時要援護者名簿取扱要綱を策定し、災害に備えた地域の協力体制を強化と、災害時に避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うことを目的として、名簿を作成しています。当該名簿については、審議会承認の類型事項にあたりと判断し、本市の関係部署において共有するとともに、民生委員児童委員連合会へ提供し日頃の見守り活動に活用して頂くよう取り組んでいるところでありますが、今後、精神障がい者情報等提供する個人情報が増えることから、改めて那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、外部提供について審議会の意見を聴くため、下記案件を付議いただきますようよろしくお願い致します。

記

1 案件名：災害時に備えた、地域の支援体制強化のため、関係機関に対する避難行動要支援者名簿情報の外部提供について。

2 付議理由：改正災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿について、平常時より地域の避難行動要支援者の把握、見守り活動を効果的に行い、災害時の生命の危機を回避する取り組みのため、その名簿情報を民生委員児童委員連合会へ外部提供したい。

3 外部提供情報：次のとおり

記

1 根 拠 那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

2 案件名 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報の外部提供について

3 諮問内容 別紙のとおり

②業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
③貸与名簿は厳重に保管するとともに、適正に管理しなければならない。

根拠条文

○改正災害対策基本法

別添資料参照

○那覇市災害時要援護者名簿取扱要綱

別添資料参照

○民生委員法

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する私生活を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門閥によつて、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

担当部署名 福祉政策課

業務名	避難行動要援護者名簿情報の外部提供
業務の目的 (根拠法令)	改正災害対策基本法第49条の10及び11 平常時より、避難行動要援護者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要援護者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成が市町村に義務付けられ、その作成した名簿について、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者等（民生委員児童委員連合会）に対し外部提供が必要となるため。
個人情報の対象者	・介護保険法に基づく要介護認定1以上の者。 ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1、2級所持者。 ・精神障害者福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳A1、A2所持者 ・精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・特定疾患医療受給者証を所持している難病患者 ・小児慢性特定疾患患者（風）のうち、重症認定者 ※上記について、いずれも在宅に限る
業務の手続き (事務処理フロー等)	「避難行動要援護者」対象者情報（関係部署） ↓（情報提供） 那覇市災害時要援護者名簿作成（福祉政策課）* ↓（名簿情報の提供） 民生委員児童委員連合会は福祉政策課より名簿情報の提供を受ける ↓（当該地域の避難行動要援護者の把握および見守り活動）* 平常時における地域の避難行動要援護者の把握および見守り活動* （各民生委員児童委員） *は個人情報確認
提供する個人情報	1.氏名 8.住民番号 15.精神障害者保健福祉手帳 2.生年月日 9.主簿コード 16.筆名 3.性別 10.住民コード 4.住所 11.障害の程度 5.住所番号 12.障害の種別 6.住所コード 13.身体障害の等級 7.住所コード 14.障害の種類
業務の開始年月日	平成22年12月28日 個人情報の利用限度・利用時期 随時
外部提供先	民生委員児童委員連合会
外部提供先の個人情報取り扱い方法	避難行動要援護者名簿を受領した機関は次に掲げる事項について遵守すること ①災害時の支援目的以外に貸与名簿を使用してはならない。

那覇市長 翁 長 雄 志 様

那覇市情報公開・個人情報保護推進審議会
会 長 朝 崎 博

那覇市情報公開条例の改正について(答申)

那覇市情報公開条例が昭和 63 年に制定されてから、約 25 年が経過しようとしている。その間大幅な改正が行われることはなかったが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に对应して情報公開制度の進展を図る必要があるとして、条例の改正について、平成 25 年 1 月 10 日付け諮問第 2 号で、市長から当審議会に諮問がなされた。

当審議会では、平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間に渡り計 9 回の審議を行った結果、条例の改正について別紙(那覇市情報公開条例の全訳を改正する条例案)のとおり行おうのが適当との結論に至ったので、その旨答申する。

付記

今回市長から示された改正条例案には、市民への説明責務の明記や出資等法人等の情報公開の努力義務規定の他、市政に関する情報をより積極的に提供するよう規定していること、また、不服申立ての手続きにおいて、不服申立人等の権利がこれまでよりも大きく認められるような規定になったこと等、情報公開制度の充実という意味で評価できるものであった。

全体的な審議のなかで、当審議会において特に論点となった事項については、次のとおりである。

○営利目的での請求について

請求して得た公文書を営利目的で使用するものについて規制を設けたいとい

う事務局の提案に対しては、何人も目的を問わず請求できるという情報公開制度の主旨に反することであり賛成できない。公開請求を規制するのではなく、受益者負担の観点から、国の改正法律案にあるように、営利目的の場合には手数料を徴収するという方向で規定するほうが適当である。

○明らかに権利の濫用と認められる請求について

11 条として新たに権利の濫用の規定を盛り込むことについては、県内で先駆けて情報公開条例を制定した那覇市として、公文書の公開により市政に対する市民の理解と信頼を深めるという理念を後退させることにならないかとする意見が賛成の委員からあり、当審議会でも時間をかけて慎重に審議を行ったところである。

一方、明らかに目的が公文書の公開にないと思われる請求のために行政側の事務負担を増大させ、結果的に他の行政サービスの停滞を招くことに対し、何らかの対策をとりたいという事務局の考えも理解はできる。

行政側が拡大解釈することによりこの規定を逆に濫用してしまうという懸念を払拭するため、権利の濫用となる対象を「公開請求の目的が公文書の公開以外にあること」又は「公開請求者が当該公文書の公開を受ける意思のないこと」が明らかに認められるときにおいてのみと具体的に限定し、さらに実施機関の拡張解釈を防ぐという解釈規定を加えた上で、権利の濫用と認められる請求の拒否について条例に規定することが適当である。

また、実際にこの規定により請求を拒否した場合における審議会への報告を義務付けることは、実施機関による恣意的な判断を抑制することになり、審議会として意見を述べることで制度の適正な運用につながると考えられるため必要である。

諮問第2号
平成25年1月10日

那覇市情報公開・個人情報保護推進審議会
会長 朝崎 時 雄

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開条例の一部を改正することについて（諮問）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律は平成13年4月1日から施行され、現在においても関連法令を含め幾度かの改正がなされ、わが国における情報公開制度の進展が見られる。本市においてもこれに対応して当該制度の進展を図る必要がある中で、別紙のとおり、那覇市情報公開条例の一部改正について諮問します。

答申第5号
平成26年3月17日

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開・個人情報保護推進審議会
会長 朝崎 時 雄

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金業務に係る
個人情報保護の目的外利用及び外部提供について（答申）

平成26年3月17日付け諮問第3号で、諮問のあったことについて、下記のとおり答申いたします。

記

諮問のとおり目的外利用を行うことを適当と認める。

また、一部情報（施設所在地に住民票を移していない、事情があり住民票を移すことができない等の者の情報）については、県を通じて住民票所在市区町村に外部提供を行うことを適当と認める。

諮問第 3 号
平成26年3月17日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 朝 岡 伸 様

総務部長 様

平成26年3月7日

徳 祉 部 長
(福祉政策課)
こどもみらい部長
(子育て応援課)

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への付議について (依頼)

那覇市長 翁 長 雄 志

(臨時福祉給付金)

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金
業務に係る個人情報の目的外利用について (諮問)

みだしのことについて、別紙のとおり福祉部長及びこどもみらい部長から那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問の付議依頼があるため、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 根 拠 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号
- 2 案件名 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金業務に係る個人情報の目的外利用について
- 3 諮問内容 別紙のとおり

(子育て世帯臨時特例給付金)

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成26年1月1日における平成26年1月分(平成26年1月1日に出生又は入国した児童については平成26年2月分)の児童手当(特例給付を含む。以下同じ。)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たないものに対し、支給対象者の平成26年1月分(平成26年1月1日に出生又は入国した児童については平成26年2月分)の児童手当の対象となる児童1人につき1万円の臨時的な給付措置を行うものです。

その実施にあたり、給付対象者の把握及び審査をするため、住記情報、市県民税課税情報、所得情報、生活保護の受給に関する情報、臨時福祉給付金の支給に関する情報が必要となります。

このような主旨から、那覇市個人情報保護条例第7条第1項第2号に規定する目的を超えて、他該個人情報の目的外利用を行いたいと考えております。

【別紙】

担当部課名 福祉政策課 子育て応援課

業務名	臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業について
業務の目的 (根拠法令)	(臨時福祉給付金) 消費税率の引き上げに際し、低所得者への負担の影響を軽減し、低所得者に対する適切な配慮を行うため暫定的・臨時的な措置として給付措置を行う(平成25年10月1日閣議決定) 賃金抑制法改正法(社会福祉の促進等のための法律(平成24年法律第66号))第7条第1号への規定に基づく間接的な給付措置の実施 (子育て世帯臨時特例給付金) 消費税率引き上げによる消費の過度な減少が買収下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を行う(平成25年12月6日閣議決定) 平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付金給付事務補助金交付要綱 平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付金給付事務補助金交付要綱
個人情報への対応書	金沢市
業務の内容	(臨時福祉給付金) 基準日に那須市の住民基本台帳に記録されているもののうち、平成28年度市民税均等割が課税されていない者(ただし、市民税(均等割)が課税されている者の非世帯世帯を除く。生活保護制度内で対応される世帯世帯は対象としない。)で、対象者1人につき、1万円を支給する。また老齢基礎年金受給者には5千円の加算措置を行う。 (子育て世帯臨時特例給付金) 平成26年1月1日における平成26年1月分(平成26年1月1日)に出生又は入籍した児童については平成26年2月分の児童手当(特別給付を含む。以下同じ。)の支給者であって、その平成26年の前年が児童手当の所得制限に満たないものに、平成26年1月分(平成26年1月1日)に出生又は入籍した児童については平成26年2月分の児童手当の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の受給者を除く。)1人につき1万円を支給する。
業務の手続き (事務処理等)	(臨時福祉給付金) 1. 那須市全世帯(約14万世帯)に申請書類回覧書を送付予定 (※申請書類回覧書、生活保護受給世帯など今回の対象から外れる世帯を除く) 2. 申請書受付

3. 支給及び加算等証書	3. 支給及び加算等証書
4. 口座情報等入力	4. 口座情報等入力
5. 支給(不支給)決定通知及び振込通知等発送	5. 支給(不支給)決定通知及び振込通知等発送
6. 支給	6. 支給
7. データ異動等による返還処理	7. データ異動等による返還処理
上記1～7の発注記録、受付記録、審査結果、加算情報、口座情報などの処理は、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム」(平成25年6月までに導入予定)により一括管理を行う。	上記1～7の発注記録、受付記録、審査結果、加算情報、口座情報などの処理は、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム」(平成25年6月までに導入予定)により一括管理を行う。
(子育て世帯臨時特例給付金)	(子育て世帯臨時特例給付金)
1. 平成26年1月1日時点で15歳に達する日以後の最初の3月31日迄の間にある児童の児童手当又は特別給付を受けようとしている者に対し、申請書(請求書)を送付(※児童が生活保護の対象となっている者を除く)	1. 平成26年1月1日時点で15歳に達する日以後の最初の3月31日迄の間にある児童の児童手当又は特別給付を受けようとしている者に対し、1月1日時点の住所のあった市町村への申請書を送付
2. 平成26年1月1日以後に転入してきて15歳に達する日以後の最初の3月31日迄の間にある児童の児童手当又は特別給付を受けようとしている者に対しては、1月1日時点の住所のあった市町村への申請書を送付	2. 申請書受付
3. 申請書受付	3. 申請書受付
4. 審査、口座情報等入力	4. 審査、口座情報等入力
5. 支給通知書及び不支給通知書作成、送付	5. 支給通知書及び不支給通知書作成、送付
6. 支給	6. 支給
7. データ異動等による返還処理	7. データ異動等による返還処理
上記1～7の発注記録、受付記録、審査結果、加算情報、口座情報などの処理は、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム」(平成25年6月までに導入予定)により一括管理を行う。	上記1～7の発注記録、受付記録、審査結果、加算情報、口座情報などの処理は、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム」(平成25年6月までに導入予定)により一括管理を行う。
別紙2	別紙2
業務の開始年月日	平成26年3月17日
業務の開始時刻	個人情報の利用開始時刻
外部提供の有無と提供先	外部提供あり。 施設入所等児童等、DV被害者等の情報 施設所在地に住民票を移していない、事情があり住民票を移すことができないなどの者の住所市町村変更(居住している市町村で支給する)等継続のため、県を通じて住民票所在市町村に情報を提供(データ連携を受けた住民票所在市町村はデータの支給を停止する。)
個人情報保護方法	① データ閲覧及び印刷出力について 支給システム(今後導入予定)でデータ閲覧。システム自体はセキュリテイ管理されている。他個人情報情報は閲覧のみとし、閲覧出力は行わない。 ② 利用できない場合のデメリット等

[illegible]

(別紙2)

[illegible]

[illegible][illegible]

國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國
國 國 國	國 國 國	國

Ⅳ 審査会の答申

那覇市長 翁貴 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

答 申 書 (答申第1号)

1. 審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年12月22日付け那覇人第289号で行った個人情報開示請求一部承認決定(以下「本件処分」という。)は、事情聴取書及び事情聴取の録音テープを全面開示し、分限懲戒審査委員会議事録は、本件に関する議事録の内、発言者の肩書きの他別表に記載した部分を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯

個人情報開示請求一部承認決定処分に対する異議申立てについて(答申)

(1) 個人情報開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、自己の懲戒処分に關する4件の文書(以下「本件文書」という。)について、平成23年12月12日に那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第111号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、個人情報開示請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件文書の内、申立人本人への事情聴取書中医師の発言を引用した箇所、事情聴取を実施したときの録音テープ及び分限懲戒審査委員会の議事録(以下これらを「不開示情報」という。)については不開示とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年12月27日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第20条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 総論

実施機関は、平成24年3月21日付けで、条例第20条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年12月27日付け異議申立書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 申立人本人への事情聴取書

事情聴取書の中で不開示となった部分は、他人の発言を引用しているが、あくまでも本人の発言であるから、本人に対し開示すべきである。他人の発言の妥当性、当該他人の保護については、不開示の根拠とはならない。

イ 事情聴取を実施したときの録音テープ

事情聴取は、申立人の心神耗弱下に行われたものであり、申立人は当時の人事課職員との質問等、自己の返答等について十分に記憶していないことから、権利保護の観点から、事情聴取時の状況を正確に記録している録音テープを申立人に対し開示するのは当然である。

平成24年3月21日付け諮問第4号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

また、事情聴取における申立人との会話が申立人との関係性を失って、人事管理のみの秘密域に閉ざされる理由はないから、当該録音テープは、「人事管理に關する事務で公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれ」がある情報とは言えない。

ウ 分限懲戒審査委員会の議事録
当該議事録は、分限懲戒審査委員会において申立人の処分の有無と量定を審査したものであり、申立人は事情聴取等の資料がどのように評価され、どのように審査が行われ、その結果どのような審申の内容になったかについて知る権利がある。

ただし、発言者が誰であるかについては、不開示を受け入れる用意がある。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成24年11月9日付け個人情報開示請求一部承認理由説明書及び平成25年1月22日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 申立人本人への事情聴取書
診療行為中の医師と患者（被懲戒処分者（申立人））の関係のなか、医師の対応態様にも関連し、その発言の有無を医師に確認することが困難である以上、医師の発言を引用した部分は、条例第12条の2第1項第4号により不開示とすべき情報である。

イ 事情聴取を実施したときの録音テープ
本件録音テープには、申立人の発言のみならず事情聴取側の人事課職員の発言内容も含まれている。その音声が録音した職員の設定が容易であり、これを開示すると事情聴取を行う職員の自由かつ真実な意見が阻害され、非違行為の事実確認に支障をきたすことになりかねず、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第12条の2第1項第6号ウにより、本件録音テープを不開示とした。

また、申立人は、録音テープとおりの内容であることを納得のうえ事情聴取書に確認印を押印していることから、本件録音テープを開示する必要はないと考える。

ウ 分限懲戒審査委員会の議事録

本件議事録が開示されると、諮問機関である委員会における詳細な処分量定の検討内容などが明らかになり、当事者や関係人に解明や曲解などを与え、混乱を生じることが予想され、ひいては公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

また、委員の詳細な発言内容が明らかになると、委員は処分対象者や外部の利害関係者から、その量定に關して有利あるいは不利になるように何らかの働きかけが行われやすい状況になり、また、自らの意見が利害関係人に影響を与え、そのことを危惧するおそれもある。

そこで、委員は、委員会議事録が公開されることを前提として発言する可能性はある。その結果、自由かつ率直な意思交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられることになり、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあり、市役所内部における規律と公務遂行上の秩序を維持するためという懲戒処分の目的を損なう可能性も否定できない。

よって、条例第12条の2第1項第6号ウ及びエにより、本件議事録を不開示とした。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めることによつて、個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図り、もつて市民の基本的な権利を擁護することである。これは、自己に係る情報は自ら管理するといふ「自己情報のコントロール権」を市民に保障するものであり、自己情報の開示請求に対しては、実施機関は、本人に開示することが原則である。

しかしながら、市が保有する個人情報の中には、第三者の利益の保護あるいは行政の公正又は円滑な執行の確保等の観点から、本人であっても開示することが適当でないものがあり、条例は、第12条の2第1項本文において、開示請求に係る自己の個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除しているところである。

第12条の2第1項各号の定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的な判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮するとともに、当該個人情報の取扱いの経緯や収集目的なども勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならない。

(2) 実施機関の判断の妥当性

実施機関が開示を拒否した不開示情報につき、その判断の妥当性について以下のとおり検討する。

ア 申立人本人への事情聴取書

条例第12条の2第1項第4号は、「開示請求者以外の個人に關する情報が含まれている場合で、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示としている。

当審査会が調査、確認したところ、本件事情聴取書の内、実施機関が不開示とした情報は、申立人が医師の発言を引用した箇所である。

実施機関は、「診療行為中の医師と患者である申立人の関係のなか、医師の守秘義務にも関連し、その発言の有無を医師に確認することが困難である以上、不開示とした情報を開示すると発言を引用された医師の権利利益を害するおそれがあるため、条例第12条の2第1項第4号により不開示とすべき情報である。」と主張する。

これに対して申立人は、「実施機関が不開示とした情報は、他者の発言を引用しているが、申立人の発言である以上、申立人へ開示されるのは当然であり、他者の発言の受容性、当該他者の保護については、不開示の根拠とならない。」と主張する。

(1)で示したとおり、条例は、自己の個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を認めることにより、自己に係る情報は自ら管理するという「自己情報のコントロール権」を市民に保障している。

実施機関が不開示とした情報は、申立人が発言した内容であり、申立人の個人情報である以上、申立人の主張のとおり、その発言の真否はともかくとして、発言者本人がその発言内容を自己の個人情報として管理すべきものであり、これを本人に開示したからといって、直接的に当該発言に引用された者の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第12条の2第1項第4号を根拠に不開示にすることはできないと考える。

よって、本件事情聴取書は全面開示すべきである。

イ 事情聴取を実施したときの録音テープ

(7) 本件録音テープは、公開請求の対象となる公文書に該当するか
実施機関が本件録音テープを不開示とした判断の妥当性を検討する前に、本件録音テープが公開請求の対象となる公文書に該当するかどうかを検討する。

条例第2条第5号において、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知意によつては記録することができない方法で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保管しているものをいう。」と定義されている。

当審査会が調査、確認したところ、本件録音テープは、実施機関が申立人を事情聴取した際に、後の事情聴取書作成を容易にし、その正確性を確保するため、ICレコーダーで本人等の発言を録音したものであると、電子データとして実施機関が職員共用のサーバーに保管していることから、本件録音テープは、公開請求の対象となる公文書であると認められる。

(4) 条例第12条の2第1項第6号の該当性について

次に、条例第12条の2第1項第6号の職務執行情報としての不開示情報に該当するかどうかを検討する。

同号は、不開示である情報を、「開示することにより、実施機関又は国等の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられるおそれがある情報」と包括的に規定し、その例示として同号ウで「実施機関の職員の人事管理に関する事務で、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある情報を、同号エで「実施機関内部若しくは実施機関相互又は国等の間における審議、検討又は協議等の意思決定過程における個人情報の開示請求を認めることにより、意思決定の公正さが損なわれるおそれ」がある情報を挙げています。

この趣旨は、市の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより公正又は適正な業務執行が著しく妨げられるおそれのある情報については、不開示にすることを定めたものである。

実施機関は、「本件録音テープには、申立人の発言のみならず事情聴取側の人事課職員の発言内容も含まれており、その音声が発言した職員の特長が容易であり、これを開示すると事情聴取を行う職員の自由かつ率直な意見が阻害され、非違行為の事実確認に支障をきたすことになりかねず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため、当該録音テープを不開示（条例第12条の2第1項第6号該当）である。」と主張する。

これに対して申立人は、「事情聴取は、申立人の心神耗弱下に行われたものであり、申立人は当時の人事課職員の質問等、自己の返答等について十分に配慮していないことから、権利擁護の観点から、事情聴取時の状況を正確に記録している録音テープを申立人に対し開示するのは当然である。」と主張する。

当審査会が調査、確認したところ、申立人は、申立人に対する事情聴取が実施された後、本件録音テープから録取された事情聴取書の内容を確認し、署名しているが、当該事情聴取の実施及び確認署名をした当時の申立人の心理状態が不安定な状態であつたため、自己の発言内容を再確認する必要があるとあり、また、心神耗弱な者に対する事情聴取の対応に疑念があるとして、事情聴取書とともに本件録音テープの開示請求を行っている。

申立人本人への事情聴取書は、職員の非違行為に関し人事管理上の必要な措置を講ずるための重要な基礎材料となるものであり、本件録音テープは、当該事情聴取書作成に向けてその正確性を担保するための補助的手段として活用されるものである。

実施機関が行う職員の人事管理は、いままでもなく、公正、公平でなければならぬものであり、その業務は、職員から疑念をもたれないよう厳正に執行すべきものであるから、実施機関は、申立人が開示を受けたい事情聴取書に記載された発言内容等に疑念を抱いている以上、本件録音テープを開示することで、申立人に対し事情聴取書の正確性を示す必要があると思われる。

また、当審査会において見分したところ、本件録音テープの内容は、全て申立人本人に対して人事課職員が行った事情聴取の内容を録音したものであり、それは既に申立人本人が承知している情報であることから、これを開示しても実施機関が主張する公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件録音テープは不開示情報に該当せず、これを不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、全面開示すべきである。

ウ 分限懲戒審査委員会の議事録

実施機関は、「本件議事録が開示されると、随時機関である委員会における詳細な処分量の検討内容などが明らかにになり、当事者や関係人における誤解や曲解などを与え、混乱を生じることが予想され、ひいては公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため、当該議事録を開示（条例第12条の2第1項第6号ウ該当）である。」と主張する。

さらに実施機関は、「委員の詳細な発言内容等が明らかにになると、委員は処分対象者や外部の利害関係人から、その量定に関して有利あるいは不利になるように何らかの働きかけが行われやすい状況になり、また、自らの意見が利害関係人に影響を与えることを危惧するおそれもある。その結果、自由かつ率直な意思交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の普請に著しい支障を及ぼすおそれがあり、市役所内部における規律と公務遂行上の秩序を維持するためという懲戒処分目的を損なう可能性も否定できないことから、当該議事録を開示（条例第12条の2第1項第6号エ該当）である。」とも主張する。

これに対して申立人は、「当該議事録は、分限懲戒審査委員会において申立人の処分の有無と量定を審議したものであり、申立人は事情聴取等の資料がどのように評価され、どのように審査が行われ、その結果どのような答申の内容になったかについて知る権利がある。」と主張する。

当審査会が調査・確認したところ、本件議事録は、実施機関からの諮問を受け非公開で行われた分限懲戒審査委員会の申立人の懲戒処分に関する審議の記録であり、実施機関である事務局の事案の説明及びその説明に対しての各委員の意見、判断、決定等が記載されている。その内容は、各委員が懲戒処分に関する判断を行うに当たって考慮した着眼点やどのような考慮を経て最終的な量定に至ったかなどを考察した着眼点やものであり、本件議事録に記載された内容は、条例第12条の2第1項第6号ウに規定する「人事管理に関する事務」であると看做される。これらの審議を開示すれば、実施機関の主張のとおり、各委員による懲戒処分の公平かつ公正な判断に影響を及ぼすこととなり、「人事管理に関する事務」に關し、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、これらの情報を開示した場合には、実施機関の主張のとおり、今後、懲戒処分の決定に当たって各委員が率直な発言を控えるなど、自由な意思交換が妨げられ、意思決定の公正さが損なわれるおそれがあり、

その結果、将来の同種の事務事業の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられるおそれがあるものと認められる。

この点、申立人は、「発言者が誰であるかについては、非開示を受け入れる用意がある」としているが、本件議事録は厚書きで記載されており、各委員の所属・氏名の記載がないため基本的には発言者の特定はできないようになっているが、誰の発言であるかが分からない状態である場合においても、その発言内容を開示することにより、当該懲戒処分の詳細な量定を判断する際の内部的な審査の過程が推測され、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容は、条例第12条の2第1項第6号ウ及びエにより、不開示が妥当である。

また、本件事案に關係しない案件に係る部分についても、不開示が妥当である。

しかし、①審議の開催日時、開催場所、審議事項の内容、出席者及び事務局担当者の職名、②議事録中の発言者の厚書き、③会議の進行に関する部分、④非遂行行為の事実の概要及び処分の理由に該当する部分、⑤事務局による処分量定案の一部については、発言者個人の意見表明とは言えず、また、当該懲戒処分の詳細な量定を判断する際の内部的な審査及びその過程に係る情報にも該当しないことから、開示すべきである。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成24年 3月21日 ・実施機関からの諮問書を受理
10月17日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求
11月6日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理
11月22日 ・平成24年度第8回審査会
案件の概要説明

12月25日 ・平成24年度第9回審査会
案件の審議

12月26日 ・次回審査会への出席要求
・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼

平成25年 1月22日 ・平成24年度第10回審査会
実施機関職員からの説明及び聴取

2月19日 ・平成24年度第11回審査会
案件の審議

3月26日 ・平成24年度第12回審査会
答申内容の検討及び答申書の作成

4月16日・平成25年度第1回審査会
答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会長 前澤 榮徳
副会長 新城 将孝
委員 中村 昭美
委員 上原 義信
委員 山 穂子

那覇市長 翁長 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会長 前澤 榮 健

別 表

ページ	行	開示部分
1	全部	全部
2		消防長総務に関する部分を除き全部
19	下から4行目以下	委員長の発言部分全部
20～21	全部	全部
22	1行目～31行目 32行目	事務局の概要説明全部 委員長の発言部分全部
24	18行目	(所属長入道)の箇所
	19行目～22行目	委員長の発言部分全部
26	9行目 10行目 11行目～33行目	(所属長退任)の箇所 委員長の発言部分全部 事務局の処分量定案説明部分全部 (34行目以下4行は非公開)
27	17行目～18行目 19行目 30行目～31行目	事務局の処分量定案説明部分全部 委員長の発言部分全部 委員長の発言部分全部
	32行目 33行目～34行目	各委員の発言部分全部 委員長の発言部分全部
28	全部	全部

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成24年2月16日付け諮問第2号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (答申第2号)

1 当審査会の結論

郡議市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年12月27日付け郡道審判197号で行った公文書公開決定(以下「本件処分」という。)は、要当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、申立人が以前に公文書公開請求を行った事案(農道維持管理の件)に対する実施機関による公文書非公開理由説明書の中において、「道路を本市が維持管理(表面管理)して、います。」と表現されていることから、平成23年12月16日に郡議事情報公開条例(昭和63年郡議事条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、「表面管理」という法律用語が確認できる資料及び首里崎山線の路面の地下管理範囲が確認できる資料(以下「本件文書」という。)について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成24年1月13日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成24年2月16日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成24年1月13日付け異議申立書及び平成24年6月11日交付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 「表面管理」という法律用語が確認できる資料

表面管理と機能管理の違いを述べると、表面管理においては、首里崎山線(首里崎山町4丁目27-6。以下「当該農道」という。)の使用には、土地所有者の承諾は必要なく、所有者の範囲も表面だけで路面上の空間及び地下は含まれないとして、職務が行われている。

しかしながら、機能管理においては、当該農道を使用する場合には土地所有者の承諾書が必要で、当該農道の所有者の範囲も路面上の空間及び地下まで含まれ、道路管理課の元課長から、当該農道の管理は「機能管理」ですと「当該農道の機能管理に関する郡議事(以下「本市」という。)の回答」というメモをもらった。

その際に口頭による説明によると、「本市が公共事業を行う場合には、事業用地について工事を行うための何の権限も取得できない場合には、当該農道について工事を行うことができないので土地所有者の承諾が必要です。」との説明を受けた。その実例として道路管理課〇〇主査から「当該農道の路面の空間及び地下で工事を行う場合には、あらかじめ、土地所有者の承諾書が必要です。」との説明を受け、また、水道局の職員は配水管の交換工事、下水道課の職員は下水道管の埋設工事及び道路建設課の△△主査は地すべり工事のための承諾書をもらいに来たので、「買い上げるか、若しくは使用料を支払って工事用地として使用してください。」と回答したが、道路建設課の□□主査は、当該農道の地すべり工事には、土地所有者の承諾書は必要ないと主張して、地すべり工事の施工を予定している。

ところで、平成24年2月24日付け、郡生第190号に「本市としては、地権者等の陳情、要請に基づき農業振興の立場から昭和39年11月に当該農道の整備を行い、継続して維持管理(表面管理)を行ったとしました。本市としては、地権者の陳情、要請は実際には当時あったとの認識であり、公共性の高い道路という観点から、維持管理(表面管理)を目的に工事を依頼することも十分合理性があると考えています。」とある。

しかしながら、道路管理課の元課長から、「当該農道が地域の生活道路等として一般交通の用に供されていても、本市には、当該農道(私道)を表面管理する法律、条例、規則等が定められてなく、「法律による行政の原則」により、道路管理課が当該農道を管理することはできないので管理者は地権者になり、当該農道の整備、使用の際には地権者の土地使用者承諾書が必要です。」との説明を口頭で受けており、現在でも道路管理課からは同じ説明を受けている。

また、道路管理課は、平成9年5月13日付けで、崎山町4丁目27-6から分筆した崎山町4丁目27-12を道路用地として買い上げている。(無償にて使用貸借しているのであれば、買い上げる必要はない。)

よって、平成9年5月13日までは崎山町4丁目27-12と隣り接地で、使用貸借契約ではない当該農道を道路建設課が整備、使用する際

には、どのような法律による行政の原理（法律の留保）に基づいて表面管理をしているのか、この表面管理という法律用語が確認できる資料（法律、条例、規則、訓令、規程、詳書等）を公開してもらいたい。

イ「路面の地下管理範囲」が確認できる資料

平成22年11月26日付け崎山地すべり工事の件についての回答において「当該農道は本市が維持管理（表面管理）を行っているもので土地所有者の承諾は要らず当該工事に当たり、農道に重機等を設置して施工する。」とある。

しかしながら、道路管理課の〇〇主査からは「当該農道を機指管理しており、所有権は路面上の空間及び路面の地下まで含まれていますので、当該農道の路面上の空間に重機等を設置する場合にも土地所有者の承諾が必要です。」との説明を受けている。

また、本市は、「昭和39年新設の当該農道は、地権者等の陳情・要請に基づき整備を行い継続して維持管理を行っていることから無償で使用する契約であり、当該農道を使用する際には、地権者の土地使用承諾書が必要ない。」と主張している。

しかしながら、当該農道の隣接の道路用地は借用校地代の支払を受け続けながら学校用地の残地として買い上げられていることから、道路管理課の元職員からは、「隣接の道路用地の地権者が借用校地代の支払を受け続けながら、無償で使用していただきたいと陳情・要請することはありえないので、当該農道を本市が使用する際には、地権者の土地使用承諾書が必要です。」との説明を口頭にて受けており、現在でも道路管理課からは、同じ説明を受けている。

なお、民法207条は、「土地の所有権は法律や命令の制限する範囲内で、土地の上及び地下に及ぶ。」とあり、並びに刑法235条の2は、「土地は、単に地表面のみでなく、その上方の空間及び地下を含む。」とある。

よって、本市は、当該農道（私道）の設置及びその管理に関する事項を条例で定めてなく、地権者との使用貸借契約及び貸借借契約も結ばれてなく、道路交通法の規定においても「道路法に規定する以外（私道）の道路管理者は地権者」とあるのに、当該農道の管理においては、法律による行政の原理（法律の留保）にもかかわらず、本市が当該農道（私道）を表面管理で維持管理していることと主張しているもので、その管理に関する事項で路面の地下管理範囲を確認できる資料（法律、条例、規則、訓令、規程、詳書等）を公開してもらいたい。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成24年5月29日付け公文書非公開理由説明書及び同年5月15日に実施した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア「表面管理」という法律用語が確認できる資料

平成23年12月6日付け公文書非公開理由説明書（農道維持管理の件）やその他の回答文書等においては、農道の「維持管理」の表現として、「表面管理」及び「機能管理」を用いている。これらの表現は、市民に分かりやすく説明するための表現として用いられたものであり、特別な法律用語として用いられているものではない。つまり、「表面管理」も「機能管理」も農道の穴、窪み等の舗装修繕、側溝の補修修繕など、道路本来の機能を維持する手段における表現として、一般的に使われているものである。このような認識を持って、これらの表現を用いているので、本市において、「表面管理」という法律用語が確認できる資料というものを作成又は取得していない。

本件請求に関しては、前述のとおり、公開できる資料が不存在であるため、非公開としている。

イ「路面の地下管理範囲」が確認できる資料

当該農道は、周辺地権者等の陳情・要請等に基づき、本市が農業振興の立場から整備し、一般公衆用の道路として利用されている。

本市としては、当該農道を一般公衆の通行の用に供する範囲で維持管理しており、「路面の地下管理範囲」についての資料は存在しない。

本件請求に関しては、前述のとおり、公開できる資料が不存在であるため、非公開としている。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容及び、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の存在について

本件農道申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会が本件処分決定の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

申立人は、表面管理という法律用語が確認できる資料及び表面管理の管理範囲を確認できる資料の公開を求めている。

以下、それぞれについて検討する。

ア「表面管理」という法律用語が確認できる資料

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成24年2月16日	・実施機関からの諮問書を受理
4月3日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求
4月9日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
4月19日	・次回審査への出席要求
5月15日	・平成24年度第2回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
5月29日	・実施機関から非公開理由説明書(修正)を受理
5月29日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに對する意見書の提出依頼
6月11日	・申立人からの意見書を受理
平成25年3月26日	・平成24年度第12回審査会 答申内容の検討及び答申書の作成
4月16日	・平成25年度第1回審査会 答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健
副会長 新城 将孝
委員 中村 照榮
委員 島 上原 義信
委員 島 当山 恵子

申立人は、当該農道を本市が管理するためには法律上の根拠が必要であり、表面管理をしているということであるならば、その法律用語があるはずだとそれらを公開するよう求めている。

これに対して実施機関の説明では、3(2)のとおり農道の維持管理の表現として「表面管理」及び「機能管理」を用いているが、これらは市民に分かりやすく説明するために便宜上表現しているものであり、特別な法律用語として用いられているものではないことから、本文文書が存在しないとしている。つまり、当該農道が私有地であるため、行政としての管理は道路の表面であるということを説明するために「表面管理」という表現を、一般公衆の通行の用に供する程度に道路機能の維持管理を行うということを説明するために「機能管理」という表現を用いており、両者において管理権限及び管理範囲の区別はないということである。

当審査会は、実施機関が保有している条例、規則、規程、要綱・要領等の公文書において「表面管理」という用語の内容が確認できる資料がないか調査を行ったが、当該文書の存在を確認できなかった。

なお、当審査会が調査・確認したところ、「表面管理」という表現方法は、本市独自のものではなく、他の地方公共団体においても「表面管理」又は同義的な意味合いで「維持管理ないしは維持補修」という用語が一般的に使用されており、法律用語ということではなく、農道を管理する上での用語のひとつであることが認められる。

イ「路面の地下管理範囲」が確認できる資料

実施機関の説明では、3(2)のとおり当該農道は、周辺地権者等の陳情・要請等に基づき、本市が農業振興の立場から整備しているものであり、一般公衆の通行の用に供する程度に維持管理しているという認識であるため、「路面地下管理範囲」についての資料は存在しないとしている。

当審査会は、実施機関が保有している条例、規則、規程、要綱・要領等の公文書において「路面の地下管理範囲」が確認できる資料がないか調査を行ったが、当該文書の存在を確認できなかった。

ウ以上のことから、本文文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、本文文書が存在するとは認められず、本文文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

なお、申立人のその他の主張については、本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格にないことから、判断を行わない。

(2) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」とおり判断する。

答 申 第 3 号
平成25年4月16日

那覇市教育委員会 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

公文書公開請求に係る不作為に対する異議申立てについて(答申)

平成24年10月10日付け諮問第3号、第4号、第5号で諮問のあったみだしの
ことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (答申第3号)

- 1 当審査会の結論
本件異議申立ては、却下が妥当である。
- 2 異議申立てに至る経緯
(1) 公文書公開請求
異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成23年12月22日に
城南小中学校プール工事場所の件、平成23年12月26日に公文書作
成の要領の件及び文書取扱規程の件3件(以下「本件文書」という。)につ
き、那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」とい
う。)第7条の規定に基づき、それぞれ公文書公開請求(以下「本件請求」
という。)を行った。
(2) 実施機関の決定
実施機関は、平成24年2月23日付けで本件文書をそれぞれ「文書不
存在」として非公開とする決定(処分)を行った。
(3) 異議申立て
申立人は、平成24年1月19日当日において、未だに本件文書の公開
請求に対する決定(処分)がなされていないことを不服として、それぞれ
条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。
(4) 諮問
実施機関は、平成24年10月10日付けで、条例第11条第2項の規
定に基づき、当審査会に対してそれぞれ異議申立てに係る諮問を行った。- 3 併合審査について
当審査会は、諮問があった本件処分に対する3件の異議申立てについて、
異議申立ての趣旨、内容が同一であることから、審理の円滑かつ迅速な進行
等のため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「法」という
。)第36条の規定に基づき、併合審査とした。- 4 当審査会の判断
申立人は、異議申立て時点においても、本件文書の公開請求に対する決定
がなされていないことを不服としていることから、法第7条に規定する不作為
による不服申立てを行っていると思われる。
ところで、法第2条第2項において、「不作為」とは、行政庁が法令に基づ
く申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他の公権力の行為に当た

会長 前津 榮健
副会長 新城 将孝
委員 中村 照榮
委員 上原 義徳
委員 眞 恵子

る行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう旨定めているところ、本件請求に対しては、既に平成24年2月23日付け那覇生施142-1号〜3号でそれぞれ文書不存在による公文書非公開決定が行われており、また、既に申立人へその旨の通知がなされている。

したがって、本件においては、異議申立ての前提となる不作為は存在せず、本件異議申立てでは、法定の要件を満たさない不適法なものであるから、法第50条第1項の却下を免れないものであると考える。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

付 言

もともと行政情報は、市民の負担による事務事業の執行に伴って作成又は取得したものであり、ひとり行政のみが独占すべきものではなく、本来、主権者である市民との共有財産である。

そこで条例は、市の保有する公文書を公開することで、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的としている。

条例は、憲法が保障する基本的人権としての知る権利を具体的に保障するために、何人にも公文書を公開請求できるようにし、当該請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない旨定めている。にもかかわらず、実施機関は、本件請求3件のいずれの場合も条例の定める期限を大幅に超えた約2ヶ月後に非公開の決定をしており、このことは、条例の趣旨・目的をないがしるにするずさんな対応であると言わざるを得ない。

また、実施機関は、市政に対する市民の理解と信頼を深めるために、法令を遵守し、いささかも情報隠し等の疑念を持たれないよう説明責任を果たす必要がある。

よって、実施機関に対し反省を促すとともに、今後、条例に基づく情報公開制度の適正な運営に努めるよう要請する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成24年10月10日 ・実施機関からの諮問書を受理

平成25年 3月26日 ・平成24年度第12回審査会

審中内容の検討及び答申書の作成

4月16日 ・平成25年度第1回審査会

答申書の作成

答 申 第 4 号
平成25年7月23日

那 覇 市 議 会 機 関
那 覇 市 長 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

公文書部分公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成23年12月9日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (答申第4号)

1 審査会の結論

那覇市議会及び那覇市長(以下併せて「実施機関」という。)が、平成23年10月7日付け及び平成23年10月11日付け那総人第213号で行った公文書部分公開決定(以下併せて「本件処分」という。)は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成13年度から平成23年度における那覇市議会開会中に係る維持管理等を含む毎議会の費用がかかる資料(以下「本件文書」という。)について、平成23年9月27日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、開覧による公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成18年度から平成23年度までの2月、6月、9月、12月の各定例会中に支出した市議会議員報酬、非常勤職員報酬、参考人費用弁償及び議会事務局職員給与に係る支出負担行為兼支出命令書を本件文書として特定し、その内、条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する部分を除き公開する本件処分を行った。(平成13年度から平成17年度の文書は、廃棄のため不存在による非公開とした。)

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年11月1日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年12月9日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年11月1日付け異議申立書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 公開された支出負担行為兼支出命令書では、議会事務局職員の新職員の人件費を確認することはできない。上記支出命令書の作成前の各職員の人件費を記載した文書に個人に関する情報が特定される箇所(氏名・職員番

号)にマスキング処理を施せば特定の識別ができなくなるから、各職員の人件費の公開はできる。そもそも本市の広報紙では、市議員及び市議会議員の人件費を市民に対して公表(情報公開)している。よって、当該人件費は公開すべきである。

イ 申立人は、平成23年9月27日に本件文書の公開請求をしたが、郡市議会が部分公開の決定をしたのは同年10月7日であり、閲覧日時を指定したのは同年10月19日である。条例は、14日以内に公開・非公開の決定をし、速やかに通知することを義務付けているにもかかわらず、決定通知からさらに2週間後に閲覧を実施するのは、条例の趣旨を逸脱するものである。

ウ 議会事務局庶務課の職員は、本件文書を閲覧しようとしたところ、「非公開」と発言して閲覧を妨害した。その際に「非公開」とした根拠、条例の趣旨を説明できず、個人情報保護という一語で非公開を決定したことは、情報公開の根本原理である「知る権利」を無視する暴挙であり、行政内部の怠慢であり、当該部分公開決定通知書は法律上虚偽の表示と言わざるを得ない。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成25年3月21日に聴取した実施機関職員の意見及び平成24年10月31日付け公文書部分公開理由説明書から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 申立人の本件公開請求は、「平成13年度(2001年度)から平成23年度(2011年度)における郡市議会開会中に係る維持管理等を含む毎議会の費用の分かる資料(議会事務局職員の人件費、議員の会費中に掛かる費用を含む)」ということなので、議会事務局職員の人件費の合計額を公開することは、情報公開制度の趣旨に添った対応であると考えている。

また、議会事務局各職員の人件費は個々により異なり、本市の広報紙により公表されていないことから、個人情報として条例第6条第1項第2号により非公開となる情報である。

イ 平成23年10月19日に公開することは、申立人の了解を得て決定したことである。また、同年9月27付けで情報公開請求があり、人事課との公開日の調整及び公開する文書の抽出、マスキング処理に要する時間等を考慮すると条例の趣旨を逸脱するとは思われない。

ウ 市議会議員報酬の所得税・住民税は個々により異なり、広報紙により公表されたものではないため、特定の個人が識別されるおそれがある場合には、個人情報として条例第6条第1項第2号により非公開となる情報である。

る。

そこで、本件文書の閲覧の実施の際には、市議会議員及び副議長については、氏名を伏せたとしても本市の広報紙により公表されている報酬額により個人が特定されるため、所得税・住民税を個人情報として非公開にし、市議会議員及び副議長以外の議員38名については報酬額が同一額であり氏名のみを非公開とすることにより個人が特定されないため、所得税・住民税の公開は可能であると考えていたが、実際には申立人が本件文書の閲覧をまだ行っていないことから、今では市議会議員及び副議長以外の議員について、所得税・住民税を公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、所得税・住民税は個人情報として非公開となる情報であると考えている。

今後は、公開できない情報は事前に伏せ、事前準備を十分行い、速やかに公開できるよう努めていきたいと考えている。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 事実経過について

当審査会は、実施機関の説明により、以下の事実経過を確認した。

実施機関は、平成23年10月19日に申立人に対し、市議会議員報酬、非常勤職員報酬、参考人費用弁償及び議会事務局職員給与に係る支出負担行為兼支出命令書を本件文書として特定し、閲覧に供した。その際に市議会議員報酬及び非常勤職員報酬については氏名に、参考人費用弁償については住所・氏名に付箋紙を用いたマスキング処理を施したが、その内、市議会議員及び副議長の報酬については、所得税・住民税をマスキング処理すべきものであることに気づき、閲覧の実施を中断し、その場でマスキング処理を試みたが、申立人は、マスキング処理は事前に黒塗りによるマスキングにより行うべきであるとして、結局、当該文書については閲覧をなかつた。

また、議会事務局職員給与については、職員会員の各定例会中の支出に係る人件費(給料額、手当額、所得控除額等)の合計額を閲覧に供したが、その内2月議会分において、誤って2月分を準備せず3月分のみを準備してしまつたため、申立人は、2月議会分の当該文書は閲覧しなかつた。

(2) 実施機関の判断の妥当性について

当審査会が調査、確認したところ、実施機関が非公開とする情報は、市議会議員報酬等に係る支出負担行為兼支出命令書の①議会事務局各職員

の人件費、②市議会議員報酬の所得税・住民税、③非常勤職員の氏名、④参考人の住所・氏名である。

その内、非常勤職員の氏名、参考人の住所・氏名の非公開については、申立人は異議を唱えていないので、判断を行わない。

申立人は、「本市の広報誌で市民に対して公表されていることもあり、議会事務局職員及び市議会議員の人件費については、氏名や職員番号を除き公開すべきである。」と主張する。これに対して実施機関は、「議会事務局各職員の人件費及び市議会議員報酬の所得税・住民税については個々に異なり、本市の広報誌により公表されておらず、個人情報として条例第6条第1項第2号により非公開となる情報である。」と主張する。

この実施機関の判断の妥当性について以下検討する。

ア、議会事務局各職員の人件費

議会事務局各職員の人件費に係る本件文書には、氏名、職員番号、給料月額、各種手当の支給額、各種控除額、差引支給額が記載されている。

条例第6条第1項第2号は、非公開とすることができる情報として「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定している。本号は、条例第3条第2項の「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報の漏れ及び公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。」との規定を受け、原則公開の情報の公開制度の下においても、特定の個人を識別できるおそれのある情報は、原則非公開とすることを定めたものである。本号が「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とすることができる。」と規定している趣旨は、個人のプライバシーを最大限に保護する観点から、個人のプライバシーに係る個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報を原則非公開にすることとあり、このことは、公務員に関する情報でも例外ではないと解される。

もっとも、公務員の職務に関する情報は、行政事務の遂行状況に関する情報と不可分であることから、行政事務に関する公的責任を明らかにする必要がある。当該職務を遂行した職員の氏名及び当該職務遂行の内容及び関係する情報は公開すべきものとされているところではあるが、個々の市職員の個人に関する情報は、公務の対価として公務に關わりはあっても、具体的な公務の遂行と結びついた情報ではなく、所得という通常他人に知られたくないプライバシーに関する情報であり、本号の「個人に関する情報」に該当し、特定の個人が識別できるおそれがある場合には非公開とすることができる情報であると考える。

申立人は、「各職員の個人費を記載した文書に個人に関する情報が特定

される箇所（氏名・職員番号）にマスキング処理を施せば特定の識別ができなくなるから、各職員の個人費の公開はできる。」と主張するが、本件文書が実施機関の特定の部署に所属する職員の所得等の情報であり、本件文書に記載されている給料月額、各種手当の支給額及び控除額など、各職員の級号給（勤務年数）、扶養家族、居住の状況及び通勤形態などにより算出されたものであるため、特定の個人が識別される蓋然性が高く、これらは全体として個人情報として非公開となる情報と考えられる。

（条例第6条第1項第2号ただし書き該当性について）

ところで、特定の個人を識別できる情報であっても、条例第6条第1項第2号ただし書きで、公表を目的として作成し、又は取得した情報は公開する旨規定されており、個人情報であつても公表されている情報は非公開とすることはできない。

申立人は、「市職員の個人費は、本市の広報誌で公表されているから各職員の個人費についても公開すべきである。」と主張していることから、市職員個々の個人費が同号ただし書きに該当するかどうかについて検討する。

本市の広報誌により、市職員に支給される手当の状況、市職員一人当たりの平均給料月額、平均年齢などが公表されている。そこで、公表された給料表をもとに勤務年数等を勘案すれば、ある程度その標準的給料等を推測することができないわけではない。しかし、このことから直ちに、個々の市職員の給料等が具体的に判明するものではないことから、議会事務局各職員の個人費は公表されている情報とは書えない。

以上のことから、議会事務局各職員の個人費は、条例第6条第1項第2号ただし書きに該当せず、同号本文により、個人情報として非公開とする実施機関の判断は妥当である。

イ、市議会議員報酬の所得税・住民税

市議会議員の報酬に係る本件文書には、氏名、報酬支給額、所得税・住民税、団体保険料、差引現金支給額が記載されている。

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報」であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開にすることができるとしている。

本市の広報誌で、市議会議員、副議長、議員の報酬月額がそれぞれ公表されている。

実施機関は、「市議会議員の報酬については本市の広報誌で公表されているが、個々の所得税・住民税については、公表されていない個人情報であるため非公開である。」と主張する。

この実施機関が非公開とする所得税・住民税は、個々の扶養状況等に

より異なっており、その額を公開することにより個人のプライバシーである世帯状況が明らかにされることがあるものである。また、住民税は、特別徴収として議員報酬以外の他の所得が含算されて計算されていることがあり、これを公開すると個人のプライバシーである議員報酬以外の他の所得の有無、多寡が明らかにされるおそれもあることから、所得税・住民税は、個人情報として保護の対象となる情報であると言える。

申立人は、市議会議員、副議長以外の38名の議員について、氏名を伏せれば特定の個人を識別できないので、所得税・住民税を公開できる旨主張するが、氏名を伏せたとしても、所得税・住民税を公開した場合、議員が公職であることから、他の公になっている情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがないとは言えないことから、「個人情報保護法第23条第1項第2号に該当する」という条例に照らし、当該所得税・住民税も個人情報として非公開にすることができると考えられる。

以上のことから、市議会議員の報酬の所得税・住民税を非公開とする実施機関の判断は、妥当である。

なお、当審査会は、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断するものであるから、申立人のその他の主張については判断する立場にはないため判断を行わない。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

付 言

本件や審の公開に際し、実施機関において、事前に非公開とすべき情報のマスキング処理を行ってなかったことや公開文書の一部を準備していなかったことなど、情報公開制度の公開手続きにおいて不適切な対応が見受けられた。

当審査会としては、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的を考え、市民の信頼を損ねるような不適切な対応は改められべきであり、実施機関においては、今後、条例の趣旨に添った情報公開制度の適切な運用に努めるべきである。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成23年12月9日 ・実施機関からの諮問書を受理
平成24年10月16日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求

11月8日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理
11月20日 ・平成24年度第8回審査会
案件の概要説明
平成25年1月22日 ・平成24年度第10回審査会
案件の審議
1月24日 ・実施機関に次回審査会への出席要求
4月16日 ・平成25年度第1回審査会
実施機関職員からの説明及び聴取、案件審議
5月19日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
平成25年度第2回審査会
答申案の検討
7月23日 ・平成25年度第3回審査会
答申案の検討、作成

取組市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健
副会長 新坂 将孝
委員 中村 照美
委員 上原 勝信
委員 当山 恵子

那覇市長 翁長 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成24年10月16日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (答申第5号)

- 1 審査会の結論
那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成24年9月5日付け那覇審第144号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。
- 2 異議申立てに至る経緯
(1) 公文書公開請求
異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成24年8月24日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、昭和41年から昭和46年までの期間、地籍併合図及び国土地基本図等の那覇市が農道・曾里崎山嶺(以下「当該農道」という。)を維持管理するために使用していることがわかる図面(以下「本件文書」という。)について公文書公開請求を行った。
(2) 実施機関の決定
実施機関は、本件文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。
(3) 異議申立て
申立人は、平成24年9月24日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。
(4) 諮問
実施機関は、平成24年10月16日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

- (1) 申立人の主張の要旨
平成24年9月24日付け異議申立書及び平成25年7月2日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。
当該農道を那覇市(以下「本市」という。)は、道路敷地に係る地権者全員の土地使用承諾書を付した陳情書、請求書に基づき維持管理しているので、管理するためには図面が必要である。
ゼンリンの住宅地図(昭和41年度、昭和44年度、昭和46年度)には、地権者の陳情、要請に基づき本市が農業振興の立場から1964年(昭和39年)更新された幅員5m総延長692mの当該農道が記載されていない。
そうすると、当該農道を維持管理するために使用した地籍併合図及び国土地基本図等があることになる。
また、市道の認定基準に関する規程第7条の路線認定手続には、「土地

台帳の写公図(字図)、平面図(1/500)縦横断面図および地籍(道路用図面)を提出する。」とある。

よって、1966年(昭和41年)から1969年(昭和44年)までの期間、地籍併合図及び国土基本図等の本市が当該農道を維持管理するために使用していることがわかる図面を公開してもらいたい。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成25年3月31日付け公文書非公開理由説明書及び平成25年5月14日に稟取した実施機関農林の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

当該農道は、地籍者の陳情、要請に基づき農林水産課(現在の商工農水課)が農業振興の立場から、昭和39年11月より農道として建設しました。現在農道現況台帳は存在しているが、建設当時の工事図面を含め管理図面等については不存在である。

また、地籍併合図及び国土基本図は、那覇市資産税課及び国土地理院が作成するものであり、当該の維持管理図面ではない。

よって、本件請求に関しては、前述のとおり、公開できる資料が不存在であるため、非公開としている。

4 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の存在について

本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

申立人は、当該農道を維持管理するためには何らかの図面が必要であり、昭和39年頃新設された当該農道が昭和41年、昭和44年、昭和46年のゼンリン住宅地図にないことから、昭和41年から昭和46年までの期間、本市が当該農道を維持管理するために使用した地籍併合図及び国土基本図等の図面があるはずだとそれを公開するよう求めている。

これに対して実施機関の説明では、3(2)のとおり、当該農道を管理するうえで農道現況台帳は存在しているが、建設当時の工事図面を含め管理図面等については不存在であるとしている。

本件文書に係る農道崎山線は、実施機関の主張によると昭和39年11月に地籍併合等の陳情・要請に基づき、その当時の農林水産課が農業振興の立場から農道として整備したものであるとされている。

当審査会は、実施機関から、農林水産課から道路管理課へ当該農道の維持管理に関する事務移管が行われたが、引継文書として残っているのは当該農道の農道現況台帳のみであり、他の文書は廃棄処分等により消滅している旨の説明を受けた。

本件処分と関連する民事調停事件に関する報告書の非公開決定処分の不服審査において、当時の那覇市情報公開審査会長あて那覇市長が回答した文書(平成10年2月6日付け那土道管第285号)において、「なにぶん(昭和39年)当時は文書管理も不十分であり、また、今日まで30年以上もの長年月を経過する間に農道主管課の更替等もあって、承諾書等の資料は散逸又は廃棄処分されたものと思われ提示できないのが実情である」との回答となっていることからすると、引継文書が農道現況台帳のみであるとする実施機関の主張は、首肯できるものである。

当審査会が確認したところ、農林水産課からの唯一の引継文書である当該農道の農道現況台帳は、昭和49年に農林水産課が作成したものと思われ、その中には、当該農道が完成した後に作成された地籍併合図のようなのを一部謄写した当該農道の範囲を示した図面があるが、これは、申立人が主張する当該農道を維持管理するために使用している図面とは認められないものである。

以上ことから、本件文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はなく、本件文書が存在するとは認められず、本件文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

(2) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成24年10月16日	・実施機関からの諮問書を受理
平成25年2月27日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求
3月19日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
4月16日	・平成25年度第1回審査会 案件の概要説明
4月17日	・次回審査会への出席要求
5月14日	・平成25年度第2回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
5月15日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
7月2日	・申立人からの意見書を受理
7月28日	・平成25年度第3回審査会 答申内容の検討及び答申書の作成

8月13日

・平成25年度第4回審査会
答申書の作成

答 申 第 6 号
平成25年9月24日

那覇市長 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 加津 榮健
副会長 新垣 将孝
委 員 中村 照美
委 員 上原 義信
委 員 当山 恵子

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

公文書部分公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成25年4月22日付け諮問第1号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (答申第6号)

1 審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)(が、平成25年2月20日付け郡総務第169号で行った公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。))は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。))は、平成25年2月1日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。))第7条の規定に基づき、実施機関に対して、那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。))平成24年度答申第4号(平成24年10月18日)及び平成24年度答申第7号(平成25年1月25日)の審査会議事録(審議内容全て)(以下「本件文書」という。))について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、発言部分の委員名等を除き公開する本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成25年4月18日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 審問

実施機関は、平成25年4月22日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る審問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成25年4月18日付け異議申立書及び平成25年6月19日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

「支援記録簿」は、子どもたちの個人情報収集・作成するものであり、その取扱いが慎重に行われなくてはならない。

「支援記録簿」の作成についての過程は、公正・透明に行われなくてはならないものであり、校長や有識者の氏名は公開されて当然のことだと認識している。

今回の審査会の議論においても、一個人の話ではなく、那覇市内の全ての子どもたち(これから生まれてくる子どもたちも含めて)の個人情報についての取扱いを議論する会衆に関する公文書の校長・有識者氏名を公開すべきかどうかのものであるので、審査会の議事録でもその審査をした審査会委員の発言者氏名が公開されることは当然だと考える。

審査会委員の発言者氏名を公開することで、「委員の率直な発言が制約され、公正又は適正な意見決定に著しい支障が生じるおそれがあるため」とする

実施機関の非公開理由が具体的に何を想定されているかが理解できない。

本件が那覇市の公金を使った審査会で議論すべき内容であったのかどうかを考えた時に、審査会議事録の発言した委員の氏名が非公開となれば、公正・適正に審査されたのかどうかを判断することができない。

よって、審査会議事録の審査会委員の発言者氏名も公開すべきである。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成25年5月1日付け公文書部分公開理由説明書によると実施機関の主張は、次のとおりである。

審査会は、政策や制度のあり方などについて建議する審議会や後計会議とは異なり、公文書の非公開決定等に対する不服申立てがなされた場合に、実施機関からの諮問に基づき、対立関係にある実施機関と不服申立人からそれぞれ意見を聴いて、非公開決定等の適法性・妥当性を審議し、その結果を実施機関に答申するという、不服申立てに係る争訟手続の一部に位置する機関であり、一般の合議制機関や行政機関以上に中立・公平性、判断の適正性の確保が要求されるものである。

よって、公開・非公開の判断に関わる発言部分の委員名等について公開することは、外部の利害関係者から委員等に対して何らかの働きかけが行われる懸念が生じることなどにより委員等の率直な発言が制約され、将来の審査会における公正又は適正な意思決定に著しい支障を生じるおそれがあるため、条例第6条第1項第4号アにより非公開とした。

なお、審査会は非公開の会議ではあるが、本件の審議に当たった審査会の委員の氏名は公開しており、また、当該議事録は結果的に非公開とすべき情報を審議した内容ではないことから、委員等の発言内容については全面的に公開している。

4 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のよう判断する。

(1) 審査会について

条例第11条は、「請求者は、公開の請求に関する処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てを行うことができる。」と規定している。審査会は、不服申立てに係る争訟手続の一部に位置する機関であり、政策や制度のあり方などについて建議する審議会や後計会議とは異なり、公文書の非公開決定等に対する不服申立てがなされた場合に実施機関からの諮問を受け、実施機関から提出された理由説明書と不服申立人から提出された意見書等に基づき双方の主張を検討し、公文書の非公開決定等の適法性・妥当性を審議し、その結果を実施機関に答申するものである。このような審査会の性質上、審査会では、非公開等とされた公文書を直接見分し、公正・中立な立場から自由かつ率直に討議を

行っている。そのため、耶麻市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成12年規則第8号）第6条第4項は、「審査会の会議は非公開とする。」と規定しており、審査会は非公開で行われている。

このように、審査会は準司法的作用を営む機関であることからすると、一般の会議制機関や行政機関以上に中立・公平性、判断の適正性の確保が要求されるものであり、このような中立・公平性、判断の適正性の確保は、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を確保することによって実現されるものである。

(2) 実施機関の判断の妥当性について

条例第6条第1項第4号アは、「市の機関内部若しくは機関相互間又は団体との間における審議、検討、調査等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生じるおそれのあるもの」について非公開にすることができると規定している。

当審査会が見分したところ、本件文書は、審査会の平成24年度第3回、第5回から第10回までの会議録であり、会議の日時、出席者氏名、審議の議題、配布資料名、発言委員名等及び発言内容が記載された詳細な審議内容が逐語的に記載されている。

申立人は、発言委員名の公開を求めているが、このような会議録において、発言内容とともに発言委員名等が公開されると、委員等が、外部の利害関係者から何らかの働きかけが行われることを危惧し、このような心理的影響から自由かつ率直な意見の交換が阻害され、その結果、委員等の中立・公正性、判断の適正性自体が損なわれる事態を生じ得ることは否定できず、審査会の公正又は適正な意思決定に著しい支障を生じるおそれがある。このことは、たとえ審査会の審議終了後に発言委員名等が公開されたとしても、将来の審査会の審議において、委員等が自らの発言が公開されることを懸念することにより、自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがあり、同様と考えられる。

なお、申立人は、「本件文書の審議内容が個人情報についての取扱いを議論する会議に関する公文書の校長・有職者氏名を公開すべきかどうかのものであるので、審査会の議事録でもその審査をした審査会委員の発言者氏名が公開されることは当然である。」と主張しているが、(1)で述べたとおり、「文書記録簿」等の制度の導入を検討する会議とは審査会の性質・役割が異なり、同一的に取り扱うべきものではないことから、申立人の当該主張を採用することはできない。

以上のことから、条例第6条第1項第4号アにより実施機関が発言委員名等を非公開とした判断は妥当である。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成25年	4月22日	・実施機関からの諮問書を受理
	5月1日	・実施機関から部分公開理由説明書を受理
	5月14日	・平成25年度第2回審査会 案件の概要説明
	5月20日	・公文書部分公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
	6月19日	・申立人からの意見書を受理
	7月23日	・平成25年度第3回審査会
	8月13日	・審中内容の検討及び答申書の作成
		・平成25年度第4回審査会 答申書の作成
	9月24日	・平成25年度第5回審査会 答申書の作成

耶麻市情報公開・個人情報保護審査会

会長	柴健
副会長	前津 将孝
委員	新城 照美
委員	中村 義信
委員	上原 当山
委員	恵子

那覇市長 翁長 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

答 申 書 (答申第7号)

1 審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成25年9月25日付け那道路第904号、905号、906号及び914号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成25年8月30日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」にある農道崎山線(以下「当該農道」という。)の道路台帳又は農道現況台帳、道路敷地の確認台帳、地籍図面及び幅員別道路台帳(以下「本件文書」という。)について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成25年11月8日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 審問

実施機関は、平成25年12月2日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る審問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成25年11月8日付け異議申立書及び平成26年2月10日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

当該農道の現況台帳には、当該農道の起点が普里崎山町4丁目40(49)、終点が普里金城町4丁目31-1(総延長69.2m・幅員5m・有効幅員4m・民有地364㎡・私有地なし・市町村有地なし)となっており、当該農道は、道路敷地に係る地権者金員の土地所有承継書を付した陳情書・要請書もなく昭和39年11月築造された。

しかしながら、平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」にある当該農道は、起点が普里崎山町4丁目25、終点が普里金城町4丁目31-3となっていて、起点、終点ともに当該農道の現況台帳と異な

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成25年12月2日付け審問第4号で審問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

っている。

また、当該農道の現況台帳には、昭和49年3月当該農道の側溝130mを改修整備したとあり、当該農道は、那覇市の認定道路（以下「那覇市道」という。）と同様に改修整備し維持管理されている。

さらに、道路敷地の確認台帳及び地籍図面は、1971年（昭和46年）の「那覇市文書鑑目表」に永年保存文書として記載されている。

よって、平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」にある当該農道の本文文書を公開してもらいたい。

なお、地方自治法第244条の2は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例にこれを定めなければならない。」とあるのに、本市には農道の管理に関する条例の定めがなく、本市の「市道の認定基準に関する規程」第4条の路線認定の手続きを遂行するに当該農道の管理を行っている。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成25年12月10日付公文書非公開理由説明書及び平成25年12月17日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

当該農道は、地権者の陳情、要請に基づき農林水産課（現在の商工農水課）が農業展開の立場から、昭和39年11月に農道として建設したものである。当該農道は、土地改良法に基づいた農道ではないため、農道台帳を整備する必要がなく、当該農道の管理に関する資料は、昭和49年に作成されたと思われる農道現況台帳のみ存在しており、新たな農道現況台帳等の資料は作成していないため不存在である。

また、申立人が求める道路台帳、幅員別道路調査台帳及び道路敷地の確認台帳については、当該農道は道路法の適用を受けない法定外公共物とみなされているものであることから作成する必要のないものであるため作成しておらず、地籍図面については、資産税課作成の地籍図等を使用しており、本課独自の地籍図面を作成していない。

よって、本件請求に関しては、前述のとおり、公開できる資料が存在しないため、非公開としている。

4 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由・説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のよう判断する。

(1) 本文文書の存在について

本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会は本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本文文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

申立人は、既に申立人に対して公開されている昭和49年当時の当該農道の現況台帳における当該農道の範囲（起点・終点）と平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」における当該農道の範囲（起点・終点）が異なっており、当該農道を本市が那覇市道と同様に改修整備し維持管理していることなどから、平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」の当該農道に関する道路台帳等があるはずだとして本文文書を公開するよう求めている。

これに対して実施機関の説明では、3(2)のとおり、当該農道の管理に関する資料は、昭和49年作成の農道現況台帳のみ存在しており、他の資料は不存在であるとしている。

そこで、当審査会は、本文文書の各項目の存在について、実施機関から事情聴取を含めて調査を行った。その結果は、以下のとおりである。

ア 道路台帳

道路法（昭和27年法律第180号）第28条の規定に基づき道路管理者は、道路台帳を編製し、これを保管しなければならないことになっている。道路法が適用される道路のひとつとして市町村の認定を受けた道路が該当するが、当該農道はその認定を受けた道路ではないことから、道路台帳を作成する必要はなく、当該農道の道路台帳は存在しないものと認められる。

イ 農道現況台帳

農道を管理するうえで農道（現況）台帳を作成することにつき法令上の義務規定はないが、国（農林水産省）の通達に基づき、「農道管理普及、管理する農道について農道（現況）台帳を作成し、橋樑、個数及び延長を記載すること」とされており、多くの市町村において農道管理規程等の要綱を定め、農道（現況）台帳の整備に努めている。

しかしながら、本市内の農道は、土地改良法に基づく農道ではなく、道路法の適用を受けない法定外公共物とみなされているものであることから、必ずしも農道現況台帳を整備する必要がなく、昭和49年当時の当該農道の現況台帳が作成されているが、その後現在の当該農道の現況を表す台帳は作成されていないことを確認した。

よって、平成25年5月現在の「那覇市・市道路線認定図」の当該農道の現況を表す農道現況台帳は存在しないものと認められる。

ウ 道路敷地の確認台帳及び地籍図面

申立人は、道路敷地の確認台帳及び地籍図面が永年文書として本市の

文書目録である「那覇市文書種目表」にあることから、当該農道に関する当該台帳及び図面は存在すると主張している。

確かに、1971年（昭和46年）9月11日（第327）那覇市公報の「那覇市文書種目表」に本件文書名が記載されており、そこで永年保存文書の指定がされているが、当該文書目録には、これと同様に、文書の件名があるが実際に存在しない文書が他にも多々あるとのことから、当該文書目録は、文書として整理する場合の保存年限等の基準を示すものであり、実際に文書が作成されて保存されていることを表しているものではないと思われ、本件文書が永年文書として当該文書目録にあることが、実施機関が当該台帳及び図面を保有しているという根拠となることは認められない。当該台帳については、当該台帳に関する道路法上の規定はなく、実施機関において、農道、那覇市道の区別無く、当該台帳を作成していないことを確認した。また、地籍図面については、実施機関独自の図面を作成しておらず、資産税課作成の地籍併合図等を使用していることを確認した。

よって、当該台帳及び図面は存在しないものと認められる。

エ 幅員別道路調査台帳

実施機関の説明するところによれば、那覇市道については、道路台帳に付随するものとして幅員別道路調査台帳はあるが、道路法の適用を受けない農道に関する当該台帳を実施機関が作成する必要はないものであり、当該調査会は当該台帳が作成されていないことを確認した。よって、当該台帳は存在しないものと認められる。

以上のことから、本件文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はなく、本件文書が存在するとは認められず、本件文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

なお、申立人のその他の主張については、本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格にないことから、判断を行わない。

(2) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」とおり判断する。

5

処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成25年12月 2日 ・実施機関からの略開書を受理
平成25年12月 9日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求
12月16日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理
12月17日 ・平成25年度第6回審査会

案件の概要説明

平成26年 12月20日 ・次回審査会への出席要求
平成25年度第7回審査会
1月22日 ・実施機関職員からの説明及び聴取
・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
2月10日 ・申立人からの意見書を受理
2月25日 ・平成25年度第8回審査会
3月 3日 ・答申内容の検討
3月 7日 ・実施機関から意見書に対する反論を受理
・申立人からの意見書の反論に対する意見書を受理
3月18日 ・平成25年度第9回審査会
・答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 康徳
副会長 新城 将孝
委員 中村 照美
委員 上原 義信
委員 当山 恵子

答 申 第 8 号
平成26年3月26日

那覇市長 翁長 雄志 様

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

答 申 書 (答申第8号)

1 審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)(が、平成25年11月29日付け那覇道警第1060号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。))は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。))は、平成25年11月5日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)(第7条の規定に基づき、実施機関に対して、那覇市通峰山9号(以下「峰山9号」という。))の地籍図面、道路敷地の確認台帳及び市道境界承認書並びに那覇市道金城8号(以下「金城8号」という。))の地籍図面及び道路敷地の確認台帳(以下これらを「本件文書」という。))について、それぞれ公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成26年1月17日及び同年1月24日、実施機関が行った本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成26年1月24日及び同年1月28日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、それぞれ異議申立てに係る諮問を行った。

3 併合審査について

当審査会は、諮問があった本件処分に対する2件の異議申立てについて、異議申立ての趣旨、内容が同一であることから、審理の円滑かつ迅速な進行等のため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第36条の規定に基づき、併合審査とした。

4 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成26年1月17日及び同年1月24日付け異議申立書及び平成26年2月5日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成26年1月24日付け諮問第5号及び同年1月28日付け諮問第6号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

崎山9号及び金城8号(以下併せて「当該市道」という。)は、①道路の指定(認定)をする、②道路管理者が道路区域を決定する、③その敷地等の上に所有権、地上権、賃借権等の権原を取得する、④必要な工事を行って道路としての形態を整える、⑤道路として使用するという道路を認定するための手続きを踏んで、③の権原を取得している。

また、本件文書は、1971年(昭和46年)の「那覇市文書種目表」に永年保存文書として記載されている。

さらに、当該市道には、一部私有地の部分が含まれており、これを市道認定するためには、道路認定の手続きのため私有地の権原を取得し、地籍図面等を作成する必要がある。

よって、当該市道の本件文書を公開してもらいたい。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成26年1月29日付け公文書非公開理由説明書及び平成26年1月21日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

申立人は、当該市道についても道路認定から供用開始までの一連の手続きが進められていることから本件文書についての公開を求めているが、当該市道は、国から譲与された里道を利用して築造された道路であることから、本市が他から権原を取得する必要がなく、本件文書は作成していないため不存在である。

実施申立書の添付資料は、新設の道路建設(用地取得)に当たって、一筆ごとの地積測量を基に集成(一路線としてまとめ完成)した図で、委託して得た成果物であると思われるものであり、これが道路築造を行った事業職からの道路修繕費等に含まれている場合は、本館において保管管理するが、本館が必要上作成する文書ではない。

よって、本件請求に関しては、前述のとおり、公開できる資料が不存在であるため、非公開としている。

5 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の処分理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の存在について

本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

申立人は、当該市道が道路認定から供用開始までの一連の手続きを踏んでその敷地等の上に所有権等の権原を取得しており、当該市道の地籍図

面等があるはずだとして、本件文書を公開するよう求めている。

これに対して実施機関の説明では、4(2)のとおり、本件文書は不存在であるとしている。

そこで、当審査会は、本件文書の各項目の存在について、実施機関から事情聴取を含めて調査を行った。その結果は、以下のとおりである。

ア 地籍図面

当該図面については、道路を新設する場合には、事業課において当該道路の地積測量図等の図面を作成することがあるが、当該市道は国から譲与された既存の里道を利用して築造された道路であるため、実施機関において当該図面は作成されておらず、当該市道の管理においては、資産税課作成の地籍併合図等を使用していることを確認した。

よって、当該図面は、存在しないものと認められる。

イ 道路敷地の確認台帳

実施機関の説明によると、現在の道路を管理する上において、実施機関が当該台帳を作成する必要性がないこととあり、当審査会は当該台帳が作成されていないことを確認した。

よって、当該台帳は存在しないものと認められる。

ウ 市道境界承認書

当該境界承認書は、市道と隣接地との境界を確認する書類であるが、金城8号については、既存の里道部分を市道として認定した後当該道路の改修工事を行う際に里道と隣接地との境界が不明な箇所があったため境界を確認した書類が存在するが、崎山9号については、国から譲与された里道の管理を国からそのまま移管したため当該里道と隣接地との境界を確認するための書類を作成する必要がなかったと思われ、当該境界承認書は作成されていないことを確認した。

よって、崎山9号に関する当該境界承認書は存在しないものと認められる。

(2) その他の主張について

申立人は、本件文書が永年文書として本市の文書目録である「那覇市文書種目表」にあることから、当該市道に関する本件文書は存在すると主張している。確かに、1971年(昭和46年)9月11日(第327)那覇市公報の「那覇市文書種目表」に本件文書名が記載されており、そこで永年保存文書の指定がされているが、当該文書目録には、これと同様に、文書の件名はあるが実際に存在しない文書が他にも多々あることから、当該文書目録は、文書として整理する場合の保存年限等の基準を示すものと解され、実際に文書が作成されて保存されていることを表しているものではないと思われ、本件文書が永年文書として当該文書目録にあることが、実施機関が本件文書を保有しているという根拠となるものとは認められない。

さらに申立人は、当該市道には、一部私有地の部分が含まれており、

これを市道認定するためには、道路認定の手續きのため当該私有地の権原を取得し、地籍図面等を作成する必要があるとも主張している。確かに、申立人が意見書に添付した図面を見る限りにおいては、一部の私有地が当該市道の範囲に含まれているように見えるが、この意見書の添付図面は現状を測量した道路台帳の図面であり、正確な土地の境界の測量に基づき図面ではなく、当該市道は沖縄県が行う地籍調査の対象区域となっており、地籍調査完了後地籍図が作られ、これにより境界が明確となるものである。実施機関の説明するところによれば、たとえ地籍調査により道路の形跡がある部分に私有地が含まれている場合であっても、実施機関としてはあくまでも既存の里道の部分を市道として認定しているため、当該私有地の権原を取得する必要はないとのことである。

以上のことから、本件文書を所有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はなく、本件文書が存在するとは認められず、本件文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

なお、申立人は別に、平成25年1月29日に公開された金城8号の市道境界承認書が平成18年1月1日付けであることから、当該市道を路線認定する際に使用された昭和60年当時の市道境界承認書の公開を求めているが、実施機関の説明するところによると、当該市道の認定は、国から継与された里道をそのまま認定したとのことであり、当審査会は、当該市道の市道境界承認書が平成18年に当該市道を整備する際に隣接地との境界を確認するため作成されたものの以外には存在しないとを確認した。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成25年	1月21日	・平成25年度第7回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
	1月24日	・実施機関からの諮問書（諮問5号）を受理
	1月24日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求
	1月28日	・実施機関からの諮問書（諮問6号）を受理
	1月29日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
	1月30日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
	2月5日	・申立人からの意見書を受理
	2月25日	・平成25年度第8回審査会

答申内容の検討

- 3月3日 ・実施機関から意見書に対する反論を受理
- 3月7日 ・申立人からの意見書の反論に対する意見書を受理
- 3月18日 ・平成25年度第9回審査会
答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健
副会長 新城 将宏
委員 中村 照美
委員 上原 綾博
委員 当山 恵子

1 会議公開制度の目的

情報公開制度の目的が実効的に保障されるためには、市政に関する情報が広く公開される必要があり、そのためには公文書の公開だけではなく、会議の公開についてもその充実を図らなければなりません。このような観点にたち、市政に関する意思形成に重要な役割、機能を有する市の会議について、会議運営の公正性を確保するとともに、市政への市民参加を一層推進するため「公開原則」のもとに会議の公開を行っています。

会議公開制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 公開の対象となる会議

- ① 条例で設置された審議会、審査会等の会議
- ② 行政委員会の会議

(3) 会議公開の基準

公開原則ですが、①情報公開条例により非公開とすることができる情報に関して審議する場合、②公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害される場合は、公開しないことができます。

(4) 公開の内容

公開される会議の主な内容は、①開催日時、議題等の事前公表、②傍聴の可否、③意見書の提出数、④会議録等の公開となっています。

2 会議公開制度の運用状況

- (1) 「会議日程の事前公表」等については、市政情報センターに報告があったのは108件となっています。
- (2) 報告のあった会議について傍聴できたものは75件、傍聴できなかったものは33件となっています。

会議の開催状況

部名	課名	会議の名称	開催数	公開	非公開	傍聴 人数	意見 提出
総務部	総務課	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	9	-	9	-	-
		那覇市の蝶選定委員会	2	2	-	2	2
	総務課市政情報センター	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	8	8	-	-	-
	管財課	那覇市財産評価委員会	4	-	4	-	-
経済観光部	観光課	那覇市観光功労者表彰審査委員会	1	-	1	-	-
	商工農水課	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会	1	1	-	-	-
		那覇市中小企業振興審議会	2	2	-	-	-
市民文化部	市民生活安全課	那覇市安全で住みよいまちづくり推進協議会	1	-	1	-	-
	文化振興課	那覇市文化行政審議会	1	1	-	3	-
	文化財課	那覇市文化財調査審議会	2	2	-	-	-
		那覇市立壺屋焼物博物館協議会	2	2	-	-	-
こどもみらい部	こども政策課	こども政策審議会	2	2	-	-	-
		子ども・子育て会議	2	2	-	7	-
		児童館指定管理予定候補者選定部会	3	1	2	-	-
福祉部	福祉政策課	那覇市民生委員推薦会	3	-	3	-	-
		那覇市社会福祉審議会	1	1	-	-	-
		那覇市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	3	-	3	-	-
		那覇市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	2	2	-	3	-
	ちゃーがんじゅう課	那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護専門分科会	4	-	4	-	-
	障がい福祉課	那覇市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	3	-	3	-	-
健康部	健康推進課	那覇市母子保健推進協議会	1	1	-	-	-
都市計画部	建築指導課	建築審査会	3	3	-	40	-
		開発審査会	1	1	-	-	-
	都市計画課	那覇市都市計画審議会	3	3	-	9	-
		那覇市都市景観審議会	4	4	-	4	-
建設管理部	建設企画課	那覇市住宅政策等審議会	4	2	2	2	-
		那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会	-	-	-	-	-
環境部	環境政策課	那覇市環境審議会	4	4	-	-	-
		那覇市環境審議会墓地行政部会	2	2	-	-	-
生涯学習部	総務課	教育委員会会議	23	23	0	2	0
	市民スポーツ課	那覇市スポーツ推進審議会	3	3	-	-	-
	生涯学習課	那覇市社会教育委員の会議	4	3	1	-	-
合計			108	75	33	72	2